

自己点検・評価報告書

2022年6月30日

創価大学法科大学院

第1	法科大学院の基本情報	1
第2	自己点検・評価報告書作成のプロセス	9
第3	自己点検・評価の内容と結果	10
第1分野	運営と自己改革	10
1-1	法曹像の周知	10
1-2	特徴の追求	13
1-3	自己改革	16
1-4	法科大学院の自主性・独立性	22
1-5	情報公開	25
1-6	学生への約束の履行	28
1-7	法曹養成連携協定の実施状況	30
第2分野	入学者選抜	33
2-1	入学者選抜〈入学者選抜基準等の規定・公開・実施〉	33
2-2	既修者認定〈既修者選抜基準等の規定・公開・実施〉	41
2-3	多様性〈入学者の多様性の確保〉	46
第3分野	教育体制	49
3-1	教員体制・教員組織（1）〈専任教員の必要数及び適格性〉	49
3-2	教員体制・教員組織（2）〈教員の確保・維持・向上〉	52
3-3	教員体制・教員組織（3）〈専任教員の構成〉	54
3-4	教員体制・教員組織（4）〈教員の年齢構成〉	56
3-5	教員体制・教員組織（5）〈教員のジェンダーバランス〉	58
3-7	教員支援体制（2）〈研究支援体制〉	62
第4分野	教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み	65
4-1	教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（1）〈FD活動〉	65
4-2	教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（2）〈学生評価〉	70
第5分野	カリキュラム	75
5-1	科目構成（1）〈科目設定・バランス〉	75
5-2	科目構成（2）〈科目の体系性〉	78
5-3	科目構成（3）〈授業科目の開発，教育課程の編成及びそれらの見直し〉	82
5-4	科目構成（4）〈法曹倫理の開設〉	84
5-5	履修（1）〈履修選択指導等〉	86
5-6	履修（2）〈履修登録の上限〉	89
第6分野	授業	92

6-1-1	授業（1）〈授業計画・準備〉	92
6-1-2	授業（2）〈授業の実施〉	94
6-2	理論と実務の架橋（1）〈理論と実務の架橋〉	99
6-3	理論と実務の架橋（2）〈臨床科目〉	103
6-4	国際性の涵養	107
第7分野	学習環境及び人的支援体制	109
7-1	学生数（1）〈クラス人数〉	109
7-2	学生数（2）〈入学者数〉	111
7-3	学生数（3）〈在籍者数〉	112
7-4	施設・設備（1）〈施設・設備の確保・整備〉	114
7-5	施設・設備（2）〈図書・情報源の整備〉	118
7-6	教育・学習支援体制	120
7-7	学生支援体制（1）〈学生生活支援体制〉	121
7-8	学生支援体制（2）〈学生へのアドバイス〉	123
第8分野	成績評価・修了認定	126
8-1	成績評価〈厳格な成績評価の実施〉	126
8-2	修了認定〈修了認定の適切な実施〉	130
8-3	異議申立手続〈成績評価・修了認定に対する異議申立手続〉	134
第9分野	法曹に必要なマインド・スキルの養成（総合評価及び適合認定）	137
9-1	法曹に必要なマインド・スキルの養成〈総合評価及び適合認定〉	137
別紙2	6-1-2 授業（2） 1（1）授業の実施、（2）到達目標との関係	145

第1 法科大学院の基本情報

- | | |
|-----------------------|---|
| 1. 大学（院）名 | 創価大学 |
| 2. 法務博士が授与される大学院課程の名称 | 法務研究科法務専攻 |
| 3. 開設年月 | 平成16年4月 |
| 4. 当該大学院課程の教学責任者 | |
| 氏名 | 島田新一郎 |
| 所属・職名 | 法務研究科
教授（研究科長） |
| 連絡先 | shimada@soka.ac.jp |
| 5. 認証評価対応教員・スタッフ | |
| ① 氏名 | 尹 龍澤 |
| 所属・職名 | 法務研究科
教授 |
| 役割 | 自己点検・評価委員会
委員長 |
| 連絡先 | inn@soka.ac.jp |
| ② 氏名 | 田村伸子 |
| 所属・職名 | 法務研究科
教授 |
| 役割 | 研究科委員会補佐
教務委員会委員長 |
| 連絡先 | ntamura@soka.ac.jp |
| ③ 氏名 | 澤登秀雄 |
| 所属・職名 | 法科大学院事務室・事務長 |
| 役割 | 事務全般 |
| 連絡先 | 090-8685-1419
hsawa@soka.ac.jp
〒192-8577
東京都八王子市丹木町
1-236 |

6. 法科大学院の基本データ

(1) 過去5年間の入学者競争倍率…【1-3】【2-1】関連

	受験者数	合格者数	競争倍率
2018年度	58人	24人	2.42倍
2019年度	99人	35人	2.83倍
2020年度	61人	28人	2.18倍
2021年度	50人	24人	2.08倍
2022年度	80人	36人	2.22倍

(2) 過去5年間の入学定員充足率…【1-3】【7-2】関連

	入学定員 (A)	入学者数 (B)	定員充足率 (B/A×100)
2018年度	28人	19人	67.9%
2019年度	28人	17人	60.7%
2020年度	28人	16人	57.1%
2021年度	28人	16人	57.1%
2022年度	28人	23人	82.1%
平均	28人	18.2人	65.0%

(3) 修了者の進路に関する問題の把握，検討，具体的取り組み状況 …【1-3】関連

	受験者数	短答式試験の合格に必要な成績を得た者の数	最終合格者数	合格率	司法試験合格率 (全法科大学院平均)
2018年度	61人	37人	13人	21.31%	24.75%
2019年度	65人	42人	16人	24.62%	29.09%
2020年度	47人	29人	16人	34.04%	32.68%
2021年度	39人	30人	12人	30.77%	34.62%
2022年度	人	人	人	%	%

(4) 過去5年間の既修者選抜の競争倍率…【2-2】関連

	法学既修者の定員 (人)	受験者数 (人)	合格者数 (人)	競争倍率 (倍)
2018年度	8	12	5	2.40

2019年度	8	16	3	5.33
2020年度	8	14	7	2.00
2021年度	8	7	3	2.33
2022年度	13	18	6	3.00

(5) 過去5年間の入学者数のうち、法学既修者数及び割合
…【2-2 関連】

		入学者数	うち法学 既修者数
2018年度	学生数	19人	10人
	学生数に対する割合	100%	52.63%
2019年度	学生数	17人	8人
	学生数に対する割合	100%	47.06%
2020年度	学生数	16人	12人
	学生数に対する割合	100%	75.00%
2021年度	学生数	16人	7人
	学生数に対する割合	100%	43.75%
2022年度	学生数	23人	9人
	学生数に対する割合	100%	39.13%

(6) 入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合…【2-3】 関連

	入学者数	実務等経験者	他学部出身者 (実務等経験者 を除く)	実務等経験者 又は他学部出 身者
入学者数 2018年度	19人	2人	0人	2人
合計に対する割合	100.0%	10.52%	0%	10.52%
入学者数 2019年度	17人	1人	1人	2人
合計に対する割合	100.0%	5.88%	5.88%	11.76%
入学者数 2020年度	16人	0人	0人	0人
合計に対する割合	100.0%	0%	0%	0%
入学者数 2021年度	16人	1人	2人	3人
合計に対する割合	100.0%	6.25%	12.50%	18.75%
入学者数 2022年度	23人	2人	3人	5人
合計に対する割合	100.0%	8.70%	13.04%	21.74%
5年間の入学者数	91人	6人	6人	12人

5年間の合計に対する割合	100.0%	6.59%	6.59%	13.19%
--------------	--------	-------	-------	--------

(7) 収容定員数及び専任教員総数…【3-1】関連

収容定員数	84人
専任教員総数	15人

(8) 法律基本科目毎の適格性のある専任教員の人数…【3-1】関連

入学定員が100人以下

必要教員数は、各分野につき1人

	憲法	行政法	民法	商法	民事訴訟法	刑法	刑事訴訟法
必要教員数	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人
実員数	2人	1人	2人	1人	1人	1人	1人
適格性を有する教員の氏名	嘉多山宗 神尾将紀	尹龍澤	花房博文 田村伸子	黒木松男	小嶋明美	佐瀬恵子	岡本梢

(9) 実務家教員の数及び割合…【3-1】関連

法令上必要とされる専任教員数 (A)	実務家教員数 (B)	(B)のうち みなし専任教員数	法令上必要とされる専任教員数に占める実務家教員の割合 (B/A)
3人	7人	0人	233%

(10) 教授の数及び割合…【3-1】関連

	専任教員					
	専任教員総数			うち実務家教員 (実員)		
	教授	その他	計	教授	その他	計
専任教員数	10人	5人	15人	5人	2人	7人
計に対する割合	66.7%	33.3%	100%	71.4%	28.6%	100%

(11) 専任教員の配置バランス…【3-3】関連

	クラス数		専任教員数 (延べ人数)	クラス毎の履修登録者 数平均	
	専任() はみなし 専任	専任以 外		専任	専任以外
法律基本科目	41	1	64人	10.22人	15人
法律実務基礎科目	10	1	17人	10.3人	11人
基礎法学・隣接科目	1	3	1人	6人	7.33人
展開・先端科目	13	18	14人	4.77人	3.72人

(12) 教員の年齢構成…【3-4】関連

		39歳以下	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	計
専任教員	研究者教員	0人	3人	1人	4人	0人	8人
		0%	37.5%	12.5%	50.0%	0%	100.0%
	実務家教員	1人	1人	3人	2人	0人	7人
		14.3%	14.3%	42.9%	28.6%	0%	100.0%
合計		1人	4人	4人	6人	0人	15人
		6.66%	26.6%	26.6%	40.0%	0%	100.0%

年齢は、評価実施年度の5月1日時点での年齢に基づく。

(13) 教員の年齢構成…【3-5】関連

性別	専任教員		兼任・非常勤教員		計
	研究者教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
男性	4人	6人	12人	4人	26人
	15.4%	23.1%	46.1%	15.4%	100.0%
女性	4人	1人	0人	2人	7人
	57.1%	14.3%	0%	28.6%	100.0%
全体における 女性の割合	33.3%		11.1%		21.2%

評価実施年度の5月1日現在の数を記載。

(14) ア 過去3年間の各年度の教員の担当コマ数…【3-6】関連

【2022年度】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専 任教員		兼任教員				備考
	研究者教員		実務家教員		実務家教員		研究者教員		実務家教員		
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
最 高	4.5	4	4.5	5	-	-	1.0	0	-	-	1コマ 90分
最 低	2.0	2.0	2.5	2.0	-	-	1.0	0	-	-	
平 均	3.31	3.13	3.21	3.0	-	-	1.0	0	-	-	

【2021年度】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任 教員		兼任教員				備考
	研究者教員		実務家教員		実務家教員		研究者教員		実務家教員		
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
最 高	4.0	4.0	4.0	3.5	-	-	3.0	1.0	-	-	1コマ 90分
最 低	0	2.0	1.5	2.0	-	-	1.0	0	-	-	
平 均	2.88	3.0	2.93	2.57	-	-	2.0	0.5	-	-	

【2020年度】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任 教員		兼任教員				備考
	研究者教員		実務家教員		実務家教員		研究者教員		実務家教員		
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
最 高	2.5	4.0	3.5	4.0	-	-	1.0	0	-	-	1コマ 90分
最 低	2.0	0	1.5	2.0	-	-	1.0	0	-	-	
平 均	2.38	2.44	2.57	2.79	-	-	1.0	0	-	-	

イ 他大学・他学部の授業数も含めた専任教員の担当コマ数…【3-6】関連

【2022年度】 ※2022年度後期は担当予定科目全てを算入。実際には例年不開講科目が出るため、これらの数値を下回ると予想する。

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		備考
	研究者教員		実務家教員		みなし専任教員		
	前期	後期※	前期	後期※	前期	後期	
最 高	6.5	10.07	5.0	5.5	-	-	1コマ 90分
最 低	2.5	4.0	2.5	3.0	-	-	
平 均	4.81	6.13	3.79	4.14	-	-	

【2021 年度】

授業 時間数	専任教員		専任教員		みなし専任教員		備考
	研究者教員		実務家教員				
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
最 高	7.0	9.0	6.0	5.03	-	-	1 コマ 90 分
最 低	0	4.6	1.5	2.0	-	-	
平 均	4.5	6.45	3.64	3.64	-	-	

【2020 年度】

授業 時間数	専任教員		専任教員		みなし専任教員		備考
	研究者教員		実務家教員				
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
最 高	7.5	8.07	4.5	5.0	-	-	1 コマ 90 分
最 低	2.5	0	1.5	2.0	-	-	
平 均	4.38	5.52	3.14	3.57	-	-	

(15) 開設科目数及び単位数…【5-1】関連

	開設科目数	単位数	うち必修科 目数	うち必修単 位数
法律基本科目群	32	65	32	65
うち基礎科目	17	35	17	35
うち応用科目	15	30	15	30
法律実務基礎科目群	14	23	4	8
基礎法学・隣接科目群	4	8	0	0
展開・先端科目群	33	62	13	26
うち選択科目	20	36	0	0

(16) 学生の履修状況…【5-1】関連

・ 評価実施年度の前年度の修了者について、各科目群の履修単位数（平均値）を未修者コース・既修者のコース別に記載してください。	未修者コース	既修者コース
法律基本科目	68	35
うち基礎科目	37	4
うち応用科目	31	31

法律実務基礎科目	17	14.6
基礎法学・隣接科目	4.5	4.2
展開・先端科目	14.75	17.7
うち選択科目	14.75	17.7
4科目群の合計	104.25	71.5

- (17) 収容定員に対する在籍者数の割合…【7-3】関連
【過去5年間における全体の在籍者数の割合】

	収容定員 (A)	在籍者数 (B)	定員充足率 (B/A×100)
2018年度	84人	60人	71.4%
2019年度	84人	44人	52.4%
2020年度	84人	41人	48.8%
2021年度	84人	39人	46.4%
2022年度	84人	43人	51.2%
平均	84人	45.4人	54.0%

【評価実施年度の在籍者数】

	在籍者数 (未修)	在籍者数 (既修)	合計
1年次	15人		15人
2年次	5人	10人	15人
3年次	5人	8人	13人
合計	25人	18人	43人

- (18) 修了認定要件としての必要単位数…【8-2】関連

	修了認定要件としての必要単位数	うち必修単位数	うち選択必修単位数
法律基本科目群	65	65	0
うち基礎科目	35	35	0
うち応用科目	30	30	0
法律実務基礎科目群	10	8	0
基礎法学・隣接科目群	4	0	0
展開・先端科目群	14	0	4
うち選択科目	10	0	0
合計	98	73	4

第2 自己点検・評価報告書作成のプロセス

2022年度認証評価受審に向けての基本体制について、2021年5月21日に島田研究科長、田村研究科長補佐、澤登事務長並びに尹 自己点検・評価委員会委員長で協議した。

5月28日に開催した第3回法科大学院研究科委員会に上記協議で決定した体制案を提示し、2022年度認証評価受審に向けてのスケジュール概要と役割分担、提出資料などを審議し決定した。6月1日に開催された全学自己点検・評価委員会にこれを提示した。これらの過程を経て、6月7日開催の常任理事会に報告した。

その後、法科大学院事務室から関係教員に教員個人調書作成を依頼する一方、自己点検・評価報告書執筆担当者に執筆を依頼した。また、法科大学院事務室で提出資料・データの作成を開始した。

2022年5月に教員個人調書並びに教員一覧表を完成。島田研究科長、田村研究科長補佐、澤登事務長が内容を確認、修正の上、完成版を5月24日に日弁連法務研究財団に正式提出した。

6月2日に法科大学院自己点検・評価委員会（尹教授：委員長、田村教授：副委員長／委員：花房教授、阿部教授、嘉多山教授／オブザーバー：澤登事務長）を開催し、認証評価受審用自己点検・評価報告書（初稿）を元に、自己点検・評価を実施した。

さらに6月10日に自己点検・評価委員会を開催した。これには上記委員のみならず、報告書執筆担当者及び法科大学院事務室職員も参加し、同自己点検・評価報告書（二稿）を元に、自己点検・評価を実施した。

6月10日開催の第3回研究科委員会に同報告書（二稿）提示した。6月末の提出に向け、今後自己点検・評価委員会での内容検討、審議を経て再度報告書を改訂のうえ、最終版として日弁連法務研究財団に提出すること、かつその報告書（最終版）を7月4日の第4回の研究科委員会に提示することが了承された。

6月22日に自己点検・評価委員会を開催し、自己点検・評価報告書（三稿）を元に、最終的な自己点検・評価を行い、そこで出た意見などを反映し、報告書（最終版）を作成し、6月末、同財団に提出した。

第3 自己点検・評価の内容と結果

第1分野 運営と自己改革

1-1 法曹像の周知

1 現状

(1) 養成しようとする法曹像

創立者池田大作先生（以下「創立者」という。）は、価値を創造し、人類に還元していくことが創価大学の本来の使命であるとし、学生に「創造的人間たれ」と呼びかけられ、また、創価大学法科大学院の開設に際しては、法曹には「邪悪を正す冷徹な知性、人間を愛する温かな慈愛、勝利を決する強靱な魂」という3つの要素が求められることを示された（「創価ロージャーナル」創刊号（2005年11月10日）3頁 [巻頭言]）。

創立者の示されたこれらの指針に鑑み、本法科大学院は、法曹として必要とされる専門的知識と能力を修得することはもとより、刻々と変化する現実に応じて、修得した専門的知識と能力をいかしながら、問題を解決するために自在に智慧を発揮しゆく「創造的な法曹」を養成し、人権、民衆の幸福、社会正義、平和という普遍の価値を実現していくことを理念としている¹。

かかる理念を実現するために、「人間力、国際力、法律力」を備えた法曹を養成することを教育目標とし、法曹界に優秀な人材を輩出することを目指して、養成しようとする法曹像をより明確にするために、以下の3つを柱とするディプロマ・ポリシーを制定している（2014年度制定、2017年度一部改正）²。

○ディプロマ・ポリシー

1 他者への思いやりをもつ豊かな人間性を備えた法曹（人間力）

生命の尊厳性と人権の大切さを理解し、すべての他者への深い理解と思いやりをもつ法曹、とくに民衆の幸福を第一義に考える法曹の育成をめざします。民衆一人ひとりにはかけがえのない人生を生きる人々であり、その喜びや悲しみに対して深く共感できる豊かな人間性をもった法曹を育成します。

2 平和に貢献する国際性を備えた法曹（国際力）

創価大学には「人類の平和を守るフォートレス（要塞）たれ」との建学の精神があります。この建学の精神を実現するために、平和に貢献する法曹の輩出は不可欠です。創立者は、3つの精神をあわせもった法律家を育成することは、「人類と地球の未来への『平和の準備』の聖業」にほかならないと述べられています。法律の世界において、日本および世

¹ 創価大学法科大学院ホームページ (<https://www.soka.ac.jp/grad-law/about/policy/goal/>)。

² 創価大学法科大学院ホームページ (<https://www.soka.ac.jp/grad-law/about/policy/diploma/>)。

界の平和に貢献できる国際性を備えた法曹を養成します。

3 堅固な基盤の実力を備えた法曹（法律力）

現実社会の中に飛び込み、困難を乗り越えて価値を創造しゆくためには、徹底した学問的努力に裏付けられた基礎力、つまり堅固な基盤となる実力が不可欠です。人類の英知を結集した制定法、そして裁判官の法的思考が凝縮した判例を学ぶことにより、思考力の強い法曹の養成をめざします。

また、上記ディプロマ・ポリシーの各項目の達成を目指して、2018年4月にアセスメント・ポリシーを制定し³（カリキュラム改訂に伴い、2021年3月一部改正）、教育改善に向けた指標としている。

（2）法曹像の周知

本法科大学院が養成しようとする法曹像：ディプロマ・ポリシー（以下「法曹像」という。）は、創価大学法科大学院ホームページ、法科大学院要覧⁴等で公開をして学内外へ周知を行っている。さらに、具体的には、次のような取り組みがなされている。

ア 教員への周知，理解

ディプロマ・ポリシー及びアセスメント・ポリシーは、法務研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の審議を経て決定したものであり、研究科委員会や各種委員会等において、教学に関わるさまざまな議論をする中で継続的に参照されている。事務職員もこうした会議には出席しているため、法曹像について共有している。また、兼任教員や非常勤講師に対しても、年2回開催している教員研修懇談会への参加要請を行うとともに、各種資料の配布、意見交換などを通じて、法曹像の周知を図っている。

イ 学生への周知，理解

学生に対しては、全員に配布する法科大学院要覧の冒頭に記載しており、各学期の開始・終了時に行われるガイダンス等で法曹像のさらなる周知がなされ、これに沿った指導・助言や情報提供が行われている。

さらに、本法科大学院では、学生の将来の進路にあわせ、展開・先端科目群を設置し、その中で、法曹像の実現に向けた助言・相談と支援がなされている。

これらの継続的な取り組みを通じて、法曹像は十分に周知されており、学生各自が将来の法曹像を描くことに寄与している。

³ 創価大学法科大学院ホームページ（<https://www.soka.ac.jp/grad-law/about/policy/assessment>）

⁴ A3「2022年法科大学院要覧」5～6頁

ウ 社会への周知

法科大学院志願者に対しては、ディプロマ・ポリシーを反映させたアドミッション・ポリシーを策定し⁵、その中で、「生命や人権の大切さを理解し、他者への思いやりをもつ豊かな人間性を備えていること」、「世界平和に貢献する意欲と国際的な視野や発想力をもち、その実現にふさわしい語学力を有していること」を明記している。このような法曹像やアセスメント・ポリシー、アドミッション・ポリシーは、対面又はオンラインで開催する入試説明会や、法科大学院案内リーフレット⁶、入学試験要項⁷等の印刷物及び電子媒体を通して公表している。また、入学予定者に対しては、入学予定者事前研修（7－8 学生支援体制（2）－1（4））を開催し、周知を図っている。さらに、ホームページ等で、常に法曹像の広報を行い、法曹像を含む基本方針を社会に対して広く伝える努力を行っている。

こうした周知により、入学後に志望する法曹像とのミスマッチを訴える学生は見当たらない。

（3）特に力を入れている取り組み

大学全体の諸行事（入学式、卒業式等）を通して、常に建学の精神の再確認が行われている。

（4）その他

2 点検・評価

本法科大学院で養成しようとする法曹像は明確であり、周知徹底されている。

3 自己評価

A

4 改善計画

特になし

⁵ 法科大学院ホームページ (<https://www.soka.ac.jp/grad-law/about/policy/admission/>)。

⁶ A2「2023 年度法科大学院リーフレット」2 頁

⁷ A7「2023 年度入試要項」1 頁

1-2 特徴の追求

1 現状

(1) 本法科大学院の特徴

本法科大学院は、ディプロマ・ポリシーを踏まえて、以下の3点を教育の特色としてきた⁸。

特色1 理論と実務を架橋する授業

- 1 実務家教員の充実
- 2 要件事実教育の充実
- 3 演習科目等における架橋

特色2 きめ細かな学修指導

- 1 少人数制による演習中心の授業
- 2 学修サポート体制の充実

特色3 徹底した法文書作成能力の養成

(2) 特徴を追求・徹底するための取り組み

ア 理論と実務を架橋する授業

(ア) 実務家教員の充実

各分野における実務の最先端で活躍する経験豊かな実務家教員による授業を多く設置している。専任教員15人中、7人が検察官、弁護士の実務経験をもつ実務家教員であり、研究者教員8名のうち1名は5年以上の実務経験を経て学位（博士号）を取得し、研究者教員となった者である。

(イ) 要件事実教育の充実

要件事実の基礎を学ぶことによって、民事実体法の理解と共に、理論と実務との関わりについての理解が深まることから、要件事実や事実認定の基礎を学ぶ科目を2年次の必須科目として配当している。

(ウ) 演習科目等における架橋

2年次以降の法律基本科目と法律実務基礎科目の多くは、研究者教員と実務家教員が協働しながら、多彩な判例・事例を題材として演習を実施している。理論的な学修はもちろんのこと、豊富な経験に基づく実務家の観点を織り交ぜながら、法理論と法実務の双方の理解を深めるとともに、両者を架橋している。

イ きめ細かな学修指導

(ア) 少人数制による演習中心の授業

演習科目は、10名前後の学生でクラス編成された少人数制での授業が中心で、双方向、多方向の討論を通じて、専門的な法知識を修得しつつ、法的分析能力、法的議論能力、批判的検討能力、創造的思考

⁸ A2「2022年度法科大学院案内リーフレット」2頁

力など、実務法曹として不可欠な能力を育成している。同時に、教員と学生の人的ふれあいの中から、共に人間性を磨き、法曹としての生き方などを学ぶ機会を提供している。

(イ) 学修サポート体制の充実

授業の教育効果を十分にあげられるように、学習支援システム(以下「ポータルサイト」という。)⁹を活用して、教材や資料の配布、レポートの提出などをオンラインで行っている。2018年度春学期から、WEB上での履修登録の運用を開始し、学生の利便性を向上させた。

また、判例検索や短答式教材を含む電子データベースのIDを全員に付与し、自宅からでも随時アクセスして自学自習が可能なシステムを提供している(7-5施設・設備(2)-1(1)イ)。

また、オフィスアワーの実施(61頁)、チューターによる土曜補習の学修支援、進路相談などにより、きめ細かな対応を行っている。

さらに、授業とは別に、専任教員がアカデミック・アドバイザーとして、定期的に継続して面談し、学習や生活に関する相談を受け、助言を与える体制を取っている(7-8学生支援体制(2)-1(1))。

ウ 徹底した法文書作成能力の養成

「リーガルリサーチ・ライティング」において、法律文書の基礎を学習する機会を設けている外、多くの演習科目でレポート課題や起案(自宅起案・即日起案)を実施している。実施された課題や起案については原則として丁寧な添削をしたうえで返却し、学生一人ひとりの法文書作成能力の養成に努めている。

また、チューターが担当する土曜補習においても法文書作成の機会を設け、入学から修了に至るまで、十分な法文書作成の訓練の機会を提供している。

(3) 取り組みの効果の検証

上記の特徴を追求・徹底するための取り組みは、2004年の法科大学院開設以来継続的に取り組んできたものであり、学生への授業アンケートや司法試験合格者からのヒアリング等の結果からみても肯定的な評価を受けている。

この点、2017年度認証評価においては、特徴の明確性、取り組みの適切性はいずれも良好であるが、方法や成果、学生の負担の程度について改善の余地があるとの指摘があったところである。そこで、定期的実施している教員研修懇談会(4-1 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み

⁹ コンピュータネットワークを利用した学修支援のWEBシステム(PLAS/PORTAL for LEARNING ASSISTED SERVICE。https://plas.soka.ac.jp/csp/plas/login.csp)。全学において使用する本学独自のシステムである。利用できるのは学内者に限定されているが、学外からもアクセス可能である。)

(1)-1(3)ア)において、起案等の課題の成果や採点実感について報告して、意見交換を行ったり、学期開始前に演習担当教員間で課題のスケジュールが平準化するよう調整したり、中間授業アンケートやアカデミック・アドバイザー面談などを通じて学生の負担感に注意したりするなどの工夫を行って、本法科大学院の特徴である取り組みが十分な成果に繋がるように努めている。

(4) 特に力を入れている取り組み

本法科大学院は、小規模法科大学院であり、教員、職員、チューターの連携による、きめ細かな学修支援に利点がある(7-8 学生支援体制(2))。チューター同士の連携や教員との組織的・日常的な連携は、法科大学院等特別委員会でも「好事例」として紹介されるなど¹⁰、本学の特色として定着していると自負している。今後も本法科大学院にしかできない特徴の追及に力をいれていきたい。

(5) その他

2 点検・評価

本法科大学院で追求している特徴は明確であり、特徴を追求・徹底するための取り組みは適切である。

3 自己評価

A

4 改善計画

特になし。

¹⁰ 別添1「令和3年2月3日中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会「法学未修者教育の充実について 第10期の議論のまとめ11頁、38頁」1頁
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houka/1388525_00001.htm。

1-3 自己改革

1 現状

(1) 組織・体制の整備

ア 法科大学院

創価大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第50条第5項第1号¹¹により、自己点検・評価は研究科委員会の審議事項と定められている。さらに、本法科大学院における自己点検・評価を目的とした組織としては、大学院学則第50条第6項及び創価大学法科大学院各種委員会規程¹²に基づき、研究科委員会の下に「自己点検委員会」が設けられている。自己点検委員会は、①自己点検・評価の実施に関する事項、②外部評価機関による認証評価に関する事項、③その他自己点検に関する事項の審議検討、実施の任にあたる。また、FD委員会を初めとする各種委員会においても自己点検・評価に関する事項を審議している。

イ 大学全体

大学全体では、大学院学則第2条、第3条及び創価大学自己点検・評価実施規程¹³に基づき自己点検及び第三者評価を実施するために、「全学自己点検・評価委員会」が組織されている。この下に、大学院の各研究科は評価分科会を置くことになっており、法科大学院では自己点検委員会が分科会に充当している。

(2) 組織・体制の活動状況

自己点検委員会は、基本的には月例の研究科委員会の開催日に合わせて年6回程度開催されている¹⁴。議論のテーマは、自己点検・評価の課題とその進捗状況、第三者評価への取組み等である。2021年度の委員は専任教員5名である。こうした自己点検委員会の議論を基に、研究科委員会で自己点検・評価に関する事項の検討及び課題への対応を行っており、その結果は年度ごとに作成する自己点検・評価報告書に反映し¹⁵、ホームページに公表している¹⁶。

(3) 組織・体制の機能状況

ア 問題の把握，検討，具体的取り組み状況

前回（2017年度）の認証評価以降に自己点検・評価を行った結果、把握

¹¹ A5 創価大学・創価大学法科大学院規則規程2頁（創価大学大学院学則）

¹² A5 「創価大学／創価大学法科大学院規則規程」59頁（創価大学法科大学院各種委員会規程）第3条第6項）

¹³ A5 「創価大学／創価大学法科大学院規則規程」44頁

¹⁴ A6 「FD関係委員会の議事録等」

¹⁵ 別添2 「創価大学法科大学院自己点検・評価報告書」（2018～2021年度）4～97頁

¹⁶ 法科大学院ホームページ（<https://www.soka.ac.jp/grad-law/about/accredit/>）。

した課題については、常にその改善へ向けた進捗状況を点検し、改善がなされた課題は、「年次自己点検・評価報告書」に記載してきた。

①教育体制（カリキュラム、授業、教員体制等）の改善

カリキュラムや授業については教務委員会や研究科委員会で、教員体制については人事委員会や研究科委員会で、それぞれ問題の把握や検討を行ってきた。詳細は、それぞれの分野（第3分野～第5分野）で後述するが、例えばカリキュラムについては、2019年度、2021年度に改正を行った。

②入学者選抜における競争倍率の確保

本法科大学院は、以下のとおり過去5年間で常に競争倍率2倍以上を確保した。自己点検委員会では、中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会（以下「法科大学院等特別委員会」という。）が毎年5月に公表する全国の入試実施状況を基に、入学定員充足率と併せて比較検討を行っている。

・過去5年間の入学者競争倍率

	受験者数（人）	合格者数（人）	競争倍率（倍）
2018年度	58	24	2.42
2019年度	99	35	2.83
2020年度	61	28	2.18
2021年度	50	24	2.08
2022年度	80	36	2.22

③定員充足率の確保

以下のとおり、過去5年間で入学定員充足率は82%から57%の間であり、5年間平均では65.0%となっている。

・過去5年間の入学定員充足率

	入学定員（A）	入学者数（B）	定員充足率（B/A×100）
2018年度	28人	19人	67.9%
2019年度	28人	17人	60.7%
2020年度	28人	16人	57.1%
2021年度	28人	16人	57.1%
2022年度	28人	23人	82.1%
平均	28人	18.2人	65.0%

なお、5年間の入学者における出身大学では、創価大学出身者が91人中74人（81.3%）を占めている。

④公開された情報に対する評価や改善提案への対応

公開された情報に対する評価（課題）については、研究科委員会及び自己点検委員会で検討、改善を行ってきた。また、年次自己点検・評価報告書をホームページで公開しており、意見等が寄せられれば検討課題とすることになっている。さらに、教員の相互授業参観や学生アンケートで提案された改善課題にも対応している。

⑤法曹に対する社会の要請の変化

法曹養成制度改革連絡協議会、文部科学省高等教育局専門教育課専門職大学院室及び法科大学院等特別委員会が公表する通知、提言及び資料等は検討、分析を常時行っている。さらに、法科大学院協会、日本弁護士連合会及び他の法科大学院の動向も注視し、それらを基に自己改革を行っている。

この観点で、具体的に近年取り上げたテーマとしては、新型コロナウイルスの感染拡大を背景として必要となったオンライン授業等における ICT 教育の活用、法科大学院特別委員会で取り上げられている未修者教育の充実が挙げられる。これらについては研究科委員会で協議し、前者については「ICT 対策小委員会」を教務委員会に付置し、全教員の参加する模擬授業を行うなどの対応を行い、後者については「未修者教育検討小委員会」を学修支援委員会に付置して具体的な検討課題を審議し、前研究科長であり法科大学院特別委員会委員である加賀譲治法学部教授を交えて、教員研修懇談会で意見交換するなどの対応を行った。

また、創価大学法科大学院教育課程連携協議会を設置し、2020年3月21日に第1回、2021年3月20日に第2回、2022年3月19日に第3回の協議会を開催し、特に外部の委員から示された法曹に対する社会の要請に関する意見を踏まえた協議を行い、その概要を研究科委員会に報告した。

イ 修了者の進路に関する問題の把握、検討、具体的取り組み状況

修了生の進路については、司法試験受験者に対するサポートや在学生及び修了生を対象とする就職ガイダンスや公務員ガイダンスを実施している。また、2019年には、上智大学法科大学院が中心となって行った企業法務に関する合同研究会に共催という形で参加し、2020年にもオンラインで開催した。この企画は、2021年には、上智大学法科大学院と経営法友会及び国際企業法務協会の交流イベントとして実施された。

修了生の進路の把握については、上記のサポートやガイダンスの案内、奨学金の返還に関する業務などの日常的な連絡を通じて情報を得ている。

修了時や司法試験受験時などの節目に、住所や連絡先変更等の有無の確認も行っている。また、法科大学院ホームページに「住所・氏名登録変更届」、「進路決定報告、就職・採用活動等報告書」の書式を掲載して報告を促しているほか¹⁷、弁護士登録の有無や所属事務所を日本弁護士会のホームページで確認するなど、司法試験合格者を対象に年数回進路調査を実施することにより、それらを随時修了生リスト（在學生含む）や事務システムに反映し、進路掌握に努めている。もっとも、法曹三者以外の進路に進んだ者で、報告や連絡への返信等がなく把握できていない者も存在する。

司法試験の過去5年間の結果は以下のとおりであり、全法科大学院平均の半分以上の合格率は確保している。5年連続で受験者数が100人未満でありながら、10人以上の合格者数を確保している法科大学院は、本法科大学院を含めて3法科大学院¹⁸しかない。

累積合格率（平成17年度～令和2年度修了生合計）では50.33%と令和3年司法試験の結果で50%を超え、全国平均の55.36%は下回っているものの、74法科大学院中18位である。

このような毎年の司法試験の合格実績については、合格発表時に職員において資料を作成し、教職員間で情報共有すると共に、研究科委員会に報告され、自己点検・評価委員会で検討する外、学修支援委員会におけるチューターとの協議において活用されている。

年度	受験者数	短答式試験の合格に必要な成績を得た者の人数	最終合格者数	合格率	全国平均の司法試験合格率
2017年	67人	34人	13人	19.40%	22.51%
2018年	61人	37人	13人	21.31%	24.75%
2019年	65人	42人	16人	24.62%	29.09%
2020年	47人	29人	16人	34.04%	32.68%
2021年	39人	30人	12人	30.77%	34.62%

（4）特に力を入れている取り組み

2013年度以降毎年度自己点検・評価報告書を作成して、ホームページに公表している。作成の過程で課題や問題点が明確になり、改善に向けた進捗状況や成果を把握できるようになっている。

（5）スタッフ・ティベロップメント（SD）について

学校法人創価大学における職員の能力開発（SD）については、法人内に

¹⁷ 創価大学法科大学院ホームページ「在校生・修了生のみなさま」(<https://www.soka.ac.jp/grad-law/original/>)

¹⁸ 他は、筑波大学法科大学院及び九州大学法科大学院

併設する短期大学職員を含めて、人事部と職員研修委員会がその企画と運営を担っている。

本学が目指すべき職員像として、Ⅰ．創価大学の教育研究・管理運営全体への関心と学習意欲を持った職員、Ⅱ．担当業務に精通した職員、Ⅲ．大学界や大学を取り巻く社会の動向を常に認識し、それらに対する十分な知識を有する職員、Ⅳ．常に問題意識を持ち、問題解決や改善改革に向け、主体的かつ具体的に施策を提示することができる職員、の4つの柱を立てている。

これらを実現するために、職員の職位、資格といった階層や入職年次ごとに「階層別研修」を設け、入職時から効果的な能力開発を行っている。また、高等教育への見識をより一層深め、ビジネススキルを習得し、人脈づくりを推進する「非階層別研修」を実施している。これら研修プログラムは「創価大学職員研修プログラム」として冊子にまとめられている¹⁹。

こうしたSDの取り組みを通して、法科大学院事務室職員も年に複数回、能力開発の機会を得ている。

上記の方針のため、各部課が独自に職員研修を実施するということは基本的にはないが、学校法人全体の職員育成方針具現化の一端を担うという意味で法科大学院事務室では以下の取り組みを行っている。

ア 法科大学院等特別委員会への参加（傍聴）

コロナ前には文部科学省内で開催されていた同委員会に1～2名の職員を派遣している。オンライン開催となつてからは同様に視聴している。

イ 法科大学院等特別委員会等で配布された資料の研鑽

同委員会や文部科学省から発信される資料やデータを職員各自が学んでいる。

ウ 法科大学院協会の総会をはじめ、各種団体等が開催する講演会への参加

エ 必要に応じて開催される法務省や文部科学省主催の制度説明会（例：在学中受験にかかる法務省説明会、法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム説明会など）等に職員も必ず参加している。

オ 他の法科大学院の動向、法科大学院に関するマスコミ報道等の情報を共有

カ 「学校法人創価大学事業計画説明会」への参加

学校法人の全構成員を対象に毎年4月に開催している同説明会に、法科大学院事務室職員全員が参加している。

キ 他大学法科大学院職員と連携を密にし、情報の共有や収集を行っている。それがきっかけとなり、2018年10月には立命館大学法科大学院職員が本学を訪れ、本法科大学院事務室職員と情報交換などを行った。

¹⁹ 別添3「創価大学職員研修プログラム（SD研修資料）」98頁

2 点検・評価

本法科大学院における自己改革を目的とした組織・体制は、十分に整備されている。その組織・体制の機能及び成果については、着実に根付いている。

自己点検委員会の活動や機能、その成果の検証については、自己点検委員会で継続的に検討を行っている。また、委員会活動による教員の負担増加防止については、書面審議やオンライン審議の活用などによって、実質的な負担は軽減されている。

SDにおいても、多角的かつ重層的な研修プログラムにより、職員が多くの能力開発の機会を得ている。

3 自己評価

A

4 改善計画

特になし

1-4 法科大学院の自主性・独立性

1 現状

(1) 研究科委員会の権限

大学院学則第50条第3項²⁰に基づき、研究科委員会は、法務研究科長(以下「研究科長」という。)及び所属する専任の教授、准教授、講師及び助教をもって構成される。研究科委員会では、①学生の入学、課程の修了に関する事項、②学位の授与に関する事項、③教育課程の編成に関する事項、④教員の教育研究業績の審査に関する事項について、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとなっている(同条4項)。さらに、①自己点検・評価、その他研究科の評価に関する事項、②FDに関する事項、③学位論文の審査及び最終試験に関する事項、④研究科の授業及び指導並びに試験に関する事項、⑤研究科科目等履修生及び研究生に関する事項、⑥学生の厚生補導に関する事項、⑦学生の賞罰に関する事項、⑧学長の諮問事項、⑨その他研究科に関する事項について審議し、学長の求めに応じて意見を述べることができる(同条5項)。最終決定者は学長となっているが、研究科委員会の審議結果が覆されることはなく、研究科の自主性は確保されている。

また、研究科委員会での意思決定は、各種委員会での検討を踏まえて行われている(同条6項参照)。例えばカリキュラムの制定・変更は、教務委員会で検討を重ね原案を作成し、研究科委員会で決議している。教員人事は、人事委員会の審議を経て、研究科委員会で審議・決定している。

法科大学院の予算の作成、高額の予算執行は、法人本部に権限があるので、学校法人創価大学の理事会で決議され、その面で形式的には独自性・自立性を発揮することはできないが、事実上の慣行として、法科大学院の予算編成の過程において研究科委員会が要望を申し入れ、理事会は、これについて最大限の配慮をしたうえで予算を決定している。なお、法科大学院図書室予算は、別立てで図書館管轄予算となっているが、図書委員会において購入希望図書やデータベースなどについて決議しており、それに対応する十分な予算措置が講じられている。

(2) 理事会等との関係

ア 大学院委員会との関係

大学院学則第49条²¹に基づき、大学院委員会は、大学院全般にわたる教育及び研究に関する審議機関とされており(同条1項)、学長、各研究科長及び各研究科委員会から選任された担当教授各2人等で構成されている(同条2項)。大学院委員会は、①学生の入学、課程の修了

²⁰ A5「創価大学／創価大学法科大学規則規程」20頁(創価大学大学院学則)

²¹ A5「創価大学／創価大学法科大学規則規程」19頁(創価大学大学院学則)

に関する事項、②学位の授与に関する事項、③教育課程の編成に関する事項、④教員の人事に関する事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとされており（同条4項）、さらに、①大学院学則・規則等の制定・改廃に関する事項、②研究科又は専攻の設置及び廃止に関する事項、③各種委員会の設置及び廃止に関する事項、④学長の諮問事項、⑤その他大学院の研究及び教育に関する事項について審議し、学長の求めに応じて意見を述べることができる（同条5項）。

大学院委員会は、大学院全体としての重要事項を審議するが、各研究科委員会相互の関係等を調整する必要があるほかは、教育活動等の教務事項及び教員人事等については、研究科委員会での決定が大学院委員会において覆されることはなく、実質的独立性は保持されている。

イ 理事会との関係

学校法人創価大学寄附行為及び学校法人創価大学常任理事会規程に基づき²²、理事会及び常任理事会は、①学校法人の業務、②教職員の人事、服務及び給与に関する事、③予算、事業計画及び予算執行に関する事、④学内諸規程の制定、改廃に関する事、⑤資産運用に関する事等を審議決定するが、教員人事は、研究科委員会の決定が理事会で覆されることはなく、研究科委員会における決定どおりに承認されるのが、本学における確立した慣行である。したがって、これらの事項については理事会との関係で、実質的独立性を保持している。

(3) 他学部との関係

本法科大学院専任教員のうち5人は、大学院法学研究科博士後期課程の教員を兼ねている。また、法学部所属教員の兼担教員が8人いるが、本法科大学院では法学研究科や法学部の運営に左右されることなく、自主独立で運営されている。時間割決定の際に、兼担教員の出講日や教室の確保などの調整の必要が生じることがあるが、自主決定に影響を及ぼすものではない。

(4) 特に力を入れている取り組み

(5) その他

2 点検・評価

法科大学院の教育活動に関する重要事項は、実質的にみて法科大学院により自主性・独立性をもって意思決定されている。

²² A5「学校法人創価大学常任理事会規程」112頁

- 3 自己評定
適合
- 4 改善計画
特になし

1-5 情報公開

1 現状

(1) 公開されている情報の内容

本法科大学院では、大学院学則や教員数、在籍学生数、修業年限等の基本情報のほか、教育活動等に関する情報として、以下の情報を公開している（ホームページで公開している、年度ごとの創価大学法科大学院自己点検・評価報告書に記載することで公開しているものを含む）。

本法科大学院では、大学院学則や教員数、在籍学生数、修業年限等の基本情報のほか、教育活動等に関する情報として、

- ①養成しようとする法曹像等（ディプロマ・ポリシー、教育の特色）
- ②教育課程並びに当該教育課程を履修する上で求められる学識及び能力（カリキュラム・ポリシー、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容等）
- ③成績評価の基準及び実施状況（履修・成績評価及び進級に関する規程、成績評価、進級判定及び修了判定に関する異議申立てに関する規程、成績評価基準、進級基準、進級率、留年者数等）
- ④修了認定の基準及び実施状況（修了要件、修了者数、修了率等）
- ⑤司法試験の在学中受験資格の認定の基準及び実施状況
- ⑥修了者の進路に関する状況（修了生の活躍、司法試験結果、司法試験合格者の声）
- ⑦志願者及び受験者の数、その他入学者選抜の実施状況に関するもの（アドミッション・ポリシー、入学試験要項、入試配点、受験料、入試説明会、入学者選抜の結果、過去問等）
- ⑧標準修業年限修了率及び中退率（修了者数、修了率、標準年限修了率、退学者数、進級者数、進級率、中途退学者数等）
- ⑨法律基本科目のうちの基礎科目及び応用科目並びに各選択科目にそれぞれ該当する、法科大学院で開設される科目の科目名及びカリキュラム表、先行履修に関する事項（先行履修科目募集要項等）
- ⑩教員に関するもの（教員一覧、教育研究業績、プロフィールと担当科目等、教育体制〔専任教員数、専任教員の年齢構成、女性専任教員の人数及び比率〕）
- ⑪授業料等、法科大学院が徴収する費用や修学に係る経済的負担の軽減を図るための措置（入学金、授業料、在籍料、教育充実費、奨学金〔給付奨学金、貸与奨学金、参考情報として日本政策金融公庫教育一般貸付〕）、その他学生の学習環境に関するもの（施設・設備〔模擬法廷教室、法科大学院図書室、自習室、学生寮〕、チューターによる学修支援、入学予定者事前研修に関する情報）
- ⑫社会人出身者の入学者数、非法学部出身者の入学者数、法学未修者の入学者数・在籍者数、これらの割合とそれらの司法試験合格率

⑮自己改革の取り組み（過去の認証評価結果、自己点検・評価報告書、法科大学院教育課程連携協議会に関する情報、FD 活動の内容等）

上記のほか、法科大学院図書室や法科大学院要件事実教育研究所（以下「要件事実教育研究所」という。）の利用案内や概要も公開している²³。

なお、以下の事項については、公表する事項がない。

⑬連携法科大学院に入学した者のうち、当該協定の目的となる法曹コースからの入学者の割合とその司法試験合格率については、2022 年度入試は出願者数が 0 であったことは公表している。司法試験はまだ受験実績がない。

⑭在学中受験資格による司法試験の受験者数とその合格率については、未適用であり、公表する事項がない。

（2）公開の方法

本法科大学院は、基本的にはホームページで上記の情報を公開している²⁴。その他紙媒体として法科大学院要覧、法科大学院リーフレット、入学試験要項を刊行しているが、これらの電子媒体はホームページから PDF ファイルでダウンロード可能である²⁵。ただし、教員の教育研究業績については、全学共通の「研究者情報データベース」²⁶で公開しているほか、自己点検・評価報告書に掲載している。

また、教員や学生に対しては、上記の公開情報に加えて学内限定の情報をポータルサイトで公開している。その内容は、①教育内容等に関する事項（履修状況、授業課題、授業アンケート、定期試験解説・講評など）、②教員に関する事項（出講・休講、教員連絡先など）である。

（3）公開情報についての質問や提案への対応

本法科大学院では、学内外からの質問があった場合、法科大学院事務室においてメール・電話・窓口などで対応している。

学生からの質問や提案については、授業アンケート（中間・期末）への回答のほか、授業でなされる質問や提案についても、個別対応だけでなく、共通性のあるものについては適宜、教務委員会等各種委員会などで取り上げて検討している。

また、文部科学省や法務省等の官公庁による各種状況調査には、その都度

²³ 法科大学院図書室のホームページ (<http://lib.soka.ac.jp/houka/>) 及び要件事実教育研究所のホームページ (<http://www.soka.ac.jp/rieuf/>) 参照

²⁴ 創価大学法科大学院ホームページ (<https://www.soka.ac.jp/grad-law/>)

²⁵ 法科大学院要覧及び法科大学院リーフレットは、<https://www.soka.ac.jp/grad-law/about/regulation/>、入学試験要項は、<https://www.soka.ac.jp/admissions/exam-info/graduate/hoka/exam/>に公開している。

²⁶ 創価大学研究者情報データベース (<https://fpes.soka.ac.jp/>)

迅速に対応するほか、法科大学院協会や日本弁護士連合会、マスコミ、他の法科大学院等からの調査・質問についても適宜対応している。

(4) 特に力を入れている取り組み

本法科大学院の情報は、検索により必要な情報にアクセスできるよう、ホームページに集約するように努めている。法科大学院要覧、法科大学院案内リーフレット、入学試験要項のような紙媒体にも、それぞれに刊行する意義があるが、これらを入手しなくてもホームページで閲覧できるようにしている。

(5) その他

2 点検・評価

本法科大学院の基本的な情報は、ホームページを通して、広く学内外へ公開しており、本法科大学院の情報公開は、十分であると思われる。

2017年度評価では、ポータルサイトの活用について教員間でバラツキがあり、ポータルサイトの活用が全教員において徹底されることが望まれるとの指摘があったが、その後、コロナ下でのオンライン授業の実施等により、全ての教員がポータルサイトの利用に習熟し、状況は改善されている。

3 自己評価

A

4 改善計画

2023年度以降、法曹コースからの入学者を迎え、在学中受験も開始することになるが、研究科委員会及び自己点検委員会で検討し、適時適切な情報公開を行う所存である。

1-6 学生への約束の履行

1 現状

(1) 学生に約束した教育活動等の重要事項

学生に約束した教育活動等の重要事項としては、①適切な科目開設と教員の配置、②授業の充実（理論と実務を架橋、法文書作成能力養成、少人数制、教材や資料の事前配布、定期試験答案の添削返却）、③学修サポート体制の充実（オフィスアワー制度、アカデミック・アドバイザー制度、土曜補習）、④充実した学習環境の整備（自習室、図書室、学生寮）、⑤経済的な支援体制の確立（奨学金制度の拡充）、⑥修了生対策などを挙げることができる。

(2) 約束の履行状況

上記①から⑥については、誠実に履行に努めている。

2017年度認証評価以降、学修館（自習室）の空調入れ替えやLEDの交換、渡り廊下の補修など、学生からの要望に応えるよう努めてきた。2021年度には、劣化が進んでいたロビーの椅子、電子レンジ全て新規入れ替えを行い、2022年度には雨漏り改善のため屋上防水更新工事を実施した。学生から備品や修理に関する相談、申請があった際は迅速な対応を心がけ、学生からの要望に応えるよう努めている。法科大学院開設から20年近くが経過したことによる設備の経年劣化や、学生の共同利用に伴って必然的に生じる問題などの課題はあるが、今後も誠実に学生の声に耳を傾けて、改善を継続する方針である。

2020年3月以降の新型コロナウイルスの流行を受けて、感染防止のため、自習室及び図書室の利用制限を行い、共用スペースのある桂冠寮に入寮している一部の学生について他の寮に転居するなどの措置を取らざるを得なかったが、速やかに対応することで授業日程を変更することなくオンライン授業を実施し、感染状況が落ち着いた後は、学生の要望を受けて、自習室及び図書館の利用を再開した。これらの措置により、法科大学院内で感染が拡大するなどの事態が発生することを避けることができ、2021年度後期からは対面授業を再開させると共に、ハイフレックス方式による授業の充実に努めた。チューターによる学修支援についても、オンラインを活用することで実施を継続している。

これらの履行に当たっては、中間・期末の学生アンケートや、アカデミック・アドバイザーによる面談の際の生活面についての聞き取りなどを通じて、学生側の要望を汲み取り、必要に応じて、教務委員会や学生委員会、学修支援委員会等で議題として取り上げ、研究科委員会での審議を経て、改善を行ってきた。

これらの努力は、学生側にも十分に伝わっているものと捉えている。

(3) 履行に問題のある事項についての手当
特になし

(4) 特に力を入れている取り組み

本法科大学院は、学生の声に応える対策を行ってきた。特に希望者がほぼ入寮できる学生寮、学生全員が自分の座席を持っている自習室、24 時間開館の図書室、充実した奨学金制度等は、学生の声を反映した結果である。

(5) その他

2 点検・評価

本法科大学院における学生への約束は、十分に履行されている。さらに、学生からの意見等で、新たな約束事項が生じた場合は、速やかに対応している。

3 自己評価
適合

4 改善計画
特になし

1-7 法曹養成連携協定の実施状況

1 現状

(1) 法曹養成連携協定で本法科大学院が行うこととされている事項

本法科大学院が法曹養成連携協定を締結しているのは、創価大学法学部1校のみである。2019年12月20日に締結し、2020年2月28日に認定を受けた連携協定書では、創価大学法学部の「グローバル・ロイヤーズ・プログラム」(以下「GLP」と言う。)を連携法曹基礎課程として協定の対象とした上で、本法科大学院が行うこととされている事項として、以下の定めを置いている。

- ① 本法科大学院の学生の学修に配慮しつつ、GLPの学生に対し、本法科大学院の開設科目を履修する機会を積極的に提供すること(6条1項1号)
- ② 創価大学法学部のGLPにおいて開設される科目の一部の実施に当り、本法科大学院の教員を派遣すること(同条同項2号)
- ③ 創価大学法学部における教育の改善・充実のため、共同して授業改善のための活動を行うこと(同条同項3号)
- ④ 本法科大学院における教育とGLPにおける教育との円滑な接続を図るための方策について継続的に調査研究及び協議を行うための連携協議会を設置する(6条2項)。
- ⑤ GLPを修了して本法科大学院に入学しようとする者を対象として、以下の入学者選抜を実施する(7条)。
 - ・ 5年一貫型選抜(論文式試験を課さず、GLPの成績等に基づき合否判定を行う入学者選抜)
 - ・ 開放型選抜(論文式試験を課し、GLPの成績等と併せて総合的に判断して合否判定を行う入学者選抜)

(2) 本法科大学院が行うこととされている事項の実施状況

上記①から⑥の実施状況は、以下のとおりである。

- ① 大学院学則22条2項及び63条2項並びに履修・成績評価及び進級に関する規程10条3項及び4項に必要な規定を置いた上で、GLPに所属する3・4年次生を対象とする先行履修(特別履修生)制度を開始した²⁷。開講科目は、2021年度カリキュラムのうち、下表記載の科目である。

2021年度は秋学期に1名の法学部生(3年次)が1科目(労働法Ⅰ)を履修したに止まったが、2022年度春学期は、11名の法学部生(3年次2名、4年次9名)が履修登録している(科目毎の履修者数は、「実務法学入門」8名、「法哲学」2名、「労働法Ⅰ」3名、「労働法Ⅱ」1名、「倒産法Ⅰ」1名、「経済法Ⅰ」1名、「公共政策論」1名)。

²⁷ 別添4「先行履修(特別履修生)募集要項」「先行履修申請願」「履修登録用紙」等 107頁

科目群	科目名			
法律実務基礎科目	実務法学入門	海外エクスターンシップ		
基礎法学・隣接科目群	法哲学	外国法の基礎		
	公共政策論	実務法曹と情報ネットワーク		
展開・先端科目群	労働法Ⅰ	労働法Ⅱ		
	倒産法Ⅰ	倒産法Ⅱ	倒産法演習Ⅰ	倒産法演習Ⅱ
	環境法Ⅰ	環境法Ⅱ	環境法演習Ⅰ	環境法演習Ⅱ
	租税法Ⅰ	租税法Ⅱ		
	経済法Ⅰ	経済法Ⅱ		
	知的財産法		知的財産法演習	
	国際法	国際私法		

- ② GLP の以下の科目について、本法科大学院の専任教員を派遣している。
 行政法総論（アドバンスト）、行政救済法（アドバンスト）、担保物権法（アドバンスト）、債権総論Ⅰ（アドバンスト）、債権総論Ⅱ（アドバンスト）、法定債権（アドバンスト）、憲法法務演習Ⅰ、憲法法務演習Ⅱ、行政法法務演習、刑法法務演習Ⅰ、刑法法務演習Ⅱ、刑事訴訟法法務演習、民事訴訟法法務演習
- ③ 次項において述べる連携委員会において、授業内容の改善についても協議を行っている。
- ④ GLP 連携協議会を置き、2021年3月16日に第1回、2022年2月25日に第2回の会議を開催した。そこでは、GLP の法学部生の学修状況の報告、法学部における授業内容の改善に向けた意見交換、法科大学院での先行履修の状況、一貫型及び開放型選抜についての準備状況の報告などが行われている。
- ⑤ 5年一貫型選抜として「GLP 一貫型特別入試」を、開放型選抜として「GLP・法曹コース開放型特別入試」を実施することとし、2022年度入試から募集を開始した。入試の内容については、募集要項において説明した外、2020年4月6日にはコロナ禍により説明映像を収録し、オンデマンドで配信した。さらに2021年3月29日及び2022年3月31日には、GLP 生を対象とする説明会も実施した。

2022年度入試については、2019年度法学部入学のGLP 生に3年早期卒業をするものがいなかったため一貫型は対象者がおらず、開放型についても出願者がいなかったため、いずれも実際の選抜は行われなかった。

2023年度入試については、「GLP 一貫型特別入試」が8名程度、「GLP・

法曹コース開放型特別入試」が5名程度を募集人員として、入学試験を実施する。

(3) 実施されていない事項がある場合の改善の見込み等

連携協定において定められた事項は順調に履行しており、2022年度入試では出願者がいなかったため実際に選抜が行われることは無かったことを除けば、実施されていない事項はない。

(4) 特に力を入れている取り組み

(5) その他

2 点検・評価

法曹養成連携協定において法科大学院が行うこととされている事項は着実に実施されている。

3 自己評定

適合

4 改善計画

2023年度入試においては、一貫型選抜、開放型選抜ともに出願者が見込まれることから、その結果を踏まえて、入試委員会、GLP連携委員会、自己点検委員会等で検証を十分に行い、改善に繋げる方針である。

第2分野 入学者選抜

2-1 入学者選抜〈入学者選抜基準等の規定・公開・実施〉

1 現状

【平成30年度入学者選抜以前】

(1) 学生受入方針

ア ディプロマ・ポリシーについて

本法科大学院は、本学の建学の精神を踏まえ、具体的なディプロマ・ポリシーとして、第一に「他者への思いやりをもつ豊かな人間性を備えた法曹」（人間力）、第二に、「平和に貢献する国際性を備えた法曹」（国際力）、第三に「堅固な基盤の実力を備えた法曹」（法律力）を掲げている。

イ アドミッション・ポリシーについて

ディプロマ・ポリシーを踏まえ、具体的には、次に掲げる10のアドミッション・ポリシーに基づき選考している（現在は（ア）ないし（オ）の5つのみ）。

- (ア) 法科大学院における法曹教育に対応できる、読解力・理解力・分析力論理的思考力・表現力などの基礎学力を十分に備えていること。
- (イ) 法曹職に対する強い意欲をもっていること。
- (ウ) 法律学の学修に謙虚に取り組み、努力を継続できる粘り強さを備えていること。
- (エ) 生命や人権の大切さを理解し、他者への思いやりをもつ豊かな人間性を備えていること。
- (オ) 世界平和に貢献する意欲と国際的な視野や発想力をもち、その実現にふさわしい語学力を有していること。
- (カ) 法科大学院での学修や法曹資格取得後に活かすことのできる豊かな社会経験・活動経験を有している者
- (キ) 弁護士過疎地域的偏在の解消に資する地域的基盤を持ち、法曹として地方創生に寄与することのできる能力・資質及び意欲を有する者
- (ク) 法学未修者においては、自然科学、人文科学等の、法律学以外の分野について、優れた知識と能力を有し、もしくは特色のある研究をしている者
- (ケ) 法学既修者においては、憲法、民事法、刑事法等の基本的な法律学の基礎を十分に修得している者、もしくはこれに準ずる知識と能力を有している者
- (コ) 学部において優秀な成績を修めた早期卒業者であって、法科大学院における学修に意欲を有する者。

(2) 選抜基準と選抜手続

ア 概要

入試日程を、S日程、A日程、B日程の3期に区分し、以下の9つの入学試験を実施していた。

日程 区分	S日程 (8月実施)	A日程 (9月実施)	B日程 (2月実施)
法学未修者 入学試験	スカラシップ入学試験	未修者入学試験	未修者入学試験
	法科大学院未設置地域 出身者向け未修者特別 入学試験 ²⁸	社会人・非法学部出 身者特別入学試験	社会人・非法学部 出身者特別入学 試験
法学既修者 入学試験	/	既修者入学試験	既修者入学試験
		早期卒業生向け既修 者特別入学試験	/

イ 選抜基準と選抜手続

本法科大学院では、前述のアドミッション・ポリシーに適った者であるかを、①書類審査（適性試験、自己推薦書、学部成績）、②小論文審査、および③面接審査によって選抜している。既修者入学試験においては、これらに加え法律科目試験を実施し、選抜を行う。いずれもこれらの各審査の合計点の高得点順に順位を決定し、入学者を選抜する。各審査の配点は、入学試験要項記載のとおりである²⁹。

①書類審査は、適性試験結果、自己推薦書、大学における学業成績、その他の任意提出書類によって審査を行う。適性試験においては、第1部から第3部の提出を必須とし、優れた法曹となるための適性を備えているかを審査する。自己推薦書では、志望動機および将来の法曹像、大学での学業以外の実績などをもとに、法曹への学習に対する強い意欲の有無、生命や人権の大切さを理解し他者を思いやる豊かな人間性を備えることができるかを審査し、また、大学における学業成績によって、優れた法曹となるための基礎学力を備えているかを審査する。書類審査は入試委員会が行っており、予め入試委員会及び研究科委員会で審議された「書類審査基準」及び「成績評点化基準」に則って適正に得点の計算を行っている。

②小論文審査は法学未修者選抜入試において実施しており、A日程入試の「法学未修者入試」及び「社会人・非法学部出身者特別入試」で行う小論文審査は、本学のアドミッション・ポリシーに基づく適正な未修者選抜を行う目的に沿って、本法科大学院所属教員が作題し、その他、S日程及びB日程入試で

²⁸ 「法科大学院未設置地域出身者向け未修者特別入学試験」とは、出願時に法科大学院未設置県（募集停止を含む）に住んでいる者及び高校卒業時に法科大学院未設置県に住んでいた者（高校在学時に保護者が未設置県に住んでいた者を含む）で、当該未設置県に戻って法曹として活躍することを強く希望する者を対象とした特別入学試験である。

²⁹ 別添5「2018年度入学試験要項 7頁～10頁」

行う小論文審査は適性試験第4部を利用していた。いずれも法律の専門知識を問うものではなく、優れた法曹となるための基礎学力として、文章読解力、理解力、分析力、理論的思考力、文章構成力、表現力を備えているかを審査するものである。

③面接審査は、受験生1人に対し、面接員2名で実施する。法律の専門知識を問うものではない。A日程及びB日程で実施している入試の面接審査では、学習意欲等を問う人物審査と、表現力や思考力など本法科大学院で学習する適性をはかる能力審査を行う。人物審査では、本学への進学を希望する意欲や動機、学業に取り組む姿勢等について質問し、学習意欲などの審査を行う。能力審査では、時事問題等を題材に応答を行い、理解力、分析力、論理的思考力・思考の柔軟性・コミュニケーション能力、表現力などの審査を行う。S日程入試では、それに加えて、奨学金を受給するにふさわしい人物を選考するため、法曹への確固たる目標を有するか、奨学生にふさわしい優れた人間性を備えた人物か、本学への志望動機などを審査する。A日程及びB日程入試の「社会人・非法学部出身者特別入試」では、社会人においては、社会人としての職業上、社会活動上の経験や実績を、非法学部出身者においては、法学以外の学問の学習・研究活動の経験や実績の程度を審査する。

選抜手続は、研究科委員会において、各審査の作題委員、面接委員を選出し、作題および採点を行う。採点終了後に拡大入試委員会（作題委員、面接委員）を開催した上で、合格者原案を作成し、その後研究科委員会において承認を経た上で合格者を決定する。

最低基準点は定めていないが、各審査（書類、小論文、面接）の合計点が満点の約6割を得点していることを事実上の運用としている。

ウ 適性試験の利用

法学未修者入試・法学既修者入試共に、適性試験（主として第1部～第3部の結果、S日程とB日程では第4部も含む）の結果が加わっていた。その際の配点は上記イ記載の通りである。

第1部～第3部の結果によって、優れた法曹となるための適性を備えているかを審査していた。

S日程入試においては、第1部～第3部に加え、第4部小論文によって、優れた法曹となるために必要な理論的思考力、表現力、文章力を備えているかを審査していた。

またB日程入試においても、第1部～第3部に加え、第4部小論文によって、理論的思考力、表現力、文章力を備えているかを審査していた。

エ 飛び入学制度

飛び入学制度については、出願資格としては認めている³⁰。飛び入学に対する独自の選抜基準および手続は設けていない。学部早期卒業に関する入試については、2018年度入試から、学部早期卒業者を対象とする既修者入試として「早期卒業者向け既修者特別入学試験」が新設されている。

(3) 学生受入方針、選抜基準及び選抜手続の公開

本法科大学院の目指すべき法曹像の養成に適合する人物を選考すべく、ディプロマ・ポリシーやアドミッション・ポリシーを入学試験要項に明示し法科大学院ホームページで公開している。

また、本法科大学院の選抜基準、選抜手続の内容、各入学試験の内容や評価対象の配点を入学試験要項に記載（毎年5～6月頃配付開始）して公表するとともに法科大学院ホームページでも公表している³¹。

加えて、これらの情報は、5月から7月にかけて実施される入試説明会において、入試要項や法科大学院リーフレットを配付し、重要な点はPowerPointを使用しながら当該箇所を指摘しつつ説明を行い、参加者からの質問等に答える等の方法で開示を行っている。入試説明会は、毎年5回程度、場所も本学および主要都市で開催している。さらに法科大学院協会主催の合同説明会及び辰巳法律研究所への資料参加を行なっている。

また、入学試験の結果に対して、学生から成績開示の請求があった際には、請求した学生に対し、入試成績の開示を行っている。

「書類審査基準」「面接審査基準」「成績評点化基準」は公表していない。

(4) 選抜の実施

可否の判定は、前述のとおり、法学未修者の場合は、①書類審査、②小論文審査、③面接審査の総合点の高得点順に、法学既修者の場合は、①書類審査、②法律科目試験、③面接審査の総合点の高得点順に、それぞれ順位を決定し行う。

可否判定の手続は、各入学試験の総合点が算出された段階で、拡大入試委員会を開催し、まずはそこで検討している。総合得点の約6割を合格基準点として、定められた募集人員の範囲内で合格基準点を満たしていること、本学のアドミッション・ポリシーに照らし、本法科大学院への入学を認めることが困難と認められる事情がないかを審議し、可否判定表を作成する。その後、研究科委員会で、可否判定表に基づき可否を決定する。

小論文審査の採点、法律科目試験の採点においては、答案には作成者の氏名や受験番号の記載はなく、いずれの受験者が作成した答案か採点者は分か

³⁰ A7「2023年度入学試験要項」5頁の4出願資格の⑧に該当する。

³¹ 法科大学院ホームページ（法科大学院 入試情報 | 創価大学 | Discover your potential 自分力の発見 (soka.ac.jp)）参照

らない。合否判定表の作成に際しても、受験者の匿名性を確保し、氏名は記号化して記載されていて、誰がどの受験者かは分からない。いずれにおいても採点者を2人1組にし、同一の答案を2人以上で採点して平均点を出すことでその公平性を担保している。

(5) 特に力を入れている取り組み

2016年度入試から2022年度入試まで、「法科大学院未設置地域出身者向け特別入学試験」を実施していた際には、広報活動として、法科大学院の未設置地域圏にあたる熊本大学・新潟大学において入学説明会を行なう等して周知に努めた。

(6) その他

【平成31年度（2019年度）入学者選抜以降】

(1) 学生受入方針

ディプロマ・ポリシーに変更はない。

アドミッション・ポリシーについては、2021年度および2022年度に改正を行い、現在は、前記の（カ）から（コ）までは削除し、前記（ア）から（オ）のみを掲げる。

前記（ア）から（オ）5つのアドミッション・ポリシーをもとに、具体的には以下の資質・特色を備えている学生を選考する入学試験を実施している³²。

- ・法学既修者においては、公法、民事法、刑事法等の基本的な法律学の基礎を十分に修得している者、もしくはこれに準ずる知識と能力を有している者。
- ・学部に設置された法曹コース(連携法曹基礎課程)において優秀な成績を修めた者であって、公法、民事法、刑事法等の基本的な法律学の基礎を十分に修得し、法科大学院における学修に意欲を有する者。
- ・法学未修者においては、自然科学、人文科学等の、法律学以外の分野について、優れた知識と能力を有し、もしくは特色のある研究をしている者。
- ・法科大学院での学修や法曹資格取得後に活かすことのできる豊かな社会経験・活動経験を有している者。

(2) 選抜基準と選抜手続

ア 概要

2021年度入試までは従前と同様の入試区分で実施していた。法曹コースの

³² A7「2023年度入学試験要項」1頁

新設により、現在はL日程、A日程、B日程の3期に区分し、8つの入学試験を実施している。各日程において実施している入学試験の種類・区分は以下のとおりである。

日程 区分	L日程 (7月実施)	A日程 (9月実施)	B日程 (2月実施)
法学既修者 入学試験	GLP ³³ 一貫型特別入学試験 (以下、「一貫型入試」)	既修者入学試験	既修者入学試験
	GLP・法曹コース開放型 特別入学試験 (以下、「開放型入試」)		
法学未修者 入学試験	/	未修者入学試験	未修者入学試験
		社会人・非法学部・海外 大学出身者未修者 特別入学試験	社会人・非法学部・海外 大学出身者未修者 特別入学試験

法曹コースの新設に伴い、2022年度入試から法曹コース修了生を対象とした既修者特別入試をL日程入試(一貫型・開放型入試)として実施している(2022年度入試は出願者がいなかった)。また、L日程入試の新設に続いて、2023年度入試から、S日程入試(「スカラシップ入試」及び「法科大学院未設置地域出身者向け特別入試」)を廃止した。S日程入試の廃止に伴い「法学既修者認定試験」は、2023年度入試から実施していない。また、多様性の確保の目的から、A日程入試及びB日程入試において実施していた「社会人・非法学部出身者未修者特別入試」を「社会人・非法学部・海外大学出身者未修者特別入試」に変更し、出願資格者を拡大して未修者特別入試として実施している。

イ 選抜基準と選抜手続

①書類審査(自己推薦書、学部成績)、②小論文審査、および③面接審査を行い、それらの合計点によって選抜を実施している。各審査の配点は、入試要項記載のとおりである³⁴。

①書類審査は、適性試験の任意化により、2019年度入試から適性試験結果の提出は求めないこととした。自己推薦書、大学における学業成績、その他の任意提出書類に基づき審査を行う。

L日程入試(一貫型・開放型)では、奨学金を受給するにふさわしい人物を選考するため、自己推薦書では、本学への志望動機および将来の法曹像、

³³ 創価大学法学部の法曹コースである Global Lawyers Program (以下、「GLP」)。GLPについては、法学部ホームページ (<https://www.soka.ac.jp/law/course/legal/glp/>) 参照。

³⁴ A7 「2023年度入学試験要項」7～11頁

法曹への学習に対する強い意欲の有無、法曹への確固たる目標を有するか、奨学生にふさわしい優れた人間性を備えた人物かなどを審査する。また、大学における学業成績によって、特に優れた法曹となるための基礎学力、基本的な法律学の基礎を十分に修得しているかを審査する。

②小論文審査は、未修者選抜入試であるA日程およびB日程入試の「法学未修者入試」及び「社会人・非法学部・海外大学出身者特別入試」において実施している。小論文審査の問題は、適性試験の任意化により、本学のアドミッション・ポリシーに基づく適正な未修者選抜を行う目的に沿って、本学法科大学院所属教員が作題している。その内容は、試験時間 60 分間で文章読解力を問う長文問題と、試験時間 45 分で論理的思考力・表現力・構成力等を問う問題が出題されている。いずれも法律の専門知識を問うものではなく、優れた法曹となるための基礎学力として、文章読解力、理解力、分析力、理論的思考力、文章構成力、表現力を備えているかを審査するものである。

③面接審査は、受験生 1 人に対し、面接員 2 名で実施し、法律の専門知識を問うものではない。理解力、分析力、表現力、思考力、学習意欲などを備えているかを審査する点は従前と変わらない。L 日程入試（一貫型・開放型）では、法曹コースにおける学業成績等の書類審査を踏まえて、奨学金を受給するにふさわしい人物を選考するため、法曹への確固たる目標を有するか、奨学生にふさわしい優れた人間性を備えた人物か、本学への志望動機などを審査する。A 日程及びB 日程入試の「社会人・非法学部・海外大学出身者特別入試」では、社会人においては、社会人としての職業上、社会活動上の経験や実績、非法学部出身者においては、法学以外の学問の学習・研究活動、海外大学出身者においては、海外大学での学修・研究活動の経験や実績の程度を審査する。

ウ 適性試験の利用について

2019 年度入学試験から適性試験の利用が任意化されたことに伴い、法学未修者入学試験に関しては、すべての日程において、適性試験の利用に換えて本学独自の「小論文審査」を導入し、「小論文審査」、「書類審査」、「面接審査」に基づき、未修入学者選抜を行っている。

エ 飛び入学制度について

飛び入学制度については、従前からの変更点はない。学部早期卒業に関する入試については、2018 年度入試から、学部早期卒業者を対象とする既修者入試として「早期卒業者向け既修者特別入学試験」が実施されていたが、2022 年度入試から「G L P 一貫型特別入試」に変更された。

(3) 学生受入方針，選抜基準及び選抜手続の公開

基本的には変更はない。現在、印刷された入試要項は配付せず、ホームページで公開している。

入試説明会については、コロナ禍においては、オンライン説明会を中心に実施している。2023年度入試においては、2022年5月20日（金）に本学で対面開催し、その他オンラインによる入試説明会を4回実施している。

(4) 選抜の実施

変更点は特にない。

(5) 特に力を入れている取り組み

2023年度入試からは「社会人・非法学部・海外大学出身者未修者特別入試」が新設されたため、入学志願者の多様性を確保する目的から、新設入試の広報活動に取り組んでいる。

L日程入試開放型への他大学出身者の確保のため、従前より入試説明会に参加していた熊本大学・新潟大学の法曹コース担当者に対し、法曹コース学生への本学入試説明会の日時を周知を依頼するなど、L日程入試開放型の志願者確保のための取り組みを推進している。

(6) その他

2 点検・評価

本法科大学院においては、学生受入方針が明確にされており、それに合致した選抜基準・選抜手続が明確に定められ公表されている。また公表された選抜基準・選抜手続に従って公正で適切な選抜が実施されている。もとより法曹養成と合理的関係のない事項を選抜において考慮することは行われていない。入学者の適性が適確に評価され、法曹養成の目的に照らし、法科大学院への入学を認めることが相当な者が選抜されている。

3 自己評定

A

4 改善計画

2-2 既修者認定〈既修者選抜基準等の規定・公開・実施〉

1 現状

【平成30年度入学者選抜以前】

(1) 既修者選抜、既修単位認定の基準及び手続

ア 概要

9月実施のA日程入試で「早期卒業者向け既修者特別入学試験」（募集人員：若干名）及び「法学既修者入学試験」（募集人員：8名）を実施し、2月実施のB日程入試で「法学既修者入学試験」（募集人員：若干名）を実施していた。さらにS日程入試の合格者を対象にA日程入試及びB日程入試の「既修者入学試験」と同一の内容で「法学既修者認定試験」を実施していた。試験日程、試験科目および配点は入試要項記載のとおりである³⁵。

イ 既修者選抜の基準および手続

既修者選抜の基準については、ディプロマ・ポリシーおよびアドミッション・ポリシーを踏まえ、法学既修者においては、公法、民事法、刑事法等の基本的な法律学の基礎を十分に修得している者、もしくはそれに準ずる知能と能力を有している者を選抜することとしている。そうした者を選抜するため、上記各既修者試験における適性試験、書類審査、法律科目試験、面接審査を実施している。法律科目試験の試験時間は、憲法・民法・刑法は各60分、商法・民事訴訟法・刑事訴訟法は各40分である。論述式試験を実施し、短答式は行わない。面接審査は未修者入学試験で実施する内容と同じであり、法律知識の有無は問わない。

ウ 既修単位認定の基準および手続

「大学院学則」³⁶第8条第4項で修業年限の1年間短縮を定め、同第18条第1項第4号で1年次に設置する法律基本科目群に属する科目36単位を修得したものとみなすと規定されている。修得したものとみなす1年次の法律基本科目群における科目及び単位数は、大学院学則別表(12)法務研究科法務専攻専門科目表で明示されている。

さらに、「創価大学法科大学院履修・成績評価及び進級に関する規程」³⁷第15条第2項で、法学既修者が修了に必要な単位数68単位に該当する科目群ごとの単位数を明示している。

以上より既修者入学試験および既修者認定試験に合格した者に対しては、未修者1年次の法律科目36単位（2016年度カリキュラム以前）が一括認定され、2年次入学が認められる。

エ 飛び入学制度

前述のとおり、飛び入学制度については出願資格としては認めているが、

³⁵ 別添5「2018年度入学試験要項8頁、10頁」113頁～

³⁶ 別添6「2018年度法科大学院要覧5頁、7頁、18頁」141頁～

³⁷ 別添6「2018年度法科大学院要覧27頁」141頁～

飛び入学に対する独自の選抜基準および手続は設けていない。学部早期卒業者を対象とする既修者入試としては、2018年度入試より「早期卒業向け既修者特別入学試験」が実施されている。なお、選抜基準および手続はA日程およびB日程の既修者入学試験と同じであり、独自の選抜基準および手続は設けていない。

(2) 基準・手続の公開

法学既修者の選抜については、選抜基準、選抜手続の内容、各入学試験の内容や評価対象の配点を入学試験要項に記載（毎年5～6月頃配布開始）して公表するとともに法科大学院ホームページでも公表している。また、大学院学則等の法学既修者の根拠規定もホームページで公開している。その他2-1(3)で記載したように入試説明会でも周知を行っている。

さらに、B日程入試実施前に、本学学内で「B日程入試個別相談会」を開催し（2022年度入試は2021年12月10日（金）に実施）、受験生に対し、選抜基準および手続の周知を図るとともに、入学志願者や学生から、意見を聴取する機会を設けている。現在まで、法学既修者入学試験に対し変更すべき意見は特に聴取されていない。

(3) 既修者選抜の実施

大学における学業成績、志望動機や学業以外の実績等を含む自己推薦書並びにその他の任意提出書類などの書類審査、法律科目試験、面接審査により選抜を行う。

法律科目試験については、各科目担当者が複数で作題を行い、法科大学院の1年次配当の法律基本科目について基本的な法律学の知識を十分修得しているか否かを審査する内容となっている。法律科目試験の採点では、各科目について2人の採点委員を選任し、その2人が同一答案を採点して平均点を出すことで、評価の公平性を確保している。法律科目試験の配点の割合は全体の6割となっていることで、既修者としての質の確保に努めている。最低基準点は特に定めていないが、法律科目試験の合計点が満点の概ね6割を得点していること、かつ全科目が各科目の合格基準点を超えていることを必要とするという運用基準を用い、既修入学者の質を確保している。

その他は、前記2-1(4)記載のとおりである。

既修者選抜の公正さ・公平さに疑問を提起されるような事態は今までない。

(4) 特に力を入れている取り組み

本学法学部は、2014年度から法曹を目指す学生のためのコースである「GLP」を設置しており、早くから、学部入学より5年間での法曹養成教育により司法試験受験を可能とするシステムが構築されていたが、2020年度入学生

からG L Pが「法曹コース」へと移行したことに合わせ、本学法学部と本法科大学院とが法曹教育連携協定を結ぶこととなり、それらシステムが確固なものへと確立された。

【平成31年度入学者選抜以降】

(1) 既修者選抜、既修単位認定の基準及び手続

ア 概要

法曹コース新設に伴い、2018年度入試から2021年度入試まで実施していたA日程入試「早期卒業者向け既修者特別入学試験」を2022年度入試から廃止した。また、S日程入試の廃止に伴い、S日程入試合格者を対象とする「法学既修者認定試験」は2023年度入試から廃止(2022年度入試まで実施)した。

2022年度入試からは、7月に行われるL日程入試で「G L P一貫型特別入学試験(以下、一貫型入試)」及び「G L P・法曹コース開放型特別入学試験(以下、開放型入試)」(2022年度入試はいずれも出願者がいなかった)を、9月に行われるA日程入試、及び、2月に行われるB日程入試で「法学既修者入学試験」を実施している。募集人員は、L日程の「一貫型入試」で8名程度、「開放型入試」で5名程度とし、法曹コース修了者を対象とする特別入試の募集人員を13名までとしている。なお、全入試を合計した募集定員は28名であることから、法曹コース修了者を対象とする募集定員は全体の46%である。そして、A日程及びB日程入試の「法学既修者入学試験」の募集人員は、A日程が5名、B日程が若干名とし、未修者入試の募集人員が極端に減少しないよう配慮を行っている。試験日程、試験科目および配点は入試要項記載のとおりである³⁸。

イ 既修者選抜の基準および手続

(ア) 2019年度入試からは既修者入学試験においても適性試験の結果を考慮しないこととした。

(イ) A日程およびB日程の既修者試験

A日程およびB日程の既修者試験においては書類審査、法律科目試験、面接試験を実施している。2021年度入試から、カリキュラム改訂により行政法が1年次法律基本科目(必修)となったため、法律科目試験に行政法が加わっている。法律科目試験の試験時間は、憲法・民法・刑法は各60分、行政法・商法・民事訴訟法・刑事訴訟法は各40分である。論述式試験を実施し、短答式は行わない。面接審査は未修者入学試験で実施する内容と同じであり、法律知識の有無は問わない。

(ウ) 法曹コース特別選抜入学試験

法曹コース特別選抜入学試験として、L日程「一貫型入試」およびL日

³⁸ A7 「2023年度入学試験要項」7～11頁

程「開放型入試」を実施する。L日程「一貫型入試」では法律科目試験は実施せず、書類審査なканずく大学における学業成績を重視して審査を行っている。L日程「開放型入試」では法律科目試験の審査の比率を少なくし、書類審査および面接審査の比率を大きくしている。一貫型入試の出願資格者は「本学を2019年以降に入学した者であって、入学試験実施年度の3月末日までにG L P修了見込み及び大学卒業見込みの者」であって、「学部成績のG P Aが3.8（最大G P A4.0）以上の者」に限られている。L日程「開放型入試」においては、学部成績による出願資格制限はない。

法学既修入学者の質の確保については、L日程「一貫型入試」においては、学部成績優秀者に限定して出願資格を認め、学部成績を重視して法学既修入学者の選抜を行なっている。学部成績の割合は全体の総合得点（150点）の4割7分となっている。L日程「開放型入試」においては、学部成績による出願資格制限がないため、法律科目試験を実施し、7科目すべての科目において論述式の問題を出題している。但し、法曹コース修了者を対象とするため、法律科目試験の配点はA日程およびB日程既修者入学試験と比較し、より小さいものとした。

ウ 既修単位認定の基準および手続

2019年度カリキュラム改正により1年次に設置する法律基本科目群に属する科目が33単位となったため、33単位を一括認定することとなった。その後、2021年度カリキュラム改正により、1年次に設置する法律基本科目群に属する科目が35単位となったため、35単位を一括認定することとなり、加えて行政法が1年次法律基本科目（必修科目）となったため、行政法が加わった。その都度、大学院規則をはじめとする規程の改正が行われている³⁹。

なお、入学者が入学する前に本法科大学院において科目等履修生として取得した単位は、本法科大学院の履修単位とみなすことができる⁴⁰。

エ 飛び入学制度

飛び入学制度については、従前からの変更点はない。学部早期卒業者を対象とする既修者入試は、2018年度入試から「早期卒業者向け既修者特別入学試験」として実施していたが、2022年度入試より「G L P一貫型特別入試」に変更された。

(2) 基準・手続の公開

特に変更点はない。現在、印刷された入試要項は配付せず、ホームページで公開している。

³⁹ A3「2022年度法科大学院要覧」6頁、8頁、19頁、28頁

⁴⁰ A3「2022年度法科大学院要覧」9頁、17頁、27頁（創価大学大学院学則22条2項、63条2項、創価大学法科大学院履修、成績評価及び進級に関する規程10条3項）

(3) 既修者選抜の実施
特に変更点はない。

(4) 特に力を入れている取り組み
特に変更点はない。

(5) その他

2 点検・評価

法学既修者の選抜基準・選抜手続および単位認定の基準および手続は法令に適合し公平・公正に定められ公表されている。また公表された選抜基準・選抜手続および単位認定基準・手続に従い、本学において必要とされる公法、民法、刑事法等の基本的な法律学の基礎を十分に修得している者を適切に選抜し単位認定が実施されている。

3 自己評定

A

4 改善計画

2-3 多様性〈入学者の多様性の確保〉

1 現状

(1) 法学部以外の学部出身者の定義

学士（法学）を授与していない学部、学科、専攻を卒業した者または入学年度が始まるまで（2023年度入試の場合は2023年3月末日まで）に卒業見込みの者。

(2) 実務等の経験のある者（社会人）の定義

大学卒業後1年以上の社会経験を有する者。2014年度入試までの実務等経験者の定義は、「最終学歴卒業後3年を経過した者またはこれに準ずる者（社会経験を3年以上有したのちに大学に入学した者等）」と定義していたが、2015年度の文部科学省の「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」の申請の際に、文部科学省の示す社会人の定義である「大学卒業後1年以上の社会経験を有する者⁴¹」に合わせて定義を変更している。

(3) 海外大学出身者の定義

国外に所在する大学卒業見込みの者又は卒業した者。

(4) 入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」、「実務等の経験のある者（社会人）」、「海外大学出身者」の割合 基本データ表（6）のとおりである。

(5) 多様性を確保する取り組み

従来「社会人・非法学部出身者特別入学試験」と、2023年度から新設された「社会人・非法学部・海外大学出身者未修者特別入学試験」について、他の入学試験と同様に選抜基準、選抜手続を法科大学院リーフレットやホームページを通じて公表し、周知徹底を行っている。また、入学試験全体を通じて社会人・非法学部出身者の志願者数、合格者数、入学者数及び割合についてもホームページで公表している。さらに、本法科大学院独自で開催している「入試説明会」では、社会人や海外在住者でも参加しやすいように、また、2020年から続くコロナ禍に対応する処置として、オンラインによる「入試説明会」を開催し、説明会の中で本法科大学院所属教員と職員が参加者に対して、個別で入試相談や学習相談にに応じている。また、本法科大学院独自の「入試説明会」の開催とともに、辰巳法律研究所等主催の入試説明会等にも参加をする等の広報に努めている。

⁴¹ 平成27年5月27日付文部科学省事務連絡文書3頁参照
(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/012/siryo/_icsFiles/afieldfile/2015/07/15/1359973_06.pdf)

また、毎年春学期において本学学部生を対象とする「オープンロースクール⁴²」を実施（2022年は6月14日（火）及び6月21日（火）に実施）している。その内容は、法科大学院3年次に開設している「刑事模擬裁判」の傍聴及び本法科大学院所属教員による本法科大学院の概要及び法科大学院入試の説明や学習相談、入学後の奨学金の説明や入試に対する要望等聴取する機会として設けている。「オープンロースクール」の実施に当たって、法学部生のみならず全学部生にポスター等で告知をしており、多様な学生の確保のために、本法科大学院の授業に触れる機会を設けている。

さらに年4回開催される大学全体の「オープンキャンパス」では、法科大学院として窓口を設け、教員と弁護士で高校生等の対応にあたっている。

（6）特に力を入れている取り組み

多様な入学志願者を確保するため、本法科大学院で開催する「入試説明会」に力を入れている。本学法学部GLP生だけでなく、他学部生を対象とした学内の入試説明会の開催をはじめ、2020年から継続するコロナ禍に対応する処置として、オンラインによる「入試説明会」の開催を行っており、その折りには、本法科大学院所属教員及び職員が、参加者の質問や入試相談に対し個別に対応を行っている。

また、2018年より、アメリカ創価大学卒業生兼本法科大学院修了生で弁護士資格を有するチューターが主催する、アメリカ創価大学在學生や卒業生を対象としたズームオンラインによる「入試説明会」が毎年開催されている。その結果、この5年間の間にアメリカ創価大学卒業生から3名の本法科大学入学者が存在している。

さらに、本学学内で実施する本法科大学院主催の「オープンロースクール」や「B日程入試個別相談会」の開催を行っている。これらはリーフレットやホームページ、学内ポスター掲示等を通して情報発信をしている。

（7）その他

2 点検・評価

全国的に法科大学院志願者数の低迷が続く中、本法科大学院では、入学者に対する社会人・非法学部出身者・海外大学出身者の比率を上げるため、本学科大学院所属教員や、社会人・非法学部・海外大学出身で、本法科大学院を修了したチューター弁護士から、本学法学部生に対して法曹の魅力を伝える「入試説明会」の開催をはじめとする広報活動に尽力した結果、多様性ある入学者の比率が徐々に増加している。

⁴² 別添7「2022年度オープンロースクール開催について」227頁

3 自己評定
A

4 改善計画

第3分野 教育体制

3-1 教員体制・教員組織（1）〈専任教員の必要数及び適格性〉

1 現状

（1）専任教員の数と教員適格

本法科大学院の収容定員数は84人であり、専任教員数は15人である。専任教員の採用時の適格審査は、創価大学教員の選考および任用手続に関する規程⁴³及び創価大学専門職大学院実務家専任教員内規⁴⁴によるが、研究者教員については、教育実績（法科大学院または法学部の教員歴が5年以上）及び研究業績（最近5年間の研究業績とそれ以前の研究業績）に実務実績があればそれを加味したものを審査対象として、専任教員による業績審査委員2人によって判定する。一方実務家教員については、教育実績（法科大学院の教員歴が3年以上またはこれに順ずる指導経験）、研究業績及び実務実績（取り扱った主要な事件の訴状・答弁書・準備書面等）を審査対象として、専任教員による業績審査委員2人によって判定する。この判定を踏まえて、業績審査委員は、採用が妥当であるか否かの審査報告を研究科委員会で行い、この審査報告に基づいて、次の研究科委員会での専任教員による投票によって採用を決定する仕組みをとっている。

専任教員の昇任時における審査は、創価大学教員の昇任手続に関する規程⁴⁵及び創価大学教員昇任基準⁴⁶により、昇任人事委員会を構成し審査にあたり、教員歴、最近の研究業績、法科大学院の教育での実績等を審査対象として、業績審査委員の審査報告及び研究科委員会での投票によって決定する。

また、本年の自己点検時においては、各専任教員から提出された「教員個人調書」をもとに、研究科長及び研究科長補佐で検討を行い、以下のとおり検証した。

ア 研究者教員8人は、5年以上の法科大学院における指導経験を有している。また、7人全員が、高度の法学専門教育を行う能力を証する研究業績を有している。

イ 実務家教員7人は、6人が3年以上の法科大学院における指導経験を有している。残り1人は指導経験がないが、派遣検察官として実務上の実績がある。また、7人中、3人が高度の法学専門教育を行う能力を証する5年以内の研究業績を有しており、残る4人も実務上の実績が顕著である。

⁴³ A5「大学・法科大学院学則及び規則」24頁

⁴⁴ A5「大学・法科大学院学則及び規則」26頁

⁴⁵ A5「大学・法科大学院学則及び規則」30頁

⁴⁶ A5「大学・法科大学院学則及び規則」33頁

(2) 法律基本科目毎の適格性のある専任教員の人数

入学定員が100人以下

必要教員数は、各分野につき1人

	憲法	行政法	民法	商法	民事訴訟法	刑法	刑事訴訟法
必要教員数	1名	1名	1名	1名	1名	1名	1名
実員数	2名	1名	2名	1名	1名	1名	1名

(3) 実務家教員の数及び割合

本法科大学院には15人の専任教員があり、そのうち「5年以上の実務経験」を有する実務家教員の専任教員数は7人である。また、研究者教員でも10年以上の実務経験（弁護士）をもっている者が3人いる。

7人の実務経験年の数内訳は、検事経験10年以上2人、弁護士経験20年以上3人、弁護士10年以上20年未満が2人である。

(4) 教授の数及び割合

	専任教員					
	専任教員総数			うち実務家教員（実員）		
	教授	その他	計	教授	その他	計
専任教員数	10名	5名	15名	5名	2名	7名
計に対する割合	66.67%	33.33%	100%	71.43%	28.57%	100%

2017年5月1日現在の数。

本法科大学院における教授の資格要件は、創価大学教員昇任基準第2条⁴⁷に拠る。また、認定手続は、前述の(1)における審査のとおりである。

(5) 特に力を入れている取り組み

(6) その他

2 点検・評価

教員の適格性の審査及び検証は、採用時、昇任時及び自己点検時と厳格に行っている。また、下記のとおり専任教員の必要数は、いずれも文部科学省及び貴財団の基準を満たしている。

学生比率（収容定員比率）では、専任教員数15人に対して収容定員数は84

⁴⁷ A5「大学・法科大学院学則及び規則」33頁

人であるので、学生 5.6 人に専任教員 1 人となる。学生 15 人に 1 人の専任教員という基準を上回っている。

法律基本科目ごとの教員数では、すべての分野において 1 人以上の専任教員がおり、基準の必要数を満たしているとともに、法律基本科目である 6 分野で研究者教員と実務家教員の両方を配している。

実務家教員の比率では、専任教員 15 人中、実務家教員は 7 人であるので、実務家教員比率は 46.67%となる。実務家教員比率が 20%以上という基準を上回っている。

教授の比率では、専任教員 15 人中、教授は 10 人であるので、教授比率は 66.67%である。専任教員の半分以上が教授という基準を上回っている。

3 自己評定
合

4 改善計画
特になし

3-2 教員体制・教員組織（2）〈教員の確保・維持・向上〉

1 現状

（1）専任教員確保のための工夫

本法科大学院における人事は、専門職大学院設置基準、本学の人事諸規程及び本法科大学院が配置する科目等に照らして適宜検討している。

特に退職が予定されている専任教員のいる分野では、退職の数年前から教員人事を始めている。

（2）継続的な教員確保に向けた取り組みや工夫

継続的な教員確保に向けて、概ね今後10年間で定年や契約期間の満了による退職が予定されている教員の後任人事を中心に、毎年度の初めに、今後新たに採用すべき教員数等を分野ごとに把握している。

研究者教員の採用については、法学部まで含めた専任教員や非常勤講師から広く情報を集めて、採用候補の確保に努めている。

これに加えて、研究者教員の養成にも積極的に取り組んでいる。例えば、研究者を目指す法科大学院生のために、修士論文に準ずる「リサーチペーパー」科目を設置して、博士後期課程への進学にも配慮している。その結果、本法科大学院を修了して、他大学の大学院博士後期課程で博士（法学）の学位を取得し、本法科大学院の准教授に就いている者が1人いる。さらに、現時点で2人の本法科大学院修了者が本学の博士課程において、また、1人が他大学の博士課程において、博士（法学）の学位の取得を目指して博士論文執筆に取り組んでいる。このように、他大学からの研究者教員の採用と並行して、本法科大学院修了者からの研究者教員の養成にも継続的に努めている。

一方、実務家教員の採用には、研究者教員と同じく専任教員等から情報を集めるほか、本法科大学院修了後に弁護士となった者をチューターとして採用しているが、その中から教員の適性があると思われる者を非常勤講師として採用し、その後に専任教員に採用する仕組みを築いている。この方法により、現在1名の実務家教員を採用している。

（3）教育に必要な能力の水準の確保・維持・向上

本学専任教員の採用及び昇任においては、教育に必要な能力が求められている。採用及び昇任の基準となる創価大学教員昇任基準⁴⁸では、教育研究上相当な業績をあげた者と明記している。

また、教員の教育に必要な能力の維持・向上のための取り組みとして、毎年2回、春学期と秋学期の始まる前に教員研修懇談会を開催し、そのなかで授業の相互参観、学生授業アンケート（中間授業アンケート及び各学期終了時の授業アンケート）などを通して、教育能力の維持・向上を図っている。

⁴⁸ A5「大学・法科大学院学則及び規則」33頁～34頁

若手教員が教育に必要な能力を向上させる取り組みとしては、先輩教員が使用教材等について各学期の開始前に説明や意見交換を行い、初年度は、若手教員と先輩教員とで共同授業を実施することで、授業の継続性と水準の維持を図っている。

(4) 特に力を入れている取り組み

教員の能力評価については、大学全体で「教員の総合的業績評価制度」が実施されている。法科大学院の教員も同制度で評価されるが、評価項目・基準は、法科大学院の教育の特性に応じた独自のものになっている。

(5) その他

2 点検・評価

本法科大学院は、研究科長を責任者として、年度別の新規教員採用予定数を考慮し、法学部長、法学研究科長とも連携をとりつつ、研究者教員・実務家教員の確保に向けて、継続的に取り組んでいる。また、研究者教員の養成についても積極的に努力している。

さらに年2回の教員研修会をはじめとする各種のFD活動の機会を通じて、教員の教育能力の維持・向上を図るとともに、昇任時及び自己点検時に教員の教育能力を検証する体制を構築している。

3 自己評定

A

4 改善計画

今後も専任教員の安定的な確保を維持するとともに、とりわけ若手の有能な研究者教員の確保・養成に向けて、鋭意努力していきたい。

3-3 教員体制・教員組織（3）〈専任教員の構成〉

1 現状

（1）専任教員の配置バランス

	クラス数		専任教員数 (延べ人数)	クラス毎の履修登録者 数平均	
	専任()は みなし専任	専任以外		専任	専任以外
法律基本科目	41	1	64人	10.22人	15人
法律実務基礎科目	10	1	17人	10.3人	11人
基礎法学・隣接科目	1	3	1人	6人	7.33人
展開・先端科目	13	18	14人	4.77人	3.72人

2022年度の科目ごとの専任教員数は、憲法2人、行政法2人、民法3人、商法2人、民事訴訟法2人、刑法3人、刑事訴訟法3人、環境法1人、外国法3人、実務系7人の専任教員を有し、科目間の配置バランスは適正である。（人数は重複してカウント）

（2）教育体制の充実

各科目群のクラス数に対する専任教員数は、上記のとおりである。法律基本科目群及び法律実務基礎科目群における専任教員数は、クラス数を超えている。2022年度に、この両科目群で兼任教員のみで担当している科目は、法律基本科目群の「民法Ⅲ」のみとなっている。

（3）特に力を入れている取り組み

（4）その他

法曹養成機関である法科大学院の特性をより効果的に発揮できるように、法律基本科目においても、演習科目を中心に、研究者教員と実務家教員とが密接な連携のもと、一つの授業を二人で協働して担当することで、当該法律科目を複合的立体的に理解できるように取り組んでいる。この取り組みを可能としている理由は、学生数に比して教員数が十分確保されていること、また、各基本科目に必置とされる研究者教員はもちろん、それぞれの基本科目に特化した実務家教員を配置できるように、研究者教員と実務家教員の採用が計画的に行われていることにある。

2 点検・評価

教員の科目別構成は、いずれも科目適合性の観点から適格性を充足している。また、科目群ごとの専任教員比率でも、法律基本科目群及び法律実務基礎科目群で兼任教員及び非常勤講師を上回っている。

また、研究者教員と実務家教員の密接な連携による充実した教育体制の構築は、法曹養成機関としての法科大学院教育の特質に最も適合したものと評価できる。

3 自己評定

A

4 改善計画

特になし。

3-4 教員体制・教員組織（4）〈教員の年齢構成〉

1 現状

（1）教員の年齢構成

		39歳以下	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	計
専任教員	研究者教員	0人	3人	1人	4人	0人	8人
		0%	37.5%	12.5%	50.0%	0%	100.0%
	実務家教員	1人	1人	3人	2人	0人	7人
		14.3%	14.3%	42.9%	28.6%	0%	100.0%
合計		1人	4人	4人	6人	0人	15人
		6.66%	26.6%	26.6%	40.0%	0%	100.0%

年齢は、2022年5月1日時点での年齢。

（2）教員の年齢構成についての取り組み

本法科大学院における専任教員の世代別人数では、研究者教員は60歳代が、実務家教員では50歳代がもっとも多くなっているが、高度な教育研究業績を必要とする法科大学院の特色と、その他の年齢層の割合などをも総合考慮すると、比較的バランスの取れた構成といえる。このバランスを維持するために、今後、30歳代や40歳代の教員をより積極的に採用する予定である。

（3）その他

2 点検・評価

本法科大学院における専任教員の年齢構成の中心は、50歳から60歳代であるが、この年代は、教育・研究面において多くの経験を有し、最も充実した教育を行うことができる。それに若手の39歳以下、40歳～49歳の年齢の教員を配置することにより、全体としてバランスの取れた教員構成となっている。

なお、専任教員15人の現在(2022年)の平均年齢は54.33歳である。前回の認証評価時(2017年度)は平均年齢56.07歳であったが、2018年度は平均年齢が54.54歳に、2019年度54.88歳、2020年度54.94歳、2021年度55.47歳になっている。

3 自己評定

A

4 改善計画

よりバランスのとれた年齢構成を実現する努力を今後も継続していきたい。

3-5 教員体制・教員組織（5）〈教員のジェンダーバランス〉

1 現状

（1）教員のジェンダーバランス

性 別	専任教員		兼任・非常勤教員		計
	研究者教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
男性	4人	6人	12人	4人	26人
	15.4%	23.1%	46.1%	15.4%	100.0%
女性	4人	1人	0人	2人	7人
	57.1%	14.3%	0%	28.6%	100.0%
全体における 女性の割合	33.3%		11.1%		21.2%

(2022年5月1日現在)

（2）特に力を入れている取り組み

本法科大学院は、女子入学者の確保に力を入れてきた。女子入学者増加のためには、女性教員が必要と考えており、積極的に採用している。

（3）その他

2 点検・評価

専任教員における女性比率は33.3%（15人中5人）である

3 自己評定

A

4 改善計画

特になし

3-6 教員支援体制（1）〈担当授業時間数〉

1 現状

（1）過去3年間の各年度の教員の担当コマ数

【2022年度】

授業 時間数	専任教員		みなし専任教員		兼任教員				備考		
	研究者教員		実務家教員		実務家教員		研究者教員			実務家教員	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		前期	後期
最 高	4.5	4	4.5	5	-	-	1.0	0	-	-	1コマ 90分
最 低	2.0	2.0	2.5	2.0	-	-	1.0	0	-	-	
平 均	3.31	3.13	3.21	3.0	-	-	1.0	0	-	-	

【2021年度】

授業 時間数	専任教員		みなし専任教員		兼任教員				備考		
	研究者教員		実務家教員		実務家教員		研究者教員			実務家教員	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		前期	後期
最 高	4.0	4.0	4.0	3.5	-	-	3.0	1.0	-	-	1コマ 90分
最 低	0	2.0	1.5	2.0	-	-	1.0	0	-	-	
平 均	2.88	3.0	2.93	2.57	-	-	2.0	0.5	-	-	

【2020年度】

授業 時間数	専任教員		みなし専任教員		兼任教員				備考		
	研究者教員		実務家教員		実務家教員		研究者教員			実務家教員	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		前期	後期
最 高	2.5	4.0	3.5	4.0	-	-	1.0	0	-	-	1コマ 90分
最 低	2.0	0	1.5	2.0	-	-	1.0	0	-	-	
平 均	2.38	2.44	2.57	2.79	-	-	1.0	0	-	-	

（2）他大学・他学部授業数も含めた専任教員の担当コマ数

【2022年度】 ※2022年度後期は担当予定科目全てを算入。実際には例年不開講科目が出るため、これらの数値を下回ると予想する。

授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		備考
	研究者教員		実務家教員		みなし専任教員		
	前期	後期※	前期	後期※	前期	後期	
最 高	6.5	10.07	5.0	5.5	-	-	1コマ 90分
最 低	2.5	4.0	2.5	3.0	-	-	
平 均	4.81	6.13	3.79	4.14	-	-	

【2021年度】

教員区分	専任教員	みなし専任教員	備考
------	------	---------	----

授業 時間数	研究者教員		実務家教員		前期	後期	
	前期	後期	前期	後期			
最 高	7.0	9.0	6.0	5.03	-	-	1 コマ 90分
最 低	0	4.6	1.5	2.0	-	-	
平 均	4.5	6.45	3.64	3.64	-	-	

【2020年度】

授業 時間数	教員区分	専任教員				みなし専任教員		備考
		研究者教員		実務家教員		前期	後期	
		前期	後期	前期	後期			
最 高		7.5	8.07	4.5	5.0	-	-	1 コマ 90分
最 低		2.5	0	1.5	2.0	-	-	
平 均		4.38	5.52	3.14	3.57	-	-	

(3) 授業以外の取り組みに要する負担

授業以外の負担としては、研究科委員会及び各種委員会等の会議への参加があるが、昼休みや金曜日の午後に集中させて軽減化を図っている。また、法科大学院と無関係な役職を兼務している教員はいないし、学部入学試験の役員や学部の定期試験の監督補助等の全学の教務関連業務から法科大学の専任教員は免除されている等、負担を軽減するための配慮がなされている。

(4) オフィスアワー等の使用

オフィスアワーは、原則として放課後等の授業時間外に実施している。ただし、オフィスアワーは学生の希望に拠るものなので、必ずしも毎回実施している訳ではない。

(5) 特に力を入れている取り組み

(6) その他

2 点検・評価

本学は、「学校法人創価大学教育職員授業担当規程⁴⁹⁾」第2条第1項第6号で、学部長等の役職を兼務しない専任教員の責任コマ数（最低担当コマ数）は週4コマ以上と規定されている。実務家教員の場合は、その特性から4コマを下回っても許容されているが⁵⁰⁾、研究者教員の場合は、責任コマ数遵守が望

⁴⁹⁾ A5「大学・法科大学院学則及び規則」35頁

⁵⁰⁾ A5「大学・法科大学院学則及び規則」28頁（創価大学専門職大学院実務家専任教員内規第10条）

まれている。そのため、法科大学院の科目担当だけでは多くの教員が責任コマ数を超えないことから、研究者教員を中心として、法科大学院以外の法学部や大学院法学研究科の科目を担当している。これに他大学の非常勤講師のコマ数が加わり、研究者教員の平均コマ数は4～5コマとなっている。なお、大学全体の専任教員のコマ数平均が6.4であるところから、法科大学院の研究者教員のコマ数は適正であると評価する。

3 自己評定

B

4 改善計画

司法試験の在学中受験制度の導入に対応して2021年度にもカリキュラムを改正することになり、現在、2016年度及び2019年度カリキュラムと2021年度カリキュラムが並行して存在するという変則的な状況にあるために、教員のコマ数が一時的に多くなっている。また、一部の研究者教員において、法科大学院、法学部及び法学研究科の担当コマ数の合計が過大となっている者がいるので、法科大学院以外の担当を減らして、適正化に努めるようにしたい。

3-7 教員支援体制（2）〈研究支援体制〉

1 現状

（1）経済的支援体制

本学として、専任教員の研究活動を経済的に支援する体制は、以下のとおりである。これは実務家教員も含めて、法科大学院専任教員に等しく適用される。

ア 個人研究費

専任教員の個人研究費は、1人年額43万円であり、全員に支給される。その用途の範囲は、研究資料購入費、人件費・謝金及び研究出張費等である。詳細は、創価大学個人研究費規程⁵¹による。

イ 海外学会出張補助費

専任教員が、国際的に認められている国際学術団体が主催する会議で、研究発表または会議の運営について重要な役務を担当するときは、研究出張費とは別に、年額10万円を限度として支給される。

ウ 研究開発推進助成金

文部科学省の科学研究費助成金が不採択になった専任教員の研究活動を補助するための学内助成金で、不採択の評価Aランク15万円、Bランク5万円が支給される。2022年度には1人の法科大学院専任教員が、5万円の助成金の支給を受けている。詳細は、創価大学教員研究開発推進助成金規程⁵²による。

エ 共同研究プロジェクト

本学専任教員が研究代表者であり、2人以上の若手研究者からなる共同研究プロジェクトに対して年額300万円以下の助成金が支給される。

オ 出版助成金

専任教員で、博士論文を出版する者に対して1件当たり100万～150万円程度の出版助成をしている。

カ 特別研究員制度（研究休暇制度）

専任教員が、学部や大学院の採用枠により半年間の授業及び校務が免除され研究に専念できる制度。この間の給与は保障され、個人研究費も支給される。2022年度の法科大学院の枠は、法学部と合わせて2人である。詳細は、創価大学特別研究員に関する規程⁵³によるが、法科大学院の専任教員は2021年度の春学期に1人が利用している。

（2）施設・設備面での体制

専任教員は、原則として、1人1室の研究室（床面積21㎡～27㎡）を持

⁵¹ A5「大学・法科大学院学則及び規則」36頁

⁵² A5「大学・法科大学院学則及び規則」40頁

⁵³ A5「大学・法科大学院学則及び規則」42頁

ち、各研究室のコンピュータや自宅のパソコンから学内外のデータベースを利用できる体制を整えている。基本的に法科大学院生がアクセスできる各種データベースは、専任教員及び非常勤講師はアクセスが可能である。また、法科大学院図書室は、教員も利用することができる。

(3) 人的支援体制

法科大学院事務室に事務職員、契約職員及びパート職員等が6人おり、個人研究費及び公的研究費の管理、科学研究費助成金申請支援等教員の研究活動をサポートしている。また、法律系データベースについては、図書館職員がサポートしている。

(4) 在外研究制度

専任教員は、1年間または半年間の在外研究を申請することができ、研究費として1年間で300万円、半年間で160万円が支給される。その詳細は創価大学教育職員の在外研究に関する細則⁵⁴及び創価大学在外研究員の選考手続に関する細則⁵⁵による。また、特別研究員制度を使って在外研究をすることもできる。これまで法科大学院の専任教員として在外研究制度の適用例はないが、毎年2～3人の専任教員が、本学の個人研究費や科学研究費助成金を使って1～3週間程度の海外研究出張を行っている。

(5) 紀要の発行

本法科大学院として、2005年以来「創価ロージャーナル」を年1回程度発行している。最新号は、「創価ロージャーナル第15号」であり、機関ディポジトリ（紙媒体による出版を停止したのは2022年度からである）で公開されている。同第15号（2022年3月発行）には、収録論文・判例研究等が7編ある。

(6) 特に力を入れている取り組み

(7) その他

2 点検・評価

研究費等の教員の研究に対する経済的な支援体制は十分なものであり、実務家教員も研究者教員と同等の研究支援を受けることができる。在外研究や特別研究については、授業担当の関係から、これまで法科大学院専任教員が両制度を利用することが困難な状況にあったので、両制度とも短期間での利

⁵⁴ A5「大学・法科大学院学則及び規則」46頁

⁵⁵ A5「大学・法科大学院学則及び規則」51頁

用を認めるように規程改正（創価大学教育職員の在外研究に関する細則第2条第2項、創価大学特別研究員に関する規程第1条第3項）を行った結果、利用しやすくなり、2021年度春学期にも特別研究員に1名の利用があった。

3 自己評定

B

4 改善計画

今後も更なる研究支援体制の充実に向け、改善努力していきたい。とくに、法科大学院の担当科目を代替し得るだけの能力を備えた教員の確保の困難さが在外研究及び特別研究員の取得を躊躇させる大きな要因であることから、この問題解決のために、法学部の専任教員との相互間の協力体制をより緊密にして、担当科目の代替が円滑に行えるように配慮していきたい。

第4分野 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み

4-1 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（1）〈FD活動〉

1 現状

（1）組織体制の整備

ア FD委員会

本法科大学院では、大学院学則第50条第5項第2号及び創価大学大学院ファカルティ・ディベロップメント委員会規程⁵⁶第7条に基づき、法科大学院FD委員会を設置している。その構成員と活動内容は創価大学法科大学院各種委員会規程⁵⁷のとおりである。

イ 公法・民事法・刑事法の各部会

本法科大学院では、理論と実務を架橋した高度な法学専門教育を実現することを目指し、研究者教員と実務家教員が、主に法律基本科目と法律実務基礎科目に関する授業内容の研究とその改善のために協働して組織的に取り組むために、各系の専任教員によって組織される公法、民法及び刑事法の各部会を設置している。

各部会においては、部会の責任者を定め、研究者教員と実務家教員とが授業実施の方針や運営方法はもとより、授業相互の情報交換・課題の負担の状況、教材開発、さらには到達目標の設定等について、鋭意、協議・検討を行っている。

そのうえで、各部会相互の調整等が必要な場合は、その都度、研究科委員会を通じて、その任に当たっている。

（2）FD活動の内容

ア FD委員会

本法科大学院では当初、「FD・自己点検委員会」を組織化して、2007年度から定例化が図られ、中間アンケート・期末アンケート、授業相互参観制度の実施など、教育内容の充実、教育方法のスキルアップに向け具体的な内容を協議してきた。

さらに、実施結果について組織的な分析検討を行い、改善点があればそれをFD委員会で協議し、教職員全員の活動として、FDに向けた具体的な方策について、教務委員会及び研究科委員会に提案を行い、また、外部研修会やシンポジウムなどへの積極的参加を勧奨してきた。

前回の認証評価後にFD委員会が中心的に取り組んできた課題は、①授業アンケート項目の検討、フィードバックの検証方策の検討、②各学生の到達度の正確な把握、③相互授業参観率の向上、フィードバックの検証方

⁵⁶ A5「大学・法科大学院学則及び規則」53頁

⁵⁷ A5「大学・法科大学院学則及び規則」1頁

策の検討、④全教員の研究活動の活性化への取組み、⑤授業方法（双方向・多方向・プレゼン方式・2020年度からはオンライン方式授業やオンライン方式による試験方法）等の検討、⑥他法科大学院の教育方法の検討等である。

また、前回の認証評価では、①執行部中心としたFD活動に積極性はみられるものの、各教員レベルでの積極性には教員間に格差が見受けられ、その点に対する対応が足りていない点、②アンケート結果の授業へのフィードバックへの検討・検証が足りていない点、③相互授業参観の取組みに消極性が見受けられる点等が指摘されたため、①については、執行部及びFD委員会から、研究科委員会を通しての各教員への活動の奨励にとどまった体制を、各部会を中心としたFD活動への取組みとその報告を、教員研修懇談会において相互確認できるようにすることで、全教員が一丸となったFD活動体制へと改めた。②については、授業アンケートの自由記述欄に、学生たちが具体的に理解不足に感じている項目をより重点的、積極的に記述するように奨励し、担当教員への自覚や講義での補足説明等ができるように、その実効性を図った。また、教員研修懇談会で、FD委員長から全アンケート結果の分析・報告を報告し、全教員に伝えるように努めた。③については、実施に際して、研究科長及びFD委員長より各教員に相互授業参観制度の意義と効果についての説明と、その奨励に努めるとともに、相互授業参観報告書については、当該教員に直接配布して講義改善の参考資料とするようにした。また、授業アンケート同様に、教員研修懇談会で、全報告書の中から、参考となる講義方法や改善が指摘された講義方法について紹介するように努めた。

イ 年2回の教員研修懇談会並びにその他のFD研修会

後記(3)のとおり、毎年2回(春学期・秋学期)、学内において「教員研修懇談会」を開催して、授業内容や授業方法の改善に向けた研修を行っている。その他、日弁連が主催する法科大学院教育に関連するシンポジウムや法科大学院教員研究交流集会、法科大学院協会が主催するシンポジウム等の各種会合の開催を案内して、その参加を促すなど、各教員が直面する教育内容・教育方法等に関する諸問題について適宜研鑽するように促している。

ウ 担当科目教員のFD

(ア)部会ごとのFDについて⁵⁸

公法・民事法・刑事法の各部会では、2010年法科大学院協会によって作成・公表された「共通的な到達目標モデル(第二次修正案)」(以下、「共通モデル」という)を基に、本法科大学院独自の各部会・各科目の到達目標(以下、「本学目標」という)を設定して、2年間ないし

⁵⁸ A13「FD実施にかかる記録・資料」

3年間の教育内容・教育方法の改善に向けて、鋭意、努力している。

2020年には、カリキュラム再編に伴う科目毎の到達目標の更新及び新重要判例等の入れ替えについての検討を行い、その後、部会ごとに新年度開始にあたって刷新を図る検討会を行っている。

(イ) 各科目のFDについて

各科目は、その担当教員自身による教育内容と教育方法の改善の努力がなされている。この点に関しては、前述のように、当該教員が改善努力すべき対象（内容）を、より明確に把握できるように、学生が記入する授業アンケートの自由記載欄に、当該科目のシラバスに即して、どの項目が理解不足であったかをできるだけ明記するように、アンケート形式を変更し、当該教員にフィードバックを求めるよう改善した。

また、複数教員で実施している科目については、同一教材の開発、教授内容の調整、担当教員のローテーションを通じて、相互啓発を図り、教育方法の改善に向けて真摯な努力が為されている。

演習科目においては、本学の到達目標の設定・実施等も意識しながら、学生の配布物への明示を促し、自己研鑽・共同研鑽に努めている。

(ウ) 研究者教員と実務家教員が協働するFDについて

研究者教員と実務家教員の双方が協働して担当する2年次・3年次の演習科目（行政法演習Ⅰ・Ⅱ、民法演習Ⅰ～Ⅳ、商事法演習Ⅰ・Ⅱ、民事訴訟法演習Ⅰ～Ⅳ、刑法演習、刑事訴訟法演習、刑事法総合）については、授業の教材開発、授業の運営、教育方法の改善に向けて、実務家・研究者のそれぞれの視点から、春季休業時・夏季休業時等に打ち合わせを行い、また、毎回の授業の前後でも検討を加えている。

なお、本法科大学院、本学の大学院法学研究科・法学部の研究者教員を中心とする「公法研究会」、「民事法研究会」、「刑事法研究会」や、要件事実教育研究所が主催する講演会、「債権法改正の論点についての検討会」には、実務家教員及び本法科大学院・本学を卒業した実務家にも公開され、その後3年間は、特集テーマ講座「民法改正と法曹実務」として改正の必要性や背景を解説する講座を解説するなど、相互に研究・教育の研鑽に努めている。

エ 大学全体のFD

創価大学各学部でのFD委員会を中心に各種のフォーラム・セミナーを開催して、教育方法の向上を目指しており、また創価大学大学院FD・SD委員会では各大学院の執行部と担当者が出席をして、各院での取組について共有を深めている。⁵⁹

⁵⁹ 創価大学FD委員会ホームページ (<http://www.soka.ac.jp/fd/>)

(3) F D活動の成果及び成果に結びつかせるための方策・工夫

ア 教員研修懇談会の実施⁶⁰

2004年4月以降、原則として、年2回、春学期と秋学期の終了時に、本法科大学院の専任教員、兼任教員及び非常勤講師が参加して、教育内容・教育方法の改善のための教員研修懇談会を実施している。

当初は、外部からの講師を積極的に招聘し、他大学の法科大学院での教育内容や教育方法を研修すると共に、本学教員のF Dに対する意識向上を目的として研修を実施してきたところである。前回の認証評価以後は、教員全体のF D活動の活性化を目指して、 Semester毎の部会報告やF D活動報告を中心に据えたうえで、未修者教育の一層の充実化への改善、法学部法曹コース（G L P）との連携に伴う教育内容や教育方法の改善（講義や演習授業の在り方の検討）を進めてきたところである。2020年度以降はオンライン授業における教育の質の確保への工夫（講義・演習授業の在り方の検討や、オンラインでの定期試験の実施方法の工夫など厳格な成績評価を担保するための取り組み）を主なテーマとして、本学教員を中心として内部的な検討を推進してきたところである。

イ 部会別担当科目報告会

アの教員研修懇談会では、必ず各部会の代表者から、当学期の講義内容での工夫、それに対する学生達の理解状況について、担当実感や検討課題の報告会を開催し、問題意識・改善法の共有を図り、F Dの実行性担保に努めている。

(4) 教員の参加度合い

「教員研修懇談会」の参加状況は、専任教員の全員と、兼任教員、非常勤教員、チューターも若干名が出席している。

(5) 特に力を入れている取り組み

ア ロージャーナル委員会と連携した教員研究活動報告会の実施

2014年度より、講義力の前提となる教員の研究活動を活性化するために、F D委員会とロージャーナル委員会との共同作業として、「法科大学院教員研究活動報告会」を毎年数回開催して、各教員が、現在の研究活動内容を報告する研究会として、領域分野の教員の質疑や、研究者教員・実務家教員相互の視点での議論を深め、できる限り、その成果を創価ロージャーナルに掲載できるように努めてきた。

イ 教務委員会の「教育効果検討会議」との連携

2014年度より、教務委員会と連携して各学期終了時に専任教員全員により、各担当科目について、指導上の工夫が必要かと思われる学生について

⁶⁰ A13「F D実施にかかる記録・資料」

て、十分に個人情報に留意し、自由な感想意見を交換する会議を設けている。

ある科目では理解が多少不足していても、他の科目にあっては非常に順調に理解できている場合も多く、これらの情報交換により、担当教員が担当学生への先入観を排除するとともに、専任教員が、より多くの学生情報を共有できることで一丸となった個別指導ができることとなる。

また、履修科目に問題を抱えている学生については、アカデミック・アドバイザー面談や研究科長等による面談を通して早期の改善が図るように努めているとともに、同会議での議論は、相互に厳格な成績評価基準をチェックできるように機能しているようになっている。

ウ 学修支援委員会の学生アカデミック・アドバイザー報告との連携

2018年の教員研修懇談会より、授業アンケート結果及び相互授業参観報告書の分析報告を行う際に、学習支援委員長から、学生の学生生活についてのアカデミック・アドバイザー面談報告書の分析と報告も併せて行うこととなり、単なる学習面での要望だけでなく、学習環境への要望も分析公開されることとなり、学習支援をおこなっているチューター達とも共有できるように改善された。

(6) その他

2 点検・評価

上記のように、FD活動の活性化については、この10年間、様々な改善を求めて取り組み、教員間にその重要性は周知徹底され、活動も活性化されてきていると考える。

また、本法科大学院での講義演習スタイルは、2つのマインドと7つのスキルを涵養するために、双方向、多方向方式を取り入れ、学生個別の理解度を把握するように勧めており、特に、相互授業参観への取組みの改善を図ったことで、Power Pointを利用したプレゼン方式の効用や、適切な演習課題の出し方、解説方法等を他の講義・学習方法を参考にすることで、「理解しやすい」講義や演習に向けての改善意識は共有されたものと思われる。また、公法系の一部科目では反転授業を試みる等、新たな取組みも始めている。したがって、組織的な、カリキュラム体系や講義内容の改善に向けての研鑽・努力には、相当程度の効果が認められるものとする。

3 自己評価

A

4 改善計画

特になし

4-2 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（2）〈学生評価〉

1 現状

（1）学生による授業等の評価の把握

ア 授業アンケート

授業アンケートは、中間授業アンケートと期末授業アンケートを、全科目について実施している。

イ 中間授業アンケートの実施内容と回収率⁶¹

（ア）中間授業アンケートは、各学期の授業中間時点において当該授業の質を確認し後半へ向けての改善を早期に図ることを目的として実施されるもので、無記名、紙媒体での自由記述方式で行っている。アンケート項目は、「この授業で大変良い・良いと感じた点」「より良い授業のために改善してほしい点」の2項目である。

なお、2015年度からは、後者については、学生に、シラバスにあわせて、授業内容のどの項目が理解不足であったか等の具体的な項目を指摘するように指示することで、担当教員の講義改善に資するように改善した。

2012年度からは、履修者が2人以下の科目はアンケートを実施しないことになった。2015年度からは、学期前半集中科目、または後半集中科目については、その目的を考慮して第4週目に中間アンケートを実施するよう改善した。

（イ）アンケート実施科目数は32～44科目で、回収率が2013年度以降は概ね80%台前後（但し、2020年度はコロナ禍の中でのオンライン講義・オンラインアンケートの実施の混乱もあり、実施率の著しい減少が見受けられた）を維持できていることから、アンケートの意義・活用は、学生・全教員に周知徹底されたものと思われる。

年度・学期	科目数	履修登録者数	回答者数	回収率
2017年度秋学期	35	411人	371人	90%
2018年度春学期	44	582人	547人	94%
2018年度秋学期	35	364人	320人	88%
2019年度春学期	38	428人	365人	85%
2019年度秋学期	32	277人	223人	81%
2020年度春学期	38	386人	195人	51%
2020年度秋学期	33	276人	177人	64%
2021年度春学期	40	402人	317人	79%

⁶¹ A14「学生授業評価アンケート記録」

2021 年度秋学期	33	283 人	242 人	86%
2022 年度春学期	未実施	人	人	%

※16 年度より大学院学則第 9 条第 2 項の改正に伴い、学期名称を春学期・秋学期とした。

ウ 期末授業アンケートの実施内容と回収率⁶²

(ア) 期末授業アンケートは、各学期の修了時において、無記名で定型のアンケート項目を設定して、ポータルサイトにおける択一式の回答方式で行ってきたが、2012 年度春学期からは、原則として当該授業の最終回に、紙媒体による質問項目が記載された書面、マークシート及び自由記述用の用紙を配布して、書面に記入する方法に変更した。

なお、2015 年度からは、後者については、学生に、シラバスにあわせて、授業内容のどの項目が理解不足であったか等の具体的な項目を指摘するように指示することで、担当教員の講義改善に資するように改善した。匿名性保持のため、学生に回収を依頼し、8 階事務室に提出させている。なお履修者が 2 人以下の科目はアンケートを実施していない。

(イ) アンケート実施科目数は 31～44 科目で、回収率が 2013 年度以降は概ね 80% 台後半を維持できている（但し、2020 年度はコロナ禍の中でのオンライン講義・オンラインアンケートの実施の混乱もあり、実施率の著しい減少が見受けられた）ことから、アンケートの意義・活用は、学生・全教員に周知徹底されたものと思われる。

年度・学期	科目数	履修登録者数	回答者数	回収率
2017 年度秋学期	36	421 人	385 人	91%
2018 年度春学期	44	582 人	532 人	91%
2018 年度秋学期	36	365 人	311 人	85%
2019 年度春学期	37	421 人	357 人	85%
2019 年度秋学期	31	275 人	243 人	88%
2020 年度春学期	38	386 人	243 人	63%
2020 年度秋学期	33	268 人	143 人	53%
2021 年度春学期	40	402 人	358 人	89%
2021 年度秋学期	33	283 人	236 人	83%
2022 年度春学期	未実施	人	人	%

エ 相互授業参観制度

教員が他の教員の授業参観を行い、講義内容や講義方法についての感想やアドバイスを忌憚のない意見が述べられるような環境をつくり、1 学期 1 つ以上の範囲で、他の教員の授業参観を行い、その報告書を提出するように奨励している。

⁶² A14 「学生授業評価アンケート記録」

当初はFD委員会において報告書を集めるに止まっていたが、2013年以降は、担当教員が講義の改善に利用できるように、直接報告書を渡すように改善し、授業内容・方法の改善に一定の成果として表れていると考えるが、なお一層、相互授業参観数の向上に努めたい⁶³。

年度・学期	専任教員数	実施数	回収率
2017年度秋学期	16	7	43%
2018年度春学期	16	13	81%
2018年度秋学期	16	8	50%
2019年度春学期	15	10	67%
2019年度秋学期	15	10	67%
2020年度春学期	15	11	73%
2020年度秋学期	15	11	73%
2021年度春学期	14	11	79%
2021年度秋学期	15	14	93%
2022年度春学期	15	実施中	%

2022年度春学期は7月18日までが実施期間

(2) 評価結果の活用

ア 中間授業アンケート

(ア) 教員は、アンケート結果を踏まえて、速やかに担当授業の際に、学生に対し、口頭または文書で何らかの回答を行い、その結果を開示している。回答の方法については教員の裁量に任されているが、学生からの意見や要望については、合理性や相当性がありその改善が実施できる場合には、その旨を回答し、実施できない要望事項で回答が必要であると判断される場合には、その理由も付して誠実に回答することとしている。

そのうえで、①履修者数及び中間アンケート提出学生数、②良いと評価された点(要点のみ)、③学生からの意見・要望と教員が応対した内容を記載する「実施報告書」を作成して、FD委員会委員長宛に提出している。

(イ) FD委員会では、回収率、実施報告書の概要を分析検討し、学生に有益な授業の提供が出来ているかどうか、また、授業に関し何が今問題なのかを検討し、研究科委員会などで適宜その結果を報告している。

自由記載欄については、FD委員会委員長が当該事項についての記載を読み、問題があると思料した場合、問題点を指摘された教員に個別にあたり、改善等を促すシステムを取り入れているが、未だ問題となったケースはない。

⁶³ A13「FD実施にかかる記録・資料」

イ 期末授業アンケート

- (ア) 期末授業アンケートの集計整理は、法科大学院事務室が行い、その結果は、各教員に数値部分と自由記述部分を通知している。学生に対しては、2006年5月から数値評価を開示している（記載された自由記述部分それ自体は開示していない）。教員は、数値評価及び自由記述部分について各教員が総括・自己評価するとともに、自由記述欄の要望やアンケート結果に対するコメントを作成したうえで、ポータルサイトに掲載して開示している。数値評価とコメントは、ポータルサイトを通じて学生及び全教員が閲覧できる。
- (イ) FD委員会では、実施方法や回収率等を含む結果を分析検討し、改善課題等について研究科委員会に報告をしている。自由記載事項欄については、FD委員会委員長が当該事項についての記載事項を読み、問題があると思料した場合、問題点を指摘された教員に個別にあたり、改善等を促すシステムを取り入れているが、いまだ問題となったケースはない。
- ウ FD委員会は、教育環境等アンケート報告書の内容を検討の上、適宜研究科委員会等でその結果を報告している。

(3) アンケート調査以外の方法

- ア 本法科大学院では、1年次及び既修者入学の2年次の学生を対象に、専任教員が、学習支援委員会の活動によるアカデミック・アドバイザーとして面談を実施している（第7分野-8参照）。その面談の中で、履修している科目の教育内容・教育方法の改善や自宅学習への指導を求める意見が出されることも多いので、学習支援委員長から教員研修懇談会でアカデミック・アドバイザー報告書の重要な内容や分析等を報告してもらい、教員相互に共有できるように努めている。
- イ 単位を修得できなかった等の学修上の問題を抱えた学生と研究科長・研究科長補佐との面談を適宜開催し、学生からの教育内容・教育方法の改善に関する意見を聞く努力をしている。
- ウ 毎年秋、本法科大学院を修了し、司法試験に合格したメンバーと研究科長・研究科長補佐が懇談会を持ち、カリキュラムや授業のあり方等について改善した方がよい点などについてヒアリングを行っている。

(4) 特に力を入れている取り組み

期末授業アンケートの回収率向上に向けては、グーグルアンケートを導入して学生達の記入や集計の簡便化を図ったが、自由記述欄への記載が著しく減ったため、再度、講義修了後の時間を利用した紙媒体の利用を中心としたアンケートに戻した。また、自由記述欄には、理解不足を感じる項目や講義方法への要望を積極的かつ具体的に記載するように要請して、アンケート実

施の意義を高めるとともに、教員のコメント入力については、改善可能性できない場合にはその理由を、改善できる場合には、具体的な改善方法を記述してもらうように要請している。

(5) その他

2 点検・評価

(1) 中間アンケートは、授業教室で実施し、紙媒体で行われるので、回収率は高い数値を示してきている。学生自身が現在受講している授業の後半についての改善に通じることから、提出する学生が多いものと思われる。

教員による自己評価も、学生へも適宜な方法でフィードバックがなされていることから、教員と学生の信頼関係を醸成することにも寄与していると思われる。特に、アンケート実施直後における授業内でのアンケートに記載された教員に対する要望について、授業後半でいかなる改善策を施すかについて担当教員が回答して授業後半への改善に繋がることから、学生からもその実施を評価しているところである。

(2) 期末アンケートは、担当教員にも学生にもその意義が周知徹底されたものと考え、非常に高い回収率が示されている。学生に対する開示については、数値部分と自由記述部分を含めた教員側のコメントを、ポータルサイト上に掲載している。なお、数多くの学生が満足して現状維持を求めらる中で、ごく一部の批判的、感情的な学生の要望をどの程度に問題視するかが課題となるため、これらについては、全アンケートを通じた分析やアカデミック・アドバイザー報告書とあわせながら、あらためて、担当のアカデミック・アドバイザーや研究科長等による面談での対応を想定している。

(3) 以上のとおり、本法科大学院では、教育内容や教育方法についての学生の評価を把握し、その結果を教育内容や教育方法の改善に活用する取り組みは適切に実施されている。

3 自己評定

A

4 改善計画

教員の授業改善への取り組みや学生への迅速かつ実効性のある対応については、今後も、反転授業の導入なども含めて改善できる点を模索し試行錯誤を重ねながら一層の改善に努めていきたいと考える。

第5分野 カリキュラム

5-1 科目構成(1)〈科目設定・バランス〉

1 現状

(1) 開設科目

基本データ表(15)のとおりである。1年生、2年生は2021年度カリキュラム、3年生(2020年度以前入学者)は2019年度カリキュラムが適用される。

2019年度カリキュラム改正においては、第3セメスターにも憲法演習を配置し、民法は講義科目を整理し、未修1年次の民法基礎演習Ⅰ・Ⅱを廃止し、3年次の民法演習の単位数を増加した。さらに第6セメスターの民事訴訟法演習を廃止し、第5セメスターの単位数を増加した。

2021年度カリキュラム改正においては、在学中受験制度導入に対応すべく、未修1年次にすべての講義科目を配置し、3年次では法律基本科目をできるだけ少なくし、また、第6セメスターに実務に関連する科目を多く配置などの変更をした。

展開・先端科目のうち司法試験の選択科目に該当する科目もすべて開講されている。2022年度は、特殊テーマ講座B(2単位)として、「環境法演習Ⅰ」、「環境法演習Ⅱ」、「倒産法演習Ⅰ」、「倒産法演習Ⅱ」、「知的財産法演習」の5科目が開設されているが、全体を1科目としてカウントしている。

(2) 履修ルール

2021年度以降入学の法学未修者は、下表の1から6までに定める科目群毎に、それぞれ1から7までに定める単位数以上を修得することが必要である⁶⁴。また、法学既修者は、1年次に設置する法律基本科目群に属する35単位分の科目を一括して修得したものとみなす。

1年次には、法律基本科目のうち基礎科目となる講義科目17科目35単位を必修とし、それらの単位すべてを修得することを進級要件の一つとしている。

2年次には、法律基本科目のうち応用科目となる演習科目12科目26単位を必修とし、それらの単位すべてを修得することを進級要件の一つとしている。

司法試験の選択科目については展開・先端科目群のうち選択科目に該当する2科目4単位を選択必修とする。

No	科目群	修得単位数	同左 既修者
1	法律基本科目群：公法系科目	16	8
2	法律基本科目群：民事系科目	35	16
3	法律基本科目群：刑事系科目	14	6
4	法律実務基礎科目群	10	10

⁶⁴ A3「2022年度法科大学院要覧」28頁(「創価大学法科大学院履修・成績評価及び進級に関する規程」第15条)

5	基礎法学・隣接科目群	4	4
6	展開・先端科目群	14	14
7	4～6の科目群	5	5

修了単位数は、98単位（既修者63単位）以上である⁶⁵。

大学院学則別表(13)は、1から6までの修得単位数を定めているが、その合計は93単位であるため、修了単位数の98単位を満たすためには、残り5単位を修得する必要がある。本法科大学院では、法律基本科目群（65単位）は全科目必修であるため、残り5単位は、4～6の科目群（法律実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群）の中から修得することになる（合計で33単位の修得が必要となる）。

（3）学生の履修状況

基本データ表（16）のとおりである。

2021年度修了生については、2019年度カリキュラムが適用され、修了単位数が103単位（既修者70単位）以上である。下表の1から6までに定める科目群毎に、それぞれ1から7までに定める単位数以上を修得することが必要である。また、法学既修者は、1年次に設置する法律基本科目群に属する33単位分の科目を一括して修得したものとみなす。

No	科目群	修得単位数	同左 既修者
1	法律基本科目群：公法系科目	16	10
2	法律基本科目群：民事系科目	38	19
3	法律基本科目群：刑事系科目	15	6
4	法律実務基礎科目群	10	10
5	基礎法学・隣接科目群	4	4
6	展開・先端科目群	14	14
7	4～6の科目群	7	7

（4）科目内容の適切性

法律基本科目群、法律実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群にそれぞれ配置されている各科目の実質的内容が、当該科目名及び当該科目群に適合しているかについては、毎年自己点検と、2019年度および2021年度のカリキュラム改正の検討の際に、教務委員会で慎重に審議・検証をしている。その結果、本法科大学院で配置されている各科目の実質的内容は、当該科目及び当該科目群に適合しており、格別の問題は見られない。

⁶⁵ A3「2022年度法科大学院要覧」8頁、大学院学則18条1項4号

(5) 特に力を入れている取り組み

(6) その他

2 点検・評価

法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目を満遍なく開設し、設置されている各科目の実質的内容は、当該科目及び当該科目群にふさわしい内容となっている。また、学生の履修状況についても、特定の科目群に偏するような状況にはない。

3 自己評価

A

4 改善計画

5-2 科目構成(2)〈科目の体系性〉

1 現状

(1) 科目開設の体系性

ア 体系性に関する考え方, 工夫

科目開設の体系性について、次のような基本方針を採用している。

(ア) 法律基本科目群

公法系(憲法・行政法)、民事系(民法・民事訴訟法・商法)、刑事系(刑法・刑事訴訟法)の科目を置き、「法律力(堅固な基盤の実力)」を備えた法曹として活動するために必要な専門的法的知識、法的思考力、法的分析力、法的表現力等を、段階を踏んで効果的に修得させるものとしている。

まず、1年次科目(2019年度カリキュラムでは一部科目は2年次春学期まで)では、基本七法(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法)の基本的知識の修得と体系的な理解に重点を置き、基礎的な法理論の修得を目指している。

2年次科目では、基本七法の演習科目を配置し、判例・事例演習を通じて具体的な事案における法的分析力、法的検討力等の修得を、また具体的問題の解決能力、文書または口頭による説得能力等の修得も目指している。

そして、3年次は、1・2年次に培ってきた実力を踏まえて民法および刑事法の演習科目で引き続き具体的問題の解決能力、文書または口頭による説得能力等の修得を目指している。

(イ) 法律実務基礎科目群

1年次に、導入教育としての「実務法学入門」で、様々な分野の実務法曹の仕事を知り、併せて民事訴訟実務の基本的な仕組みを学ぶ。また、「リーガルリサーチ・ライティング」をおき、法令・判例・法律文献その他の情報の調査方法等法曹としての基本的な技能を修得させ、実務家が業務上多く取り扱う基本的な文書の作成実習を行い、法律家としての必要な表現力及びコミュニケーション能力を修得する。

2年次以降では、「要件事実・事実認定Ⅰ」を必修科目として配置し、民事系演習科目を中心とする理論科目および他の実務科目双方への導入がスムーズに行われるようにしている。また、必修科目として「法曹倫理」をおき、法曹としての高い倫理観を確実に涵養する教育を行っている。さらに、3年次秋学期(2019年度カリキュラムでは3年次春学期)には、「要件事実・事実認定Ⅱ」、「公法実務の基礎 A・B」、「民事訴訟実務の基礎」(必修)、「刑事訴訟実務の基礎」(必修)、「刑事模擬裁判」をおき、派遣裁判官教員、派遣検察官教員も担当する形で、司法修習との

有機的な連携を図っている。

その他、夏季休業期間や春季休業期間を利用して、法律事務所や企業の法務部等での「エクスターンシップ」や、海外の法曹事情等を学ぶ「海外エクスターンシップ」を行い、実務への架橋の一助としている（履修学期は夏季休業期間に行った場合は秋学期、春季休業期間に行った場合は春学期になる）。また、「ローヤリング・クリニック」では、ロールプレイを中心としつつ、クリニックにも参加させることで、依頼者との面談や受任、調査等、紛争解決に関する弁護士としての基本的な技術を学ぶと共に、実際の法律相談に立ち会うなど実務法曹としての基本的なスキルを修得し、他者を思いやる豊かな人間性を備えた「人間力」のある法曹の養成を目指している。

(ウ) 基礎法学・隣接科目群

「法哲学」、「外国法の基礎」をおき、法曹として求められる基礎法学及び外国法の基礎的学識を修得する。「公共政策論」は、政策形成のプロセスに加えて、国会、官僚、地方自治体、NGO・NPOなどの政策アクターについて学び、法律と政治・経済が交錯する学際的分野について学ぶものとしている。「実務法曹と情報ネットワーク」はインターネットなどの情報ツールの構造と問題点を理解し、実務法曹として価値ある利用方法と的確な対処方法を修得させる教育を行っている。

(エ) 展開・先端科目群

「市民社会と法」、「国際社会と法」、「経済社会と法」と3つの分野に分けたうえで、それぞれに関連する科目を配置し、各分野での必要とされる学識の修得を目指している。

「市民社会と法」分野では、労働法Ⅰ・Ⅱ、環境法Ⅰ・Ⅱ、メディア法、消費者法、宗教法、犯罪被害者と法、民事執行・保全法の各科目を配置し、民衆一人ひとりに共感できる「人間力」を備えた法曹の要請を目指している。

「国際社会と法」分野では、「国際力（平和に貢献する国際性）」を備えた法曹を育成するため、アジア世界と法、アメリカ法、中国法、国際社会における平和と人権、国際法（公法）、国際私法を配置している。

「経済社会と法」分野では、ビジネス法務・国際法務、経済法Ⅰ・Ⅱ、租税法Ⅰ・Ⅱ、倒産法Ⅰ・Ⅱ、知的財産法、保険法を配置している。この分野においても「人間力」を備えた法曹の育成を目指している。

2021年カリキュラムより、司法試験選択科目については、1年次からの履修が可能となった。また、3年次秋学期に多くの科目を履修できるように配置し、司法試験受験後に興味関心のある分野を学ぶことができるようにした。

なお、司法試験の選択科目として選択されることの多い科目をさらに

充実させるとともに、時代に即した科目が適宜設定できるように「特殊テーマ講座」を配置している。2022年度の「特殊テーマ講座」では、環境法演習Ⅰ・Ⅱ、倒産法演習Ⅰ・Ⅱ、知的財産法演習を開設している。さらに、研究者等を視野に入れて学修する学生のために「リサーチペーパー」も配置している。

イ 関連科目の調整等

科目開設の体系性に関する基本方針は、アで示したとおりであり、これらの方針に基づいて、教務委員会のもとで適宜調整をしている。また、FD委員会の主導で、公法部会、民事法部会、刑事法部会の各部会から、教員研修懇談会において当該年度の授業状況の報告がなされている。また、これら各部会では共通到達目標（コアカリキュラム）の作成・設定も行っている。また、教務委員会と各部会が協同して、科目間の調整（いかなる科目を、どの配当年次に配置し、どのような授業内容を構成するかなど）、起案課題の内容や回数の調整等も行っている。

(2) 特に力を入れている取り組み

(3) その他

2 点検・評価

法律基本科目群及び法律実務基礎科目群の各科目においては、1年次に基本的知識の修得と体系的な理解の修得を、2年次には判例・事例演習を通じて具体的な事案における法的分析力、法的検討力、具体的問題の解決能力、文書または口頭による説得能力等の修得を、3年次は、引き続き具体的問題の解決能力、文書または口頭による説得能力と司法修習への連携を意識した幅広い法律実務の知識の修得を目指している。

併せて、基礎法学・隣接科目群の各科目は、法律基本科目・法律実務基礎科目、展開・先端科目の理解を深めるために設置され、展開・先端科目群の各科目の履修を通じて、実務的な問題解決能力の向上と幅広い法律実務の知識の修得をする仕組みとなっている。

以上のように、授業科目は、適切な体系で開設されている。また、より良い教育の実現のために、科目内容の変更や科目の新設、配当年次や配当学期の見直しなどを、教務委員会、FD委員会、公法・民事系・刑事系の各部会（法務研究科長の諮問機関）において不断に検討を加えている。

3 自己評定

A

4 改善計画

5-3 科目構成(3)〈授業科目の開発, 教育課程の編成及びそれらの見直し〉

1 現状

(1) 教育課程連携協議会の設置状況

教育課程連携協議会は2019年度に設置⁶⁶され、毎年度3月頃に開催している。同協議会は、研究科長、研究科長補佐、法科大学院事務長、法学部長による内部委員(学内委員)と、弁護士関係者、八王子市で活動する団体関係者、企業関係者等による外部委員(学外委員)、その他学長、研究科長が必要と認める者によって構成されている。なお構成員の過半数は学外委員としている。

2021年度の教育課程連携協議会では、弁護士2名、企業関係者2名、その他1名(八王子市在住の他大学法科大学院の研究科長経験者)の外部委員5名と、研究科長ほか5名の内部委員5名が参加して行われた⁶⁷。

(2) 教育課程連携協議会の活動内容

毎年1回以上開催することとし、2019年より現在までに3回開催した。検討のテーマは主に本法科大学院の教育課程への意見を求めるものであり、法科大学院を取り巻く状況(本学の学生の状況、司法試験合格状況、連携法曹コース、在学中受験の開始等)を説明した上で、委員より意見を出してもらい、意見交換を行っている。

(3) 授業科目及び教育課程の見直し等について

連携法曹コースの設置、在学中受験導入に伴い、様々な意見が出され、それをもとに教務委員会等で協議し、2021年度カリキュラムに反映された。また、連携法曹コースである創価大学法学部GLPのカリキュラムについても意見が出されている。意見の多くは、法科大学院を取り巻く制度の変遷や全国的な法曹志望者減少等にもかかわらず、本学は合格者輩出において小規模校としては健闘しているため、今後も小規模校のメリットを生かして適切な対応を望むというものである。

(4) 特に力を入れている取り組み

(5) その他

2 点検・評価

以上より授業科目の開発、教育課程の編成および見直しが、教育課程連携協議会の意見を勘案した上で、教務委員会を中心とした適切な体制によって行われている。

⁶⁶ A5 創価大学法科大学院教育課程連携協議会規程 82頁

⁶⁷ 別添8「創価大学法科大学院教育課程連携協議会議事録」229頁

3 自己評定
適合

4 改善計画

5-4 科目構成(4)〈法曹倫理の開設〉

1 現状

(1) 法曹倫理を教育内容とする科目の設置状況

本法科大学院では、法律実務基礎科目群の中に、「法曹倫理」を2単位の必修科目として、3年秋学期に配置している。なお、2019年度カリキュラムにおいては、3年春学期に配置している。

(2) 特に力を入れている取り組み

ア 授業の概要

法曹の役割と倫理について、現在の日本の法制や実態の検討を行うとともに、歴史的・比較法的視点をも盛り込んで、批判的に分析させ、法曹としての責任感・倫理観を養う。弁護士法、弁護士職務基本規程等の規定をめぐる事例分析も行う。授業全般は、検察官職務経験と弁護士業務経験を有する教員が担当している。

イ 授業の進行

授業は、塚原英治・宮川光治・宮澤節生編著『プロブレムブック法曹の倫理と責任』第2版6刷(現代人文社、2010年3月刊)を教科書として用い、シラバスに従って進行している。

基本的事項については要点を講義するが、具体的事例については予習を課して学生にレポートをさせ、それについて学生間のディスカッション、教員との議論等を通して、双方向・多方向の授業を行い、法曹の倫理と責任について理解し、具体的問題に直面したときに適切に対応できるようになるための基礎的知識と感覚を身につけさせる。

(3) その他

2021年3月より、関東弁護士連合会・法曹倫理に関する委員会と本学との間で、法曹倫理に関する意見交換会を複数回実施し、その結果、同委員会が作成した教材を使用して、本学において修了生および在学学生を対象とした模擬授業が実施されることとなった。2022年7月下旬の実施に向け、継続して意見交換・打合せを実施している。

2 点検・評価

法曹倫理が必修科目として開設され、理論面と実務面との問題を結びつけながら、具体的な事例を素材に、学生に予習、レポート報告を課し、双方向・多方向の授業を行っており、高い倫理観を涵養できると自負している。

3 自己評定

適合

4 改善計画

5-5 履修（1）〈履修選択指導等〉

1 現状

（1）履修選択指導についての考え方

学生の履修登録については、「学業の手引き」⁶⁸における「単位の修得」のとおりであり、また、各科目群における履修指導の状況は以下のとおりである。

ア 法律基本科目群については、すべて必修科目であるため、格別の履修指導はしていない。

イ 法律実務基礎科目群のうち、「要件事実・事実認定Ⅰ」、「民事訴訟実務の基礎」、「刑事訴訟実務の基礎」、「法曹倫理」は、必修科目であるため、格別の履修指導はしていない。

2020年度及び2021年度はコロナ禍により「エクスターンシップA/B」、「海外エクスターンシップ」が不開講となった。2022年度春学期の「エクスターンシップA/B」においては、自宅での起案やオンラインでの指導・講評等も組み合わせながら実施した。「エクスターンシップA/B」については、各学期（主として開始時と定期試験終了時）において、ガイダンスを実施し、より多くの学生が履修するように指導している。「海外エクスターンシップ」は、夏季休業中に実施するために、春学期終了前後に、メール・ポスターの掲示等によって案内・告知して、履修者を募っている。

2022年度は「海外エクスターンシップ」は開講する予定であったが、韓国、中国、台湾での新型コロナウイルスの感染状況が改善されなかったため、やむなく不開講とした。

ウ 基礎法学・隣接科目群については、「外国法の基礎」、「公共政策論」、「法史学」「実務法曹と情報ネットワーク」各科目まんべんなく履修されている。

エ 展開・先端科目群については、「市民社会と法」、「国際社会と法」、「経済社会と法」という3つのプログラムに分けて関係する科目を配置して、履修選択の目安にしている。

（2）学生に対する指導や働きかけ等の工夫

ア オリエンテーション，ガイダンス等

（ア）1年次生への履修指導

1年次生に対しては、入学時に履修登録の方法を含めたオリエンテーションを行っている。2021年度および2022年度においては、春学期開始時に、カリキュラム改訂内容の説明と在学中受験における履修の注意事項も指導した。

また、春学期、秋学期の開始時に、履修対象となる各科目についての

⁶⁸ A3「2022年度法科大学院要覧」50頁以下

ガイダンスを行っている⁶⁹。

(イ) 2年次生及び3年次生への履修指導

2年次生及び3年次生に対しては、春学期、秋学期の開始時に、履修対象となる各科目についてのガイダンスを行っている。加えて、展開・先端科目の履修についてのガイダンスも実施している。2021年度には春学期開始時に、カリキュラム改訂内容の説明を行い、2022年度においても、カリキュラム改訂内容の説明と在学中受験における履修の注意事項も指導した。

イ 個別の学生に対する履修選択指導

(ア) アカデミック・アドバイザーによる学修指導

専任教員が、アカデミック・アドバイザーとなり、2人1組で、平均4人程の学生を担当し、年2回、1人20分程の個人面談を実施し、履修相談や学修上・生活上の相談に対応している。

(イ) 研究科長等による個別面談の実施

上記のアカデミック・アドバイザーとは別に、進級要件を満たすことができず留年した者や単位を落としている者など学業成績が芳しくない学生については、研究科長・研究科長補佐が個別面談を実施して、履修のあり方のほか、今後の進路等について指導・相談等を実施している。

(ウ) チューターによる学修指導

土曜補習を担当するチューター（弁護士）が、個別に学生と面談を実施して、日常の学修指導、生活指導等を行い、その中で司法試験の選択科目の選択等のアドバイスをを行っている。

ウ 情報提供

法科大学院ガイダンスや法科大学院要覧に目指すべき法曹像を明らかにするとともに、実務法学入門などの授業を通じて、履修選択の参考となる法曹像を意識させるのに役立つ情報を提供している。

エ その他

(3) 結果とその検証

ア 学生の履修科目選択の状況

学生の履修科目選択の状況は、資料 A19「科目別履修登録者数一覧」のとおりであり、学生は適切に履修選択を行っているとは評価できる。

イ 検証等

全体の履修状況の検証については、中間アンケート及び期末アンケートの実施報告にあわせて、FD委員会によって研究科委員会で報告され

⁶⁹ A17「履修科目選択のオリエンテーション資料」

ている。また毎年研究科長および研究科長補佐による司法試験合格者ヒアリングを実施しており、この検証結果を考慮に入れながら、2021年度カリキュラムにおける展開・先端科目の編成の参考にした。

(4) 特に力を入れている取り組み

(5) その他

2 点検・評価

以上より、オリエンテーション、ガイダンス、アカデミック・アドバイザー等の多角的な諸制度によって、学生が履修科目の選択を適切に行うことができるようにするための取り組みがなされていると考えている。

3 自己評定

A

4 改善計画

5-6 履修（2）〈履修登録の上限〉

1 現状

（1）各学年の履修科目登録の上限単位数

本法科大学院では、履修登録単位数の上限については、大学院学則第 17 条及び創価大学法科大学院履修・成績評価及び進級に関する規程第 8 条に基づき、以下のとおりに定めている⁷⁰。

入学年度	1 年次	2 年次	3 年次
2021 年度以降入学の法学未修者及び 2022 年度以降入学の法学既修者	44 単位（各学期上限 24 単位）	36 単位（各学期上限 20 単位） 認定連携法曹基礎課程修了者、その他成績優秀者と認定された者は、44 単位（各学期上限 24 単位）	44 単位（各学期上限 24 単位）
2020 年度以前の入学者及び 2021 年度入学の法学既修者	44 単位（各学期上限 24 単位）	36 単位（各学期上限 20 単位）	44 単位（各学期上限 24 単位）

1 単位の授業時間数は、90 分×7.5 回である（授業回数は、1 単位科目 8 回、2 単位科目 15 回、3 単位科目 23 回、4 単位科目 30 回）。

認定連携法曹基礎課程修了者、すなわち創価大学法学部 GLP コース修了者と、未修 1 年次法律基本科目の GPA が 3.0 以上の者および既修入学試験合格者は、2 年次において 44 単位を上限とする。

（2）法学未修者教育の充実の見地からの履修単位数増加の有無

ア 2021 年度カリキュラムより、1 年次の必修単位を 33 単位から 35 単位とした。「行政法」（2 単位）を 2 年生春学期配当から 1 年次秋学期に配置した。民事訴訟法については、1 年次秋学期に配当されていた「民事訴訟法 I」（3 単位）を 1 年次春学期に 2 単位科目として前倒して配置し、2 年次春学期に配当されていた「民事訴訟法 II」（1 単位）、を 1 年次秋学期に 2 単位科目として配置した。その結果、民事訴訟法は 1 単位増加した。刑事系については、1 年次秋学期「刑事訴訟法 II」を 1 単位から 2 単位とした。

なお、商事法については、1 年次秋学期「商事法 I」（4 単位）、2 年次春学期「商事法 II」（1 単位）を前倒しし、1 年次各 2 単位科目として配置し

⁷⁰ A3 「2022 年度法科大学院要覧」7 頁・26 頁

たが、商事法の単位数自体は変化はない。また、1年次春学期・秋学期にそれぞれ3単位で配置していた「刑法Ⅰ」「刑法Ⅱ」を2単位とした。

イ また、在学中受験を希望する学生のため、司法試験選択科目を1年次から選択履修を可能とした。

ウ 2021年度カリキュラムでは1年次必修が4単位増加し、2単位減少したため、結局増加したのは講義科目2単位と必要最小限度であり、かえって春学期と秋学期のバランスがより良くなった。学生の自学自修を阻害することはなく、履修登録の上限を年間36単位を標準とする趣旨を損なうような状況にはなっていない。

(3) 法学既修者についての履修単位数増加の有無

この項目に該当する措置はとっていない。

(4) 認定学生等についての履修単位数増加の有無

ア 2年次は36単位を上限とすることを原則とする。但し、認定連携法曹基礎課程修了者すなわち創価大学法学部GLPコース修了者、未修1年次の法律基本科目のGPAが3.0以上の者および既修入学試験合格者（既修者認定試験合格者を含む）は、44単位を上限とする。また、修了年度の年次に在学する学生においても44単位を上限とする。

イ 2021年度カリキュラムより2年次の必修単位を25単位から28単位とした。2年次春学期「憲法演習Ⅰ」、「民事訴訟法演習」および「商事法演習」がそれぞれ1単位から2単位へと増加した。そのため、学生の負担が過度とにならないよう、2022年3月、教務委員会を中心として法律基本科目の担当者間において、課題の質・量が適切か、起案実施日・提出日が適切か等を検討し、課題提出日が重ならないよう調整するなど行った。今後も各学期初めにこうした検討会を実施する予定である。

ウ 「その他登録した履修科目の単位を本法科大学院が定めた合理的な基準に照らし優れた成績をもって修得することが見込まれる者」として本学が認める学生には、未修入学者で1年次の法律基本科目のGPAが3.0以上である場合と、既修者入学試験合格者が含まれる。未修入学者においては2年次にむやみに多くの単位を履修することにより表面的な理解にとどまることのないよう、1年次に相当程度の知識と体系的理解を修得していることが望ましいとの観点から、法律基本科目のGPAが3.0以上であることを基準とした。認定については、1年次のGPAが確定した段階で教務委員会を経て研究科委員会において審議した上で認定し、学生に通知することとしている。2021年度入学の未修者に対しては、入学直後のオリエンテーションにおいて当該基準を周知している。既修者入学試験合格者は、基本七法について基本的知識の修得と体系的な理解を有していることから、履修上限を拡大した。

既修者入学試験合格者には、入学直後のオリエンテーションにおいて履修上限について周知している。

(5) その他年間 36 単位を超える履修の有無
この項目に該当する措置はとっていない。

(6) 無単位科目等
この項目に該当する措置はとっていない。

(7) 補習
カリキュラムとしての補習は行っていない。
なお、毎週土曜日に、3～4 時間程度、チューターによる補習を実施している。補習の内容は、1 年次生は授業の復習を中心に、2 年次生には演習科目の課題の復習等を中心とした演習を、また、3 年次生に対しては、事例検討を通じての基本事項の確認を中心とする演習を、それぞれ実施している。いうまでもなく、学生の参加は任意（自由）である。

(8) 特に力を入れている取り組み

(9) その他

2 点検・評価

年間 36 単位を超えて履修を認める場合でも、上限は年間 44 単位以下であり、36 単位を超える場合は、いずれも合理的な理由がある。なおかつ、学生の自学自習を阻害しないよう工夫・配慮がなされている。

3 自己評定 適合

4 改善計画

第6分野 授業

6-1-1 授業（1）〈授業計画・準備〉

1 現状

（1）授業計画・準備

シラバス⁷¹は、毎年3月にポータルサイト（法科大学院ホームページからもアクセス可能）において公開されている⁷²。シラバスには、授業の概要、授業計画・内容、到達目標を明示しているほか、評価・試験方法、評価方法、教科書・参考書等を表示している。シラバスの授業計画と実際の授業が乖離する場合には、シラバスを変更するとともに、ポータルサイトまたは紙媒体を配布するなどしてその変更点を示すようにしている。なお、科目によっては、シラバスを補充するためのレジュメ等を配付している例もある。複数教員が担当する演習科目については、授業開始前に授業内容と教育方法について確認を行ったうえで、同一のシラバスを作成している。

（2）教材・参考図書

教材・参考図書についてはシラバスで明示するほか、追加補充する教材やレジュメ等は、授業時に適宜配付するか、ポータルサイトに掲示している。また、憲法演習、民法演習Ⅲ・Ⅳ、刑法演習、刑事法総合、商事法演習Ⅱ、民事訴訟法演習Ⅱなどの演習科目については、本学教員が作成した独自の教材（事例問題集、判例集等）を使用しているが、この独自教材については、ポータルサイトでの掲示または紙媒体での配付をしている。

（3）教育支援システム

前述のように、本法科大学院では、ポータルサイトを使用している。シラバス作成、授業アンケートへの教員のコメント等、全ての教員がこのシステムを使用している。

（4）予習指示等

前後期開始時に一括して配付またはポータルサイトへのアップする科目もあれば、授業の1～2週間前に配付する科目もあるが、概ね1週間前の配付が多い。

各回の授業で達成すべき目標については、事前にシラバス等で明示されている。

（5）到達目標との関係

⁷¹ A16「シラバス（2022年6月1日現在）」

⁷² シラバス公開ページ (<https://plas.soka.ac.jp/csp/plas/syllabus14.csp>)

毎年度、具体的な到達目標を科目別（憲法、行政法、民法、商事法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎、法曹倫理）に作成の上、ホームページに公表している⁷³。

上記到達目標を作成するに当たって、各科目の担当者が、複数担当者がある場合は協議を行ったうえで、授業で取り上げる部分と学生の自学自習にゆだねる部分を選別し、必要があれば授業内において自学自習の方法を学生に伝えている。上記到達目標は毎年年度開始前(2月～3月ころ)に研究科委員会において審議の上、科目担当者において内容について検証を行っている。

(6) 特に力を入れている取り組み

(7) その他

2 点検・評価

授業計画は法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえたものとなっており、授業で取り上げる部分と自学自修に委ねる部分が適切に選択され、学生にも周知されている。シラバスの記載内容は適切であり、各学期が始まる前には学生の閲覧が可能な状態に置かれている。予習指示もポータルサイトを利用して十分な時間的余裕をもって学生に提示されていることから、学生が十分な準備をしたうえで授業に臨むことができている。

3 自己評定

A

4 改善計画

⁷³ 法科大学院ホームページからアクセス可能 (<http://www.soka.ac.jp/grad-law/curriculum/lesson>)

6-1-2 授業（2）〈授業の実施〉

1 現状

（1）授業の実施

ア 科目毎の教育内容の適切性

それぞれの科目分野ごとに複数の教員が担当する場合は、シラバスや授業内容について、適宜意見交換、打ち合わせを行いながら、実施されている。また、特に演習科目においては、研究者教員と実務家教員が協働して授業を担当することを原則としている。

憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法における教育内容の適切性は、別紙2のとおりである。憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法の法律基本科目における授業については、1年次に（2019年度カリキュラムでは一部の科目において2年次春学期まで）基本的知識の修得と体系的理解を図り、2年次以降は、主として判例演習、事例演習を行うという仕組みが定着しており、適切な授業が1年次から3年次まで全体として実施されている。

また、多くの科目で、より効果的な学修のために予習教材やレポート課題・起案課題等が実施されている。

イ 授業全般の実施状況の適切性

（ア）教育内容

小規模校であるため、法律基本科目においては、1年次の講義科目担当者は2年次以降の演習科目も担当しているため、日常的に学年を超えた授業内容の連携・調整を行っている。また、法律実務基礎科目は、関連する法律基本科目を担当する教員が担当しているため、それら相互の連携・調整は十分行われている。基礎法学・隣接科目、展開・先端科目についても、小規模法科大学院ながら多様な科目を開設しており、全体として法曹養成教育として相応しい内容の授業となっている。

また、複数教員による授業にあっては、教員間の意思疎通が密なこともあって、教員の個性を活かしつつも、全体としては授業内容の統一が図られている。適切な授業がほぼすべての授業について浸透していると言える。

（イ）授業の仕方

科目ごとの学生数⁷⁴は、法学未修者1年次生で10名前後、2年次で法学既修者が加わっても20名以下である。双方向・多方向の授業を行うには適切な人数であり、実際、演習科目はもちろん、講義科目も含めほとんどの科目で双方向・多方向の授業を実施しており、考える機会を設けている。また、ほぼすべての授業であらかじめレジュメや教材をポー

⁷⁴ A19「科目別履修登録者数一覧」

タルサイトを利用して事前に配付し、その内容に沿って授業が行われている。加えて、必要に応じて授業時に印刷物を配付して説明を行い、あるいは授業後にポータルサイトを通じて配付し自学自習を促す場合もある。

(ウ) 学生の理解度の確認

講義科目においては、授業内で小テストを実施し、あるいは授業前後に法科大学院教育研究支援システムの基礎力確認テスト等を利用している。また定期試験では短答式問題を取り入れるなどの取り組みを行っている。演習科目では、定期試験はもとより、授業での双方向授業における質疑応答のほか、小テスト、レポート課題、即日起案、自宅起案など、様々な形での文書を作成させて、理解度の確認が行われている。特に起案課題については教員が添削等を行っており、その種類と量の多さは本法科大学院の特色でもある。

(エ) 授業後のフォロー

授業後のフォローとしては、授業終了後の質問対応はもとより、オフィスアワーの実施、提出された起案やレポート課題の添削指導等によって対応している。原則として各教員は放課後の時間を利用してオフィスアワーの時間を設定し、学生が自由に質問ができるよう対応している。

また、定期試験については、試験後に解説・講評レジュメを作成して配布（ポータルサイトにアップ）するほか、個別の学生の質問や成績等の照会にも対応している。

(オ) 出席の確認

授業においては、必ず出席を確認することになっている。確認は、点呼のほか、座席表や出欠表を回覧して記入させる方法によっている。クラス人数が大人数ではないこともあって学生の出席については把握できている。なお、授業回数の3分の1を超えて欠席した場合は、定期試験の受験資格を失うことになっている⁷⁵。

(カ) 授業内の特徴的・具体的な工夫

実務法学入門・国際社会における平和と人権などでは、Power Point を用いた授業も多く、裁判のイメージを把握するため映像資料などを教材として使用する科目も見られる。また、コロナ禍におけるオンライン授業では、PowerPoint 等を利用した科目が増加し、各教員が創意工夫を行った。憲法演習では事前に撮影した予習動画を履修学生に公開した上で、反転授業を実施し、さらに Zoom 授業の録画を復習用として学生に公開している。

(キ) 対象学年にふさわしい授業の工夫

⁷⁵ A3「2022年度法科大学院要覧」27頁（創価大学法科大学院履修・成績及び進級に関する規程」第11条第2項）

授業のレベルの設定が、対象学年にふさわしいものとなっているかについては、公法、民事法、刑事法の各部会での打ち合わせや、複数教員による担当科目の打合せにおいて協議・検討している。また、年2回実施する教員研修懇談会でも授業での創意・工夫を発表し、全教員で共有できるようにしている。

法学未修者への授業をどのように実施するかは大きな課題であるが、本法科大学院では、入学前の事前研修を充実させ、収録映像も配信している。加えて、1年春学期配置の実務法学入門において、法律学の学修方法や判例の読み方などをさらに詳しく教える。講義科目を担当する研究者教員は2年次以降の演習科目も担当し、3年間を通じてどのような教育がなされるかを熟知しているため、講義科目では理論面を重視する授業を行いながら、予習課題や短答式などの小テスト、授業での質疑応答を通して基本的知識の理解定着を図り、2年次以降の演習科目にシームレスにつなげる工夫をしている。

演習科目においては、2年次から3年次にかけてまず判例演習により基本的知識の定着を図ってから事例演習を行う。レポート課題や起案課題も段階的に難易度を増していく工夫をしている。さらに演習科目に研究者教員が関与することにより、事例問題の検討において理論面の理解や記憶の喚起・定着を図る工夫も行っている。

(2) 到達目標との関係

法律基本科目においては、各授業でのシラバスにおいて、本法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえたうえでの到達目標を示している。また、憲法、行政法、民法、商事法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の主要7科目については、より具体化・項目化した本学独自の到達目標を学生に提示し、授業で扱う項目、授業では扱えない項目を区別する形で示すほか、個々の予習教材やレジュメ等において、授業では扱えないが前提として学修済みであることが求められる部分を明示するなどの工夫をしている。また、自学自修の方法については、授業中に口頭であるいは予習教材やレジュメ等で指示している。一部の科目では到達目標と連動した自学自修教材の作成を試みるなどの取り組みを行っている。

さらに授業における小テストの実施、定期試験における一部短答式問題の導入、支障がない限り、過去の授業の定期試験問題をポータルサイトにアップすることなどにより、当該授業での到達目標を具体的な形で学生に示している。

授業外では、オフィスアワーやアカデミック・アドバイザーによる個人面談、各教員の個別の対応のほか、チューターによる土曜補習を通じて自学自修の支援を行っている。

到達目標の内容の精査、授業で扱う部分と自学自修に委ねる部分の選択等は公法・民事法・刑事法の各部会で検討しているほか、FD研修会（年2回の教員研修懇談会での報告）、教務委員会が主催する教育効果検討会議における意見交換等において適切に機能しているかを検証している。

また、チューターによる土曜補習については、教員で構成される学修支援委員会とチューターとの間で定期的に報告検討会を実施して、その内容や成果等を確認している。

（3）特に力を入れている取り組み

2年次以降に実施されている主な演習科目については、研究者教員と実務家教員が協働して起案課題や独自の教材を作成しており、理論と実務の架橋を、授業内容に反映させる取り組みを続けている。

（4）その他

2 点検・評価

本学では法曹養成教育を担当するのにふさわしい教員により、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえた授業を実施している。各教員はシラバスを通じ、あるいは授業レジュメや予習教材を授業に先立ち学生に配付することにより、あるいは授業中の説明等を通じて、各回の授業で扱う予習範囲と学生の自学自習に委ねる部分を明確に提示している。

授業の方法については、法科大学院開設以来の試行錯誤を踏まえて、授業レジュメや予習教材を常にアップデートしながら、双方向・多方向での討論を実施し、レポート、小テスト、起案等によって学生の理解度を確認しながら適切に実施している。授業内容に応じて、またコロナ禍のオンライン授業に対応し、映像やPowerPointを利用するなどの工夫が行われている。また教員間の密な連携により各学年にふさわしい授業の工夫が行われている。授業で扱うレポートや即日・自宅起案に対しては、丁寧な添削を行い、学生に返却の上授業で講評を行っている。その内容の多様さと量の多さは本法科大学院の特色となっている。定期試験についてもすべて添削したものを学生に返却し、解説・講評レジュメを配付している。

さらには、授業外での自学自習を支援するための体制として、オフィスアワー、アカデミック・アドバイザー面談、チューターによる支援制度が整備されている。授業が法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえた適切なものかを、各部会での検討、FD研修会での報告や教育効果検討会議での意見交換によって組織的に検証している。

以上のとおり、本法科大学院では適切な態様・方法で授業が実施されている。

3 自己評定

A

4 改善計画

6-2 理論と実務の架橋（1）〈理論と実務の架橋〉

1 現状

（1）「理論と実務の架橋」の意義のとらえ方

本法科大学院において、「理論と実務の架橋を目指した授業」とは、「学生に、実務に即した法的考え方や事実のとらえ方の基本を習得させる」とともに、「理論の面から実務に批判的検証を加え、よりよい実務を創造し、法の発展を目指す」授業であると捉えている。

その理由は、法科大学院制度発足前の法学教育が条文解釈論を中心とした基礎理論を学ぶことにとどまり、法曹として社会に生起する事件を解決する能力を養成するには不十分であったとの反省の上に立って、要件事実教育や具体的なケースの分析・検討を通じて、法学基礎理論を具体的事実に適用し、紛争解決への道筋をつける基礎力・応用力の修得（法科大学院制度発足前の司法研修所前期修習の内容）を主たる目標として、実務に即した法曹の養成を目指すことにある。

また、本法科大学院は、研究者の視点から実務の理論的基礎を検証し、さらに、法曹養成の場における研究者と実務家の協働により、よりよい裁判・法適用実務の創造や法改正を含む法の発展を目指すための研究を志向してきた。具体的には年に数回教員研究活動報告会を行い、実務家・研究者それぞれの視点から活発な意見交換を行っている。創価ロージャーナルではそのレジュメが掲載されている。こうした研究活動によって研究者教員と実務家教員とを問わず、「理論と実務の架橋を目指した授業」に対する共通認識が形成されている。

（2）授業での展開

ア 法律基本科目

（ア）公法系科目

1年次に憲法Ⅰ・Ⅱ、1年次秋学期（2019年度カリキュラムでは2年次春学期）に行政法を配置して、研究者教員が主として講義形式により基礎理論を教えている。2年次には憲法演習Ⅰ・Ⅱ、行政法演習Ⅰ・Ⅱをそれぞれ配置して、各演習科目は、研究者教員と実務家教員が共同で担当し授業計画、教材内容を検討し実施している。

（イ）民事系科目

民法は、1年次に民法Ⅰ～Ⅵの講義科目において、商事法及び民事訴訟法は1年次（2019年度カリキュラムでは1年次春学期および2年次春学期）の講義科目において、研究者教員が中心になって講義形式で基礎理論を教えている。2年次から3年次は、民法演習Ⅰ～Ⅳ、商事法演習Ⅰ・Ⅱ、民事訴訟法演習Ⅰ・Ⅱを配置し、実務家教員を中心に研究者

教員と共同で授業計画、教材内容を検討している。

民法演習Ⅰ・Ⅱは、実務家教員が中心に担当しつつも、研究者教員が授業に立ち会って理論面からコメントしている。民法演習Ⅲ・Ⅳは元実務家教員で博士号を取得して研究者教員となった者を中心としつつも、他の研究者教員、実務家教員も共同担当している。民事訴訟法演習Ⅰ・Ⅱでも研究者教員が入って、理論面のコメントをしている。商事法演習Ⅰ・Ⅱは研究者と実務家が共同担当している。

(ウ) 刑事系科目

1年次に刑法Ⅰ・Ⅱ、刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱを置き、研究者教員が担当している。刑事訴訟法の研究者は実務家経験があり博士号を取得して研究者教員となった者である。2年次～3年次に、刑法演習、刑事訴訟法演習、刑事法総合を置き、派遣検察官を含む実務家教員を中心に、研究者教員と共同して授業計画、教材内容を検討している。

イ 法律実務基礎科目

実務法学入門では、法曹実務家としての考え方やものの見方を学び、法情報調査では、法律基本科目で学ぶ法令や判例などを自ら調査する技術とスキルの習得を図る。法曹倫理では、法曹としての責任感、倫理観を養う。さらに、リーガルリサーチ・ライティング、民事模擬裁判、刑事模擬裁判、エクスターンシップ、ローヤリング・クリニックは、実務法曹の仕事をシミュレーションする形で、法律基本科目で学んだことを実践で試してみるにより、まさに理論と実務の架橋を図っている。

また、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎、公法実務の基礎においても、それまでに法律基本科目で学んだ理論や知識を具体的な事例検討の中で応用し、具体的な事実に応じて使えるようデザインされ、理論と実務の架橋が図られている。

要件事実・事実認定Ⅰ・Ⅱは、実務家経験のある研究者教員と実務家教員とが共同担当し、1年次で学修した民法の基本的知識を立体的に理解しなおす作業を通じ、2年次・3年次の民事系演習科目に必要な理論・知識を習得し、理論と実務の架橋を図る。

ウ 基礎法学・隣接科目

実務法曹と情報ネットワークでは、現代の情報社会を生きる実務法曹として不可欠な情報ネットワークの価値ある利用方法や的確な対処方法を学ぶ機会を与えている。

エ 展開・先端科目

「市民社会と法」、「国際社会と法」、「経済社会と法」の3つのプログラムを置き、学生それぞれの希望する進路に応じて、実務法曹になったあとの即戦力となりうる、より専門的・実践的な内容を学べるようにしている。

(3) 理論と実務の架橋を意識した取り組み

公法系では、授業教材の検討を実務家教員と研究者教員との緊密な協働によって作成しており、本法科大学院独自の到達目標も、研究者と実務家の協働作業によって早期に策定し、学生に配布して学修の指針としている。民事系では、民事訴訟法演習Ⅰ・Ⅱ、民法演習ⅠないしⅣ、商事法演習Ⅰ・Ⅱで研究者教員と実務家教員の共同授業を行い、理論と実務の架橋・融合を図っている。刑事系では、検察官出身の実務家教員が中心になって、研究者とともに演習教材を開発し、協働して授業を行っている。

また、理論と実務の融合を目指して、年に1回以上、教員研究活動報告会を実施し、担当科目や研究者教員、実務家教員の区別なく、研究報告・意見交換を行っている。そのレジュメは、創価ロージャーナルに掲載され、この報告会を機に論稿を作成する者もいる。さらに、実務家教員のなかから、研究者教員から触発をうけて、博士後期課程において学位を取得した者、博士後期課程で単位を修得した者および博士後期課程に在学中の者が出ている。あるいは博士後期課程において研究中の者が出ている。研究者のみならず、実務家教員も、創価ロージャーナルにおける論文の発表を積極的に行っている。

(4) 特に力を入れている取り組み

本法科大学院では、専任教員の4割を構成する実務家教員が、研究者教員とともに、研究科委員会、各種委員会での審議のみならず、入試、学生生活の支援、学生相談など各種の活動に取り組んでおり、その中で実務家の視点を生かした実務法曹養成に取り組んでいる。また、法学未修者への導入教育として行われる入学予定者事前研修も、研究者教員と実務家教員が協働して行っている。

理論教育を担う研究者教員と実務教育を担う実務家教員とは、価値観やものの考え方、仕事の仕方に相当の違いがあり、教育現場である法科大学院において協働関係を構築するには、様々な課題があったが、本法科大学院では、開設以来、小規模法科大学院の特性を生かして教員間のコミュニケーションを密に行いながら、研究者教員と実務家教員との協働を継続的に取り組んだ結果、研究者教員と実務家教員がともに大学人として法科大学院の運営について責任と負担を担いながら相互の信頼関係を作り上げていき、身をもって理論と実務の架橋の実現が継続されている。

(5) その他

2 点検・評価

本法科大学院において、「理論と実務の架橋」の意義・目的は、教員全体の共通認識として正しく理解されている。1年次の法律基本科目担当者はすべて演習科目を共同担当しており、単に条文解釈だけでなく判例学修等を通じ事実理解の重要性を熟知した上で授業を行っている。また、法律実務基礎科目であ

る要件事実・事実認定 I では研究者教員が担当し、理論面の検証・深化を行っている。2 年次以降の演習科目では、広く実務家教員と研究者教員が共同で授業計画、教材の検討を行い、授業では研究者教員が実務に対する理論面の検証と深化という観点からコメントを行い、理論と実務の架橋・融合を強く意識した内容となっている。

また、授業外でも、理論と実務の融合を目指し研究者教員と実務家教員が協働して開催する教員研究報告会が実施され、創価ロージャーナルにおいても研究者教員はもとより実務家教員も積極的に論文を発表するなど、研究者教員とともに実務家教員が理論面を研鑽する機会も多い。

以上より、本法科大学院は、理論と実務の架橋を目指した授業が、質的量的に充実しているといえる。

3 自己評定

A

4 改善計画

6-3 理論と実務の架橋（2）〈臨床科目〉

1 現状

（1）臨床科目の目的

- ア 法科大学院での授業で習得した知識をもとに、具体的事件における問題発見能力、事実認定能力、顧客等とのコミュニケーション能力等の向上をめざすとともに、実務の有り様をクリティカルに検討することを通じて、法理論的理解の充実・発展をめざす。
- イ 法律事務所、企業法務部等でのエクスターンシップ及びローヤリング・クリニックにおいては、上記目的の達成を目指すほか、実務家の日常的業務に触れることで、その社会的責任と倫理を自覚させ、将来における実務法曹としての活動への素地を作ることも目的としている。
- ウ 法律実務基礎科目の民事模擬裁判、刑事模擬裁判、リーガルリサーチ・ライティング等においてもシミュレーション教育を実施し、上記ア記載の目的の達成を目指している。
- エ 海外エクスターンシップを置き、韓国・済州島での研修を通じて、海外の法曹との交流や業務の実態を見聞することにより、国際的な実務法曹として活躍する可能性を作り出すことを目的としている。

（2）臨床教育科目の開設状況等

ア エクスターンシップ

- （ア）2年次春学期～3年次秋学期（2019年度カリキュラムでは2年次秋学期～）配当科目（選択科目）として、エクスターンシップA・エクスターンシップBを置き、実務家教員が担当している。秋学期での履修者は夏季休業、春学期での履修者は春季休業を利用して、35時間程度（A）、または70時間程度（B）、法律事務所や企業の法務部等で研修をしている。単位数は、Aが1単位、Bが2単位であり、夏季休業での研修の場合はA、春季休業での研修の場合はBを原則とするが、希望があれば、夏季でB、春季でAを履修することも可能である。AとBの双方を履修することはできない。

2020年度および2021年度はコロナ禍のため受入先から受入れが不可能であるとの意向により不開講となった。2022年度春学期は受入先の法律事務所等の実情に応じて、自宅起案やオンライン等を利用しながら実施した。

履修人数は、A19「科目別履修登録者数」のとおりである。なお2018年度はA4人・B19人である。全員が単位を取得している。

- （イ）研修先は、本学の卒業生（弁護士）からなる創価大学法曹会の協力を得て、主に弁護士事務所において研修を行うが、企業法務部、国会議員

事務所、法テラス等でも研修を行っている。

(ウ) 履修者に対しては、研修に派遣するにあたり、エクスターンシップのガイダンスを実施して、守秘義務等の注意事項を徹底し、とりわけ守秘義務の問題等については、履修者に秘密保持等誓約書に署名捺印をさせ、意識を明確に植え付けるようにしている。

なお、全学生について、入学時に法科大学院生教育研究賠償責任保険に加入させているので、履修者は当然にこの保険に加入している。

(エ) 担当弁護士や企業法務部の担当者には、エクスターンシップの意義・研修内容等を告知し、終了後には、その趣旨に則った研修指導報告書を作成し、本法科大学院に提出してもらっている。

(オ) 履修者と担当教員は、開始から終了まで、適宜連絡を取り合い、研修の開始、内容、終了等について担当教員は逐一把握している。また、履修者は、研修中は毎日研修日誌を作成し、終了後は、同日誌と研修報告書を研修担当者に確認してもらったうえで、担当教員に提出を課している。

(カ) すべての履修者の研修の終了後に、担当教員の下で報告会を行い、各履修者から研修の内容・状況を報告し合い、総括している。実務の現場で、実際に活動している弁護士等に接し、また実務の一端を垣間見ることによって、法科大学院で法律の学修をしている意味を再認識し、実務家になることについての意義を実感するなど、今後の学習のモチベーションを高めた履修者が多い。

(キ) 成績評価は、担当教員が、研修先機関が作成する研修指導報告書及び履修者が提出する書類に基づいて判定する。本科目は PF 評価（合否のみの評価）である。

イ 民事模擬裁判

民事模擬裁判（2019年度カリキュラム、3年次春学期・1単位・選択科目）を置いて、民事裁判についてのシミュレーション教育を行っている。詳細はシラバスのとおりであるが、この科目を通じて、訴えの提起から判決までの民事訴訟第一審の手続きを自ら行なうことにより、教科書や講義授業で学んだ民事訴訟法の制度趣旨や機能をより具体的体験的に理解し、民事実体法や要件事実の知識を使って生の事実を法的に分析し、証拠の検討や推論を行って問題を解決する能力を実践的に養うことができる。実際に弁論や証人尋問を準備段階からチームで行い、議論を重ねるなかで、説得的コミュニケーションの力を涵養することができ、履修者は、大きな達成感を持って授業を終えており、その過程で、大きな成長を示している。

履修人数は、2021年度が17人であり、2022年度が0人である。単位取得人数は、2021年度では全員が取得している。

ウ 民事訴訟実務の基礎

民事訴訟の実務の基礎（3年次春学期、2021年度カリキュラムでは3年次秋学期・2単位・必修科目）では、要件事実・事実認定のほかに、15回の授業を通して、実際の事件記録に近い教材を使用して、事件の受任から訴状起案、準備書面起案、事実認定まで第一審の手続きを自ら行う。ある時は代理人弁護士の立場で、ある時は裁判官の立場で、どのように行うべきかを検討し、その中で、法的主張の検討や証拠の収集等についても学修する。

履修人数は、2021年度が17人であり、2022年度が11人である。単位修得人数は、2021年度では16人が取得している。

エ 刑事模擬裁判

刑事模擬裁判（3年次春学期、2021年度カリキュラムでは3年次秋学期・1単位・選択科目）では、実際の事件記録をアレンジしたものを題材に、履修者を裁判官、検察官、弁護人の3グループに分けて、担当教員4人が手分けして、被告人役や証人役を担い、履修者は各役割に応じて、所与の起訴状や証拠関係を前提にしてではあるが、被告人との模擬接見や尋問打合せ、証人からの事情聴取や尋問打合せ等を行ったうえで、公判前整理手続の各種手続の実施、冒頭陳述の作成、証人尋問、被告人質問、論告・求刑、弁論、判決等を行い、最後に担当教員から講評を行うものである。

履修人数は、2021年度が17人であり、2022年度が9人である。単位修得人数は、2021年度では全員が取得している。

オ 刑事訴訟実務の基礎

刑事訴訟実務の基礎（3年次春学期 2021年度カリキュラムでは3年次秋学期・2単位・必修科目）では、事実の認定、法令の適用、手続の実務等を学び、刑事手続を理論面と実践面の両面から理解できるようにして、理論と実務との架橋を目指している。刑事模擬裁判と連携しており、これもシミュレーション教育の一つである。

履修人数は、2021年度が17人であり、2022年度が10人である。単位修得人数は、2021年度では全員が取得している。

カ ローヤリング・クリニック

ローヤリング・クリニック（2・3年次春秋学期・2単位・選択科目）では、八王子市の広報誌に案内を掲載して無料法律相談を行うこととし、実際の法律相談に学生を同席させ、実務の一端を体験させている。担当教員はいずれも実務家教員であるが、1名は博士後期課程で単位を修得し、もう1名は博士後期課程在学中であり、いずれも研究者教員となるため博士号取得を目指しており、実務的な観点のみならず理論面からの指導を意欲して行っている。

履修人数は、2021年度春学期が2人、秋学期が13人、2022年春学期が0人であり、全員が単位を修得した。

キ 海外エクスターンシップ

海外エクスターンシップ（1・2・3年次秋学期集中講義・1単位・選択科目）では、韓国・済州島において研修を実施し、海外の法曹との交流や業務の実態を体験する。2018・2019年度は担当教員の体調不良のため不開講であった。2020年度および2021年度はコロナ禍のため不開講となった。2022年度は当初開講予定であったが、韓国、中国、台湾の新型コロナウイルスの感染状況が改善されなかったため、やむなく不開講となった。履修人数は、2015・16・17年度は各4人、単位修得人数は、2015・16・17年度は全員が取得している。

（3）特に力を入れている取り組み

（4）その他

2 点検・評価

臨床教育の重要性を意識し、各科目の位置づけ、単位数、実施時期について適切に配慮され、適切な内容が確保されている。エクスターンシップについてはガイダンスが十分に実施され、受入先の多様性も確保されている。ローヤリング・クリニックについては、理論面からの観点も取り入れて実施している。また、シミュレーション科目として、民事模擬裁判及び刑事模擬裁判があるほか、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎もその一助をなしている。さらに海外エクスターンシップも設置し臨床教育の充実が図られている。

3 自己評定

A

4 改善計画

6-4 国際性の涵養

1 現状

(1) 国際性の涵養

ア 国際性の涵養については、「平和に貢献する国際性を備えた法曹」とのディプロマ・ポリシーを体現し、法曹として人類の平和に貢献するという使命感・責任感を涵養することを重視している。具体的には、展開・先端科目の中に「国際社会と法」というプログラムを置き、アジア世界と法、国際法、国際社会における平和と人権、国際私法、中国法、アメリカ法等を開設している。

イ 外国法に堪能な専任教員が多く、研究者教員には、韓国法、中国法、アメリカ法の専門家がおり、前述したアジア世界と法、中国法、アメリカ法、を担当している。また、実務家教員には、博士後期課程で単位を取得した者が在籍し、比較法研究を行い、国際社会における平和と人権などを担当している。

ウ 本法科大学院は、韓国の済州大学法科大学院（済州大学校法学専門大学院）と2004年度から交流があり、相互の交流協定を2014年11月に結んでいる。このため、本法科大学院は、2015年度より「韓国における法の理論と実際」を開設し、済州大学法科大学院を拠点として韓国・済州島における研修を実施してきた。さらに、2016年度カリキュラムより「海外エクスターンシップ」として設置し、2019年度カリキュラムより1年次より履修できることとした。2018年2019年度は担当教員の体調不良のため不開講、2020年度以降はコロナ禍のため不開講となったが、2022年度中にオンラインを使用して研修を行う等代替措置を取って開講できないか検討中である。来年度以降は状況が許す限り開講する予定である。

2017年には、済州大学法科大学院より金富燦教授が来学し、本学で講演を行った。さらに、同年6月には、済州大学法科大学院から教員、学生、弁護士の20名が本学を訪れ、本法科大学院で1週間の研修を行った。コロナの感染状況が落ち着けば再びこのような交流を実施することが可能である。

エ 2022年6月18日、19日に、本学において、研究会「アジア諸国のCovid-19への対応」をアジア法学会主催、本法科大学院後援で開催した。この研究会には、本法科大学院学生が無料で参加できるよう配慮した。その他、エクスターンシップの受入先として、渉外事務所を確保している。また、創価大学自体が、世界44カ国地域、101の大学と国際交流を結び、交換留学、語学留学、語学研修制度など多彩な国際交流システムを整備し、国際性の涵養に積極的に取り組んでいる⁷⁶。法科大学院生も出

⁷⁶ 2014年度文部科学省スーパーグローバル大学等事業「スーパーグローバル大学創成支援」の採択を受

席する様々な大学主催の行事において諸外国の首脳・要人や世界の学術機関の関係者が参列するなど、国際性の涵養に努めている。

(2) 特に力を入れている取り組み

(3) その他

2 点検・評価

国際性の涵養についても、本学の規模の法科大学院としては十分な取り組みがなされていると考えている。

3 自己評価

A

4 改善計画

け、2018年と2021年に本事業の中間評価が公表され、本学の取り組みが2回連続で最高評価「S」評価を得た。<https://www.soka.ac.jp/topics/2021/03/5720/>
また、世界大学ランキング日本版2022の「国際性」で、本学が5位（首都圏では2位）
<https://www.soka.ac.jp/topics/2022/03/7009/>

第7分野 学習環境及び人的支援体制

7-1 学生数（1）〈クラス人数〉

1 現状

- (1) 1つの授業を同時に受講する学生数（人数にカウントされる人、されない人の区別も含む）

評価実施年度を含む過去3年間分の開設科目ごとの履修登録者数は、資料A19「科目別履修登録者数一覧」のとおりである。また、公法系、民事系、刑事系の各演習科目は、いずれも複数クラスで授業を実施しており、クラス数ごとの履修登録者数も、資料A19「科目別履修登録者数一覧」のとおりである。法律基本科目はもとより、すべての開設科目は、いずれも履修登録者数は50人以内となっている。現在本法科大学院では、研究生等は在籍していないため、履修登録者は、すべて授業を受講する学生である。そのため受講人数にカウントされない学生はいない。

なお、参考までに、授業によっては学部生が先行履修をしている場合があるが、これらの者を含めても50名以内は維持されている（先行履修者の人数は、2021年度秋学期は1名〔労働法Ⅰ〕、2022年度春学期は11名〔実務法学入門・法哲学・公共政策論・経済法Ⅰ・倒産法Ⅰ・労働法Ⅰ・労働法Ⅱ〕である）。

- (2) 適切な人数となるための努力

法律基本科目のうち、公法系・民事系・刑事系の演習科目では、少人数教育を実施するため、これまで2～3の複数クラス編成を行ってきた。しかし、入学者数の大幅な減少により、複数クラス編成の場合は10人未満のクラスが生じる状況になっている。10人に近い人数となる場合は授業運営上支障が生じないことから複数クラスを維持しているが、複数クラスにすると6名、5名程度のクラスとなる学年があったため（2021年度の2年生）、クラスを統合し、複数の教員の担任制（添削、個人指導、面談を担当）とする変更を行った科目もある（2021年度・刑法演習、刑事訴訟法演習）⁷⁷。

- (3) 特に力を入れている取り組み

- (4) その他

2 点検・評価

- (1) 法律基本科目のクラス人数⁷⁸

法律基本科目におけるクラス人数は、基準の50人を超える状況にはなっ

⁷⁷ A19「科目別履修登録者数一覧」

⁷⁸ A19「科目別履修登録者数一覧」

ていない。過去3年間では、最大のクラス人数は18人であり、クラス平均人数は9.92人である。未修入学者のみで構成される1年次配当科目以外では、10人未満のクラスも殆どなくなった。

(2) 法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のクラス人数⁷⁹

これらの科目群でも、基準の50人を超えるクラス人数にはなっていない。過去3年間では、最大のクラス人数は18人であり、クラス平均人数は5.88人である。

3 自己評定

A

4 改善計画

特になし

⁷⁹ A19「科目別履修登録者数一覧」

7-2 学生数(2)〈入学者数〉

1 現状

(1) 過去5年間における入学定員に対する入学者数の割合

	入学定員 (A)	入学者数 (B)	定員充足率 (B/A×100)
2018年度	28人	19人	67.9%
2019年度	28人	17人	60.7%
2020年度	28人	16人	57.1%
2021年度	28人	16人	57.1%
2022年度	28人	23人	82.1%
平均	28人	18.2人	65.0%

(2) 入学者が入学定員を大幅に上回らないための努力

本法科大学院における過去5年の平均入学者数は、入学定員を上回っていない。

(3) 特に力を入れている取り組み

本法科大学院は、優秀な女性法曹の輩出に取り組んできたため、女子学生の入学者の確保に力を入れてきた。法科大学院開設以来の入学者総数における女子学生の割合は3割(32.2%)を占め、5割を上回った年度もある。

(4) その他

2 点検・評価

過去5年の入学定員に対する平均充足率は約65%であり、減少傾向にはあるものの、概ね適切な入学者数を維持できていると考える。全国の法科大学院をみても、過去5年入学者選抜を実施した法科大学院のうち40%は入学定員充足率につき65%を下回っている。

3 自己評価 適合

4 改善計画 特になし

7-3 学生数(3)〈在籍者数〉

1 現状

(1) 収容定員に対する在籍者数の割合

【評価実施年度の在籍者数の割合】

	収容定員 (A)	在籍者数 (B)	定員充足率 (B/A×100)
1年次	28人	15人	53.6%
2年次	28人	15人	53.6%
3年次	28人	13人	46.4%
合計	84人	43人	51.2%

※法学既修者は、2年次からの入学となるので、2年次の在籍者数は収容定員を上回る。1年次は、法学未修者のみとなるので在籍者数が収容定員を大幅に下回る。

【過去5年間における全体の在籍者数の割合】

	収容定員 (A)	在籍者数 (B)	定員充足率 (B/A×100)
2018年度	84人	60人	71.4%
2019年度	84人	44人	52.4%
2020年度	84人	41人	48.8%
2021年度	84人	39人	46.4%
2022年度	84人	43人	51.2%
平均	84人	45.4人	54.0%

(2) 在籍者数が収容定員を大幅には上回らないための努力

本法科大学院では、収容定員充足率が100%を超えておらず、むしろ収容定員を下回る状況が続いている。

(3) 特に力を入れている取り組み

(4) その他

2 点検・評価

在籍者数は、収容定員を上回っておらず、また、収容定員充足率も54%であり、ほぼ適切なバランスを保っていると考えている。

前頁で述べたとおり、入学定員充足率の5年平均は65%であり、収容定員充足率とほぼ等しく、過年度生を多く抱えているような状況にはない。

3 自己評定

適合

- 4 改善計画
特になし

7-4 施設・設備（1）〈施設・設備の確保・整備〉

1 現状

（1）施設・設備の確保・整備状況

ア 施設設備⁸⁰

（ア）全体

本法科大学院は、授業や学習のための施設・設備を、キャンパス内の本部棟と、そこから徒歩1分程度の学修館（図書室と学生自習室）に集中させている。本部棟は、8階に法科大学院事務室を、9階～12階には専任教員の研究室、非常勤講師室、法科大学院共同研究室、教材作成室、授業方法の改善等を検討するための合議室を置いている。

（イ）教室・演習室

- a 授業の行われる教室・演習室は、本部棟に集中している。講義については1階から3階までの各教室（M102、202、203、301）を使用し、「実務法曹と情報ネットワーク」の授業ではM101教室（コンピュータ教室）を使用している。
- b 演習は、8階にある法科大学院専用の演習室（M802）と、学部と共用ではあるが1階（M103、104）、2階（M201、204）、3階（M304、306）、及び9階（第1合議室、第2合議室）の演習室9室を主に使用している。
- c 各教室には、マイク、黒板、ホワイトボード、プロジェクター、モニター等の備品が配置され、各教室とも無線LAN対応となっている。全ての講義教室には、マイク・プロジェクターと連動されたパソコンが設置されている。

M103教室は、モニター、書画カメラ等の各種設備を備え、裁判員裁判にも対応可能な法廷教室になっており、模擬裁判などの授業で使用されている。

なお、2020年度以降は、コロナ禍の中でのハイフレックス方式の授業に対応するため、複数の講義教室に上記システムに加え可動式のアクションカメラを設置し、適宜ハイフレックス方式の授業を実施している。

（ウ）自習室・図書室

- a 本法科大学院には、本部棟から徒歩1分程度の距離に学修館がある。学修館の1階には図書室を、3・4階部分には自習室として計150席（各階75席）の専用机を用意している。自習室の机はすべて固定席であり、椅子、本棚、デスクライト、キャビネット（鍵付）、ロッカーを同数用意している。また、無線LANが設置され、在籍者全員

⁸⁰ A3「2022年度法科大学院要覧」63頁～66頁

に電子メールのアドレスが付与され、連絡等に利用されている。

なお、学修館から徒歩で7分程度の距離に中央図書館があり、約9万冊の蔵書と、200台のパソコンが設置されている。日曜日も含めて開館しており、利用時間は、午前8時半から午後9時まで（日曜日は午前10時から午後5時）となっている。

- b 学修館1階の図書室、3・4階の各自習室の利用は、1年中24時間の利用が可能である（ただし、コロナ禍のため、2020年度以降は状況に応じた利用制限を行っている。）。また、学修館内には、湯沸室、自動販売機、男女トイレ、身障者用トイレ、ラウンジ（3・4階に各一つ）があり、ラウンジには、仮眠が可能なラウンジチェア等が置かれている。

（エ）議論スペース

本法科大学院では、学生が自主ゼミ等で使用するための場所として本部棟8階のM802教室、9階の第1合議室、第2合議室（ただし、演習等で使用中は使えず、時間も午後9時までである）などを用意するとともに、学修館1階のホール部分に、パーテーションで区切った一角にテーブルと椅子を設置した。また、事前に予約が必要であるが、本部棟の各演習教室等も使用できる。

（オ）コピー機・プリンター、パソコン等

法科大学院専用のコピー機（有料）としては、学修館1階の図書室内に1台、学生寮（桂冠寮）に1台を設置しているほか、本部棟3階、4階などに他の学生と共用のコピー機を設置している。プリントアウトのためのプリンターは、学修館1階図書室に1台、3・4階の自習室横のラウンジ部分に各1台設置（合計3台）している。このプリンターの消耗品の負担は、トナーは大学負担、用紙は学生の負担である。

パソコンについては、パソコン教室（M101、302）に設置されているパソコンが、授業時間以外は自由に利用できる（午後9時まで）。

このほかに24時間利用できる学修館1階の図書室にも、11台を設置しており、法律文献検索だけでなく文書等の作成等にも利用できる。

（カ）教育支援システムの利用

本法科大学院では、前述のとおりポータルサイトを使用しており、WEBによるシラバスの公開、教材アップロード・ダウンロード、レポートボックスによるレポートの提出、学生への科目担当者からの連絡などに積極的に利用している。

また、2020年度より「法科大学院教育研究支援システム」を導入し、教員においては授業における小テスト課題の出題などに利用されており、学生においては司法試験過去問の演習、基礎力確認テストの利用などの自習に活用でき、かつ、教員において各学生の同システムを用

いた自習状況を確認できるようになっている。

イ 身体障がい者への配慮

車椅子利用者に対しては、本部棟の正面駐車場に優先利用できる駐車スペースがある。本部棟内の移動は、エレベーターが障がい者仕様となっているほか、4階にはスロープも設置されている。また、各教室には車椅子利用者用の座席スペースがあるほか、障がい者用トイレも設置されており、移動・授業等の実施において不都合がない状況になっている。

(2) 問題点及び改善状況

施設・設備に関して法科大学院開設当時、学生から要望のあった問題点は、無線 LAN の接続可能範囲の拡大及び法科大学院修了後の自習室・学生寮の継続使用であった。無線 LAN は、接続可能範囲を拡大して、現在では、本部棟全体、学修館（法科大学院図書館・自習室）、学生寮において設置されており、問題は解決した。

コロナ禍におけるオンライン授業実施にあたり、学外の自宅等で受講する場合に受講する学生側の通信料が増大する問題が生じたが、全学生に5万円の支援金を支給することによりその金銭的負担を軽減する措置を講じている。

自習室は、150人分を用意しているが、収容定員が86人に減少したことにより余裕が生じたため、修了生の中から修了後も使用を希望する学生には、その使用を許可するようになっている。また、学生寮も継続使用を希望する修了生には、2年を限度としてその使用を許可している。

(3) 特に力を入れている取り組み

学生からの法科大学院の施設・設備に関する要望を受ける仕組みを模索してきたが、学修館の1階に意見箱を設置して、日常的に学生からの意見・要望を聴取できるようにした。また、授業アンケート、アカデミック・アドバイザー面談においても施設・設備面の意見・要望を受け付けている。

(4) その他

学修館（自習室・図書室）の利用は、法科大学院生及び法科大学院の教員に限定されており、基本的に24時間利用可能である。学修館の入退館はセキュリティカード（法科大学院生は学生証）で行い、入退館情報は本学に常駐している警備会社にリアルタイムで提供されている。そのため部外者の侵入があった場合は即応できる体制となっている。また、警備会社の警備員が定期的に夜間も巡回しているため、夜間等においても学習環境における安全が確保されている。

2 点検・評価

本法科大学院では、教室、演習室、自習室、図書室、コピー機、パソコン、無線 LAN、学習支援システム、プリンター等、学習に必要な施設・設備が、在籍学生数に相応して適切に確保・整備されていると思われる。

3 自己評価

A

4 改善計画

特になし

7-5 施設・設備（2）〈図書・情報源の整備〉

1 現状

（1）図書・情報源の確保

ア 書籍の整備・充実

（ア）法科大学院の専用図書館（法科大学院図書室）を設け、法律及び関連分野に関する書籍を充実させている⁸¹。2022年3月現在で法科大学院図書室の蔵書冊数は、図書27,850冊、雑誌74種を所蔵している。

また、キャンパス内には中央図書館もあり、こちらでも法律系の資料を多数所蔵している。なお、法科大学院図書室の年間資料予算は、約502.7万円（学生1人当たり約11.7万円）である。

（イ）法科大学院図書室は、公私刊判例集のほか、判例時報、判例タイムズなどの雑誌を揃えており、基本的な重要な書籍については複数を購入し、利用希望者が重なった場合にも利用可能としている。

（ウ）担当教員及び学生が希望する図書を直ちに購入できるシステムが確立している。

イ データベース・電子ジャーナルの整備・充実

法令情報、判例情報、電子ジャーナルについては、インターネットを通じて各種データベース、常時国内外の電子ジャーナルにアクセスできるよう、法科大学院生全員にID及びパスワードを付与している（全員の同時アクセスが可能であり、自宅からもアクセス可能）。法科大学院生が利用できる主な法律関係データベースは、以下のとおりである。

その他、インターネット上に公開されている総務省の「法令データ提供システム」や最高裁判所の「判例検索システム」等のサイトにも図書館ホームページでリンクを張っており、利用の便宜を図っている。

No.	名 称	提 供 会 社
1	LLI 統合型法律情報システム	株式会社エル・アイ・シー
2	法科大学院教育研究支援システム	株式会社 TKC
3	West Law Next	Thomson Reuters
4	Lexis	LexisNexis
5	Lexis Library	LexisNexis（英国法）
6	HeinOnline	William S. Hein & Co. Inc. 米国法
7	D1-Law.com	第一法規株式会社

⁸¹ A3「2022年度法科大学院要覧」64頁～66頁、法科大学院図書室ホームページ（<http://lib.soka.ac.jp/houka/>）

ウ 図書・データベース利用環境の整備

- (ア) 法科大学院図書室は、法科大学院生及び法科大学院教員のみが利用可能であり、年間 365 日、24 時間開館している。ただし、司書が対応している時間帯は月曜日から金曜日の午前 9 時 30 分から午後 5 時までである。
- (イ) 法科大学院図書室は、法科大学院の授業が行われる本部棟に隣接する建物にあり、しかも、同建物内には自習室があり、学生の利用を容易にしている。年間の延べ入館者数は、コロナ禍前で約 31,600 人(2019 年)、コロナ禍以降でも約 5600 人から 9800 人に及んでいる。同様に年間貸出冊数は、コロナ禍前で約 2500 冊(2019 年)、コロナ禍以降でも約 900 冊から 1700 冊に及んでいる。
- (ウ) 1 年次春学期科目の法情報調査で、これらの図書・データベースの使い方を指導し、その後の学修に生かせるようにしている。

(2) 問題点及び改善状況

(3) 特に力を入れている取り組み

法律関係データベースの充実力に注いでおり、これらデータベースはすべて学外からも利用可能で、学生にも評判が良い。

(4) その他

2 点検・評価

インターネット経由のデータベースアクセスについては、接続データベース及び接続環境のいずれについても充実していると思われる。法科大学院図書室の蔵書については、今後とも継続的に充実を図っていく予定である。法科大学院図書室の閲覧スペースについては、ほとんどの学生が利用している自習室と同一建物内にあるため不便はない。

禁帯出図書の利用についても、コピー機が設置されているので特段の不都合はないものと思われる。

3 自己評定

A

4 改善計画

特になし

7-6 教育・学習支援体制

1 現状

(1) 事務職員体制

本法科大学院の事務を取り扱う体制は、法科大学院事務室が担っている。同事務室における事務職員は、現在5名（専任職員3名、契約職員1名、パート職員1名）である。

専任職員3名の業務分担は、事務長（課長）が全体総括、主任が教務担当、チューター関連業務、課員が奨学金など学生担当、入試広報となっている。契約職員、パート職員及び委託契約者は、これらの業務を補佐している。

(2) 教育支援体制

授業準備等の教員の教育活動を補助するための人的支援体制は、上記専任職員1人と契約職員・パート職員が主にその担当にあたり、通常授業時の教材のコピー、教材等の学生への配付（オンライン受講者）、オンライン授業・ハイフレックス授業の際のパソコン・機材の設定等の支援を行っているほか、各学期の開始時や定期試験時など、支援に必要な事務が繁多になる場合は、短期の学生アルバイトを採用して、教材・資料のコピーや配布にあっている。ただし、TAは採用していない。

なお、本法科大学院では、学生が作成した起案の添削採点は、学生の到達度を的確に把握し、授業にフィードバックするために担当教員が自ら行っている。

(3) 特に力を入れている取り組み

(4) その他

2 点検・評価

事務職員等、教育及び学修を支援するための人的支援体制は整備されている。

3 自己評定

A

4 改善計画

特になし

7-7 学生支援体制（1）〈学生生活支援体制〉

1 現状

（1）経済的支援

ア 奨学金⁸²

本法科大学院の奨学金の特徴は、貸与型よりも給付型を充実させていることである。

給付奨学金としては、2021年度に総額2,540万円を延べ51名の学生に支給している。その内訳は、創価大学法科大学院牧口記念教育基金奨学金Ⅰ種（年間100万円：受給者数18名）、同Ⅱ種（年間50万円：4名）創価大学法科大学院給付奨学金（半年30万円：受給者数7名）、創価大学創友会法科大学院スカラシップ（半年15万円：受給者数22名）である。

これらの貸与奨学金は、上記の給付奨学金との併用が可能であるが、年間300万円の受給金額の上限がある。

イ 学生寮⁸³

本法科大学院では、法科大学院生専用の学生寮を比較的低廉な寮費（月28,000円から40,000円程度）で提供している。大学の敷地内に桂冠寮（定員53人）、大学の敷地外（大学の周辺）に正義寮（定員20人）、創英寮（定員23人）を用意している。現在、希望する在籍者全員が、学生寮を使用しているとともに、使用の継続を希望する修了生も2年以内に限り使用を認めている。2022年4月の時点で、44人が入寮し、44室が使用されている。

各学生寮には、LAN回線が設置されており、寮からポータルサイトを通じて、レポート課題や自宅起案を提出することができる。

（2）障がい者支援

障がい者支援については、施設面での配慮（前記7-4・1(1)イ参照）のほかは、本法科大学院として障がい者学生の受け入れ例がないため、特別な経済的支援や教育面での配慮は行っていない。ただし、障がい者学生の受け入れを行う場合は、学部によってノートテーカーの配置や障がい者用パソコン・拡大鏡等の貸し出し等を行う用意はある。

（3）セクシュアル・ハラスメント等人間関係トラブル相談窓口

法科大学院独自のトラブル相談窓口は設けていないが、学校法人創価大学キャンパス・ハラスメントの防止及び対策に関する規程⁸⁴に基づき、大学全体のキャンパス・ハラスメントの相談窓口（相談員）がある。相談員には、法科大学院兼担教員の女性教員（法学部教授）及び隣接の法学部事務室

⁸² A2「法科大学院リーフレット2023」3頁、資料A3「2022年度法科大学院要覧」61頁～62頁

⁸³ A3「2022年度法科大学院要覧」32頁～33頁（創価大学法科大学院学生寮管理運営規程）

⁸⁴ A5「大学・法科大学院学則及び規則」68頁～72頁

の女性事務職員1人(専任職員)が就いている。こうした体制は、「キャンパス・ハラスメント防止ガイドライン」⁸⁵をポータルサイト、法科大学院要覧等に掲載して学生・教職員に周知徹底している。

(4) カウンセリング体制

学修支援委員会のもと、アカデミック・アドバイザーがおかれ、各学期において最低1回アカデミック・アドバイザーによる面談を実施している。その際、学習や進路についての相談のみならず、学生生活全般の悩みを聞くようにしている。精神的なカウンセリングの必要が感じられた場合には、創価大学学生相談室での精神衛生面でのカウンセリングを受けることを勧め、ハラスメントの恐れを認めたときには、法科大学院の学生委員会が中心になって事実調査とトラブルの未然防止と解決に努める体制となっている。

また、1人の女性専任職員が、学生担当として、寮・奨学金を含む、学生生活全般について学生の相談窓口となり、必要に応じて、研究科長、研究科長補佐、学生委員会、学修支援委員会と連携し、学内の相談窓口はもとより、学外の病院やカウンセリングの窓口を紹介するなどしてきめ細かく対応している。さらに、年間2回、大学の学生相談室の相談員(精神科医)に、メンタルヘルスガイダンス⁸⁶を学期の開始時の種々の学生ガイダンスを行う一環として実施してきた。

(5) 問題点及び改善状況

(6) 特に力を入れている取り組み

(7) その他

2 点検・評価

奨学金という経済的支援体制と、学生寮等、学生生活の支援体制は充実している。

3 自己評価

A

4 改善計画

特になし。

⁸⁵ A5「大学・法科大学院学則及び規則」73頁～81頁

⁸⁶ 別添9「2021年度秋学期/2022年度春学期メンタルヘルスガイダンス資料」227頁

7-8 学生支援体制（2）〈学生へのアドバイス〉

1 現状

（1）アドバイス体制

ア 教員によるアドバイス体制

入学当初から学生全員に、アカデミック・アドバイザー⁸⁷を各2人つけ、入学した年の4月に食事を含む懇談会、5月連休明けころに学生全員を対象とした個別面談を行っている。秋学期にも授業開始後1か月ほど過ぎた時期に実施し、最低年度2回目の個別面談を実施している。

また、単位を修得できなかった等の学修上の問題を抱えた学生に対して、研究科長及び研究科長補佐が個別面談を実施して激励とともに必要に応じて学修方法や生活態度の改善も含め、きめ細かくアドバイスをしている。そのほか、学修支援委員長と2年次・3年次の演習（総合科目）担当教員を中心に、学生からの希望がある場合等必要に応じて、学生の相談を随時受け、学習方法についてのアドバイスをしている。

さらに、定期試験の結果発表ののち、「質問票」を提出することで、成績に異議のない場合でも、定期試験に関する質問や今後の学修方法等について担当教員と直接面談してアドバイスを受けられる体制もできている。

イ チューターによるアドバイス体制⁸⁸

本法科大学院の修了生を中心とした若手弁護士をチューターに選任し、チューターによる土曜日などの補習（「土曜補習」と呼んでいる）⁸⁹を実施している。2022年5月現在のチューター登録者数は25人⁹⁰である。土曜補習では、1年次から3年次の授業の復習のサポート、論述力の養成を目指した演習などを行っているが、頻繁に個人面談も行っている。1学年を数人のチューターで担当し、担当者が修了まで持ち上がり式にサポートする体制になっており、信頼関係を構築したうえで、学習方法のみならず、進路の相談や生活上の悩みの相談にも応じる体制になっている。

チューターのほとんどは、本法科大学院の修了生であり、本学の授業や寮など生活環境を熟知しており、その中で困難を乗り越えて司法試験に合格した者である。学生は、年齢も近い先輩であるチューターに気軽に相談することによって問題を解決できる場合が多く、チューターによる学習支援及び相談の体制は、本法科大学院の伝統になりつつあり、修了生が自発的に熱心に取り組んでいる。研究科長、研究科長補佐及び学修支援委員は、チューターとの協議会を開催しており、その場でチューターが受けた相談やそれに対するアドバイスなどについての検討を適宜行うとともに、チュ

87 別添10「2021年度秋学期／2022年度春学期アカデミック・アドバイザー資料」249頁

88 法科大学院ホームページ（<http://www.soka.ac.jp/grad-law/curriculum/support/>）

89 別添11「2021年度土曜補習日程表」253頁～

90 別添12「2021年度／2022年度大学院チューター名簿」268頁

ーターから得た学生の状況を当該学生の指導にフィードバックするよう努めている。

ウ 進路、将来に向けたアドバイス体制について

上記ア、イの機会に適宜実施しているほか、本学の秋学期開始前に実施するガイダンスの機会に、「キャリアガイダンス」を、5月の司法試験終了後に、法律事務所への就職に向けたアドバイスの機会として「就職活動ガイダンス」をそれぞれ実施している⁹¹。「就職活動ガイダンス」では主に本法科大学院修了生の若手弁護士による就職活動の体験談やアドバイスを行っている。各ガイダンスいずれにおいても、公務員就職への進路選択に向けたアドバイスの機会として、本学出身の現職公務員が講師となって就職までのプロセスや仕事の内容等を説明している。各ガイダンスの終了後は、本法科大学院修了生（弁護士・公務員）が受講者との個別面談を行ってきめ細やかなアドバイスを実施している。

(2) 学生への周知等

アカデミック・アドバイザーによる面談、チューターによる学習支援・アドバイス等については、毎学期の最初のガイダンスで告知するとともに、個別にメールでも通知し、事務室外に掲示して周知徹底されている。また、そのほかの個別面談は必要に応じて直接学生に連絡している。

本法科大学院は、収容定員が少ない少人数制であることから、学生と教員との間の距離が近く、学生は、比較的頻繁に教員と連絡をとり、必要に応じて個別の相談を行っている。相談体制は活発に利用されている。

(3) 問題点及び改善状況

学生のニーズに対応するよりフレキシブルで充実した面談の実施が課題であったが、2020年度より、オンライン環境が整ったことを生かし、オンライン形式を用いた面談も取り入れ、学生の希望に応じたよりタイムリーで時間的制約の少ない充実した面談を実施できるようになっている。

(4) 特に力を入れている取り組み

毎年の入試結果発表後入学に至るまでの間、入学予定者（それまでの入学試験に合格した者）において、早い時期より必要な情報を入手し入学前の期間を用いて効果的な助走的学修に取り組むことを可能にし、かつ、入学後の教員・チューターによる指導・アドバイスを効果的なものとするため、入学予定者を対象とする「入学予定者事前研修⁹²」を実施している。

毎年10月中旬（2日間）、12月中旬（1日）、3月上旬（2日間）の合計5日間実施し、未修合格者コース、既修合格者コースを分け、各コースの特性

91 別添13「キャリアガイダンス、就職活動ガイダンス資料」270頁

92 別添14「2022年度入学予定者事前研修」279頁

に応じて、本学の教育体制・教育環境、法科大学院における学修内容、生活状況、司法試験までのプロセス等に関するガイダンス、主要な法律基本科目の成り立ちや基本事項等の提示、演習による基本事項の確認、判例学習の基本の提示、受講者からの質疑応答、教員・チューター・本学出身の司法試験合格者との食事会、交流会等のプログラムを振り分けて実施し、毎年多くの入学予定者の参加をみている。

2022 年度入学者向け研修においては、オンライン形式として参加を容易にするとともに、実施された各プログラムを録画し、全入学予定者における一定期間のオンデマンド視聴を可能とし、欠席者の視聴、出席者の復習に役立てている。

(5) その他

2 点検・評価

少人数教育の利点を生かして、教員によるアドバイザー制度は完備されている。これに加えてチューターによるアドバイスの体制もあり、有効に機能している。

3 自己評価

A

4 改善計画

特になし

第8分野 成績評価・修了認定

8-1 成績評価〈厳格な成績評価の実施〉

1 現状

(1) 成績評価基準の設定

ア 法科大学院としての成績評価方針

本法科大学院における成績評価については、大学院学則第26条⁹³において、評価の区分、考慮要素及び不服申立てに関する一般的事項を規定している。法科大学院は法曹養成に特化した専門職大学院であるから、その使命に鑑み、考慮要素のウエイト付けなど、成績評価の基本方針については、創価大学法科大学院履修・成績評価及び進級に関する規程⁹⁴（以下「成績・進級規程」という。）で定めている。

各科目において本法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を展開した授業による到達度を評価する仕組みとしては、成績・進級規程第11条に基づき、平常点と定期試験を合わせて5割を最低限の合格ラインとし、基準に満たない学生はその修得のため再履修するものとしている。

イ 成績評価の考慮要素

成績評価の考慮要素は、成績・進級規程第11条に基づき、平常点（授業態度や発言、各種起案・レポートの課題や小テストの結果など）と定期試験結果の双方であり、これを一定の割合で総合評価して成績評価を行っている。平常点の定期試験結果の評価に占める割合は、平常点10%~40%、定期試験結果60%~90%であり、講義科目・演習科目の区別はしない。ただし、研究科委員会が認めた科目については、定期試験を行わず、レポート等に基づいて成績評価を行っており、2021年度秋学期及び2022年度春学期の定期試験を行わない科目は、添付資料⁹⁵のとおりである。

ウ 評価の区分と絶対評価・相対評価

評価の区分は、大学院学則第26条に基づき、S・A・B・C・D（以上が合格）、E（不合格）である。この成績評価のG P（Grade Point）及び分布は、成績・進級規程第12条第3項で定められているとおりである。評価のうち、不合格（E）は絶対評価であり、これ以外の評価は相対評価による。ただし、「履修者数が10名未満の科目」については、この相対評価の割合規定の適用を除外することとするが⁹⁶、成績評価の厳格性の確保に鑑み、できる限り多段階の評価を行うものとし、かつ成績評価の根拠となる詳細な資料を整備しなければならない。また、この区分による

⁹³ A3「2022年度法科大学院要覧」9頁

⁹⁴ A3「2022年度法科大学院要覧」26頁~29頁

⁹⁵ 別添15「2021年秋春学期/2022年度春学期」定期試験不実施科目一覧」284頁

⁹⁶ A3「2022年度法科大学院要覧」27頁（成績・進級規程第12条第3項）

ことが不相当であると研究科委員会が認めた科目については、P（合格）とF（不合格）の二段階評価とする⁹⁷（シラバスで明示される）。平常点と定期試験結果の合計点が、100点満点に換算したうえで50点未満となる場合、または定期試験結果が当該定期試験の満点の半分未満となる場合は、不合格の判定を行う。定期試験に代えて起案課題・レポート課題等による場合も同様とする⁹⁸。また、授業回数の3分の1を超えて欠席した場合は、評価不能・不合格（N）としている⁹⁹。

エ 再試験における成績評価基準

再試験制度は、2013年度法学未修者入学者から廃止した。

オ 各教員の担当科目についての成績評価基準

各科目における成績評価の考慮要素のウエイト付けは、上記成績・進級規程の範囲内で、各科目の担当教員の裁量に任されており、シラバスに記載されている。

（2）成績評価基準の開示

ア 開示内容、開示方法・媒体、開示の時期

成績評価基準の学生に対する開示は、「法科大学院要覧」に大学院学則及び成績・進級規程を掲載するとともに「学業の手引き¹⁰⁰」で説明している。さらに、本法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえ、各年度開始時、シラバスに各科目の到達目標を掲げることにより、教員側の考え方を示している。各科目における成績評価の考慮要素のウエイト付けや具体的な成績評価基準の決定は、成績・進級規程の範囲内で各科目の担当教員の裁量に任されているので、各担当教員は、シラバスまたは開講時の説明によって、その内容を学生に開示している。定期試験及び再試験などの問題には、設問ごとの配点または配点割合を明示している。

（3）成績評価の厳格な実施

ア 成績評価の実施

（ア）複数教員が担当する多くの演習科目では、教材、レポート課題、起案、小テスト、定期試験に至るまで、全て共通のもので実施しており、定期試験も担当教員全員により採点され、最終の成績評価も、担当教員全員の合議に基づいて行われる。

（イ）担当教員が1人の科目については、レポート、小テスト、定期試験問題の作成・採点、成績評価は原則として当該担当教員に委ねられている

⁹⁷ A3「2022年度法科大学院要覧」28頁（成績・進級規程第12条第4項）

⁹⁸ A3「2022年度法科大学院要覧」27頁（成績・進級規程第11条第8項）

⁹⁹ A3「2022年度法科大学院要覧」27頁（成績・進級規程第11条第3項）

¹⁰⁰ A3「2022年度法科大学院要覧」52頁～53頁

が、上記成績・進級規程に基づいて具体的な成績評価基準を定めて、客観的・公平に成績評価をしている。

- (ウ) 定期試験終了後に答案を学生に返却することはもとより、終了後に
出題趣旨や解答のポイント、採点基準を説明する文書などを配布ある
いはポータルサイトへアップするなどの方法をとって、できる限り採
点者の裁量の幅を少なくするなどの工夫をしている。これは定期試験
の出題意図、採点についての自己点検に加えて、成績評価についての
学生の異議申立ての資料ともなっている。また、成績分布は成績・進
級規程の厳格な適用により、教員や科目による差異なきようにしてい
る。
- (エ) P F 評価科目の設置については、必ず研究科委員会の承認を経ている。
採用しているのは実務系の科目であり、徒に2段階評価を採用する
ことのないようにしている。2022年度におけるP F 評価科目は、法
律実務基礎科目群の「実務法学入門」、「民事模擬裁判」、「刑事模
擬裁判」、「リーガルリサーチ・ライティング」、「海外エクスター
ンシップ」、「エクスターンシップA」、「エクスターンシップB」、
「ローヤリング・クリニック」の8科目である。
- (オ) 定期試験の試験問題、採点表、成績表については、法科大学院事務
室に提出することになっており、ポータルサイトの採点表システムに
は成績分布が示され、研究科長等が成績・進級規程に逸脱してい
ないか等点検を行っている。

イ 成績評価の厳格性の検証

定期試験問題、採点済み答案、採点表等は各教員より法科大学院事務室に提出され、管理されている。成績分布表はポータルサイトの採点表システムに示される。

定期試験後の教育効果検討会において、各科目の定期試験の採点分布、成績分布等につき報告し、定期試験の出題レベル及び合格答案のレベルが設定された到達段階に相応しいものであることを検証している。

なお、厳正な成績評価や適正な相対的分布を著しく逸脱していると思われる科目については、教務委員会での審議を経て、当該担当教員に当該成績分布となった根拠の説明を求めたり、当該採点について再検討を促すべきか否かの判断を研究科委員会に諮る手続きがとられる¹⁰¹。

ウ 「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえた成績評価の実施とその検証

成績評価は、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえた本法科大学院独自の到達目標、そのシラバス等における明示、授業内容としての展開のもとで実施している。定期試験後に教育効果検討会を行い、定

¹⁰¹ A3「2022年度法科大学院要覧」27頁（成績・進級規程第11条第2項）

期試験の採点分布、成績分布等を示しながら教員相互間で到達目標の修得とその評価について検証している。1年次から2年次、2年次から3年次に進級制が設けられ、修得の不十分な学生が毎年数人留年している。本法科大学院は、これらの過程を通じて、学生の到達目標の修得状況を検証、担保している。

エ 再試験等の実施

2016年度以降再試験は実施していない。

(4) 特に力を入れている取り組み

(5) その他

2 点検・評価

研究科委員会が定めた成績評価の基本方針は、成績・進級規程として成文化され公表されている。また、成績評価の考慮要素のウエイト付け、評価区分及びその分布、絶対評価と相対評価のあり方、追試験の実施等の成績評価に関する重要事項は全て学生に事前開示されている。

①成績評価の分布とともに点数の基準を設け、②定期試験においては明確な採点基準を示し、③成績評価の厳格性の確保に鑑み、できる限り多段階の評価を行うものとし、かつ成績評価の根拠となる詳細な資料を整備する等の改善を行った。また、学生数の減少により、基本法律科目以外の科目については、受講者数がより少なくなり、多段階の評価が難しくなっていることから、④定期試験の内容については、多段階評価が可能な内容とすることを教員間で確認し、⑤成績評価は各担当教員の裁量に委ねられるものの逸脱なきように、教育効果検討会による検証と逸脱に対する是正の促しを行ってきた。

複数教員が担当する科目については、担当教員全員の採点、合議に基づく厳格な成績評価が行われており、公平性・客観性が担保されている。単独教員による担当科目についても、上記のとおり事前・事後に採点基準や解答のポイント等を示しており、後記8-3に述べる成績評価についての異議申立制度の完備と相まって公平性・客観性が担保されている。

以上のとおり、本法科大学院では、厳格な成績評価基準適切に設定・開示され、成績評価が厳格に実施されている。

3 自己評定

A

4 改善計画

特になし

8-2 修了認定〈修了認定の適切な実施〉

1 現状

(1) 修了認定基準

ア 修了要件

修了要件は、大学院学則¹⁰²第32条第1項に基づき、同学則第18条第1項第4号に定めるとおり修了に必要な所定単位数（104単位以上、法学既修者は68単位以上）を修得すること、及び同学則別表（11）及び成績・進級規程第15条に定める単位（科目群ごとの必修または選択単位数）を修得することの単位積み上げ方式を採っている（前記5-1-1（2））。ただし、GPAは修了要件に含まれていない。

イ 進級制

大学院学則第27条及び成績・進級規程第14条により、各年次配当の法律基本科目の全単位を修得し、かつその成績が、GPA1.8以上でなければ、進級することができない。併せて、1年次から2年次への進級においては、共通到達度確認試験において、本学が定める基準点以上を得点しなければならない。進級できない場合は、すでに修得した科目をも含めて、年次配当の法律基本科目をすべて再度履修することが必要になる。ただし、SまたはAの認定を受け、かつ本人が履修の免除を申し出た科目については、再度の履修が免除される。また、留年は1回限りであって、再度の履修で進級できないときは、大学院学則第40条の2に基づき強制退学となる。

◇進級制度が確立した2013年度以降の進級率

年度	1年次から2年次への進級			2年次から3年次への進級			合 計		
	対象者	進級者	進級率	対象者	進級者	進級率	対象者	進級者	進級率
2013年度	15	11	73.3%	—	—	—	15	11	73.3%
2014年度	17	15	88.2%	18	18	100.0%	35	33	94.3%
2015年度	14	14	100.0%	23	21	91.3%	37	35	94.6%
2016年度	21	17	81.0%	24	21	87.5%	45	38	84.4%
2017年度	10	9	90.0%	26	26	100.0%	36	35	97.2%
201年度	9	7	77.8%	16	16	100.0%	25	23	92.0%
2019年度	8	6	75.0%	15	15	100.0%	23	21	91.3%
2020年度	4	3	75.0%	17	17	100.0%	21	20	95.2%
2021年度	8	5	62.5%	11	10	90.9%	19	15	79.0%

※1) 対象者には休学により進級できない者は含まない。

※2) 2年次から3年次の進級制限は、2013年度法学未修者入学者から適用。

ウ 「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえた認定基準

本法科大学院の学生に対して「法科大学院の学生が最低限修得すべき内

¹⁰² A3「2022年度法科大学院要覧」4頁～25（創価大学大学院学則）

容」¹⁰³を公表しているとともに、各科目の到達目標を設定している。本法科大学院の修了認定は、単位積み上げ方式であり、各科目はその到達目標を踏まえたものとなっている。

(2) 修了認定の体制・手続

ア 修了認定は、大学院学則第 32 条第 1 項及び第 50 条第 4 項に基づき、研究科委員会が意見を述べ、学長が決定する。

イ 修了認定の手続は、修了予定者の「卒業判定表」が研究科委員会に提出され、(1) の修了認定基準に基づき修了判定が行われる。「卒業判定表」には、法律基本科目等の科目群ごとの修得科目数、修得単位数が記載されており、必修科目の修得状況の明示もされている。そのため、修了認定基準に適合しているかどうかは瞬時に判断が可能である。

ウ 修了発表は、学長の決定後、掲示を通して学生に周知徹底をしている。

エ 修了判定に不服な学生は、後述する 8-3-1 (2) のとおり異議申立てをすることができる。

(3) 修了認定基準の開示

年度初めに学生に配布される「法科大学院要覧」で大学院学則及び成績・進級規程を掲載するとともに「学業の手引き」で詳しく説明している¹⁰⁴。また、年度初めの履修ガイダンスにおいて徹底周知を図っている。

(4) 修了認定の適切な実施

ア 修了認定の実施状況（修得単位は、2019 年度カリキュラムでのもの。後記 5-1-1 (3) 学生の履修状況の表参照。）

(ア) 2021 年度の認定対象者数は 17 人で、修了認定者数は 14 人であった。修了認定者のうち、法学未修者の修得単位の最多は 106 単位、最小は 103 単位で、平均は 104 単位である。法学既修者の修得単位の最多は 73 単位、最小は 70 単位で、平均は 71.5 単位であった。

(イ) 修了認定されなかった理由は、修了に必要な単位数、法学未修者の場合は法律基本科目群民事系 1 単位、同公法系 2 単位、法学既修者の場合は法律基本科目群民事系 3 単位の修得ができなかったことである。

(ウ) 5 年間の修了認定の実施状況は、以下のとおりである。

年度	修了予定者数	修了許可者数
2017 年度	27 (春 5、秋 22)	19 (春 1、秋 18)
2018 年度	29 (春 3、秋 26)	28 (春 3、秋 25)
2019 年度	16 (春 1、秋 15)	14 (春 1、秋 13)

¹⁰³ A31 「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」

¹⁰⁴ A31 「2022 年度法科大学院要覧」 57 頁

2020年度	16（春1、秋15）	16（春1、秋15）
2021年度	16（春0、秋16）	14（春0、秋14）

※休学により在学期間不足の者は、修了予定者数から除く。

（エ）以下は、法科大学院開設以来の修了状況（累計）である。

入学年度	入学者数	修了者数	標準年限 修了者数	修了率	標準年限 修了率	退学者数	在籍者数
2004年度	60	54	46	90.00%	76.67%	6	0
2005年度	50	47	37	94.00%	74.00%	3	0
2006年度	51	47	46	92.16%	90.20%	4	0
2007年度	53	49	39	92.45%	73.58%	4	0
2008年度	50	40	34	80.00%	68.00%	10	0
2009年度	41	35	28	85.37%	68.29%	6	0
2010年度	32	28	22	87.50%	68.75%	4	0
2011年度	35	31	27	88.57%	77.14%	4	0
2012年度	28	23	21	82.14%	75.00%	3	0
2013年度	23	16	16	69.57%	69.57%	2	0
2014年度	25	21	16	84.00%	64.00%	4	0
2015年度	22	18	17	86.36%	77.27%	4	0
2016年度	27	23	22	85.19%	81.48%	3	1
2017年度	18	13	13	72.22%	72.22%	4	1
2018年度	19	16	16	84.21%	84.21%	2	1
2019年度	17	11	11	64.71%	64.71%	4	2
2020年度	16	10	10	62.50%	62.50%	2	4
合計	567	482	421	82.41%	73.39%	69	10

※2020年度は、法学既修者のみ。

（オ）後記8-3-1（2）で述べるように、本法科大学院では、修了認定に対する学生からの異議申立手続が整備され、厳正に実行されている。因みに、これまで修了認定に対する不服申立てはない。

イ 「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえた修了認定の実施とその検証

3年次において、法律基本科目では事例演習科目が設置されており、法的知識、事実調査・認定能力、法的分析・推論能力、創造的・批判的検討能力、法的議論・表現・説得能力を駆使し、問題解決に至る学力を錬成し、法科大学院修了者として、最低限修得すべき内容を踏まえた各科目の到達目標への到達を支援している。

(5) 特に力を入れている取り組み

(6) その他

2 点検・評価

必要単位数、履修必要科目、進級制など、いずれも法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえて設定されており、修了認定の体制・手続が整備され、厳格かつ客観的に実施されている。本法科大学院開設以来の累積修了率は82.41%、標準修業年限修了率は73.39%となっている。進級率では、1年次から2年次の進級要件としてはGPAのほか、共通到達度確認試験における基準点を定め、進級率が若干下がったが、2年次から3年次の進級率は高くなっている。厳格な進級制度により法科大学院の学生が最低限修得すべき内容が担保されたことによると考えられる。

3 自己評定

A

4 改善計画

特になし

8-3 異議申立手続〈成績評価・修了認定に対する異議申立手続〉

1 現状

(1) 成績評価における異議申立手続

ア 異議申立手続の設定・実施

本法科大学院では、大学院学則第 26 条第 6 項¹⁰⁵に基づき、創価大学法科大学院における成績評価、進級判定及び修了判定に対する異議申立てに関する規程¹⁰⁶（以下「異議申立て規程」という。）において、成績評価に対する異議申立制度等を以下のとおり定めている。

(ア) 成績評価に関する質問

前記 8-1-1 (3) ア、ウで述べたように、試験終了後、試験答案を返却し、出題趣旨や解答のポイント、採点基準等を説明する文書などを配布あるいはポータルサイトへアップするなどし、成績評価についての学生の異議申立ての資料としている。

学生は、担当教員に対し、履修した科目の成績評価について質問をすることができる。学生は、成績評価に対する質問票を事務室に提出し、教員は、書面、面談等により回答する。

(イ) 異議申立て

履修した科目の成績評価について異議のある学生は、成績発表の日から研究科長が定める期間内に、「異議申立て規程」に明示してある成績評価に対する異議申立書を提出し、研究科長に対し、異議申立てをすることができる。異議申立てがあった場合、当該科目の担当教員が 2 名以上のときは担当教員の協議により、当該科目の担当教員が 1 名のときは、当該担当科目の担当教員と研究科長の指名する教員 1 名の協議により、再度の成績評価を行い、その結果を異議申立てをした者に通知する。

イ 異議申立手続の学生への周知

異議申立手続については、法科大学院要覧に記載する他、各学期の成績発表と同時に、上記の概略を学生に説明する文書を掲示して、学生に周知している。

(2) 修了認定における異議申立手続

ア 異議申立手続の設定・実施

本法科大学院では、大学院学則第 32 条第 3 項¹⁰⁷に基づき、異議申立て規程において、修了判定に対する異議申立制度等を以下のとおり定めている。

¹⁰⁵ A3「2022 年度法科大学院要覧」10 頁

¹⁰⁶ A3「2022 年度法科大学院要覧」26 頁～29 頁

¹⁰⁷ A3「2022 年度法科大学院要覧」11 頁

(ア) 修了判定について異議のある学生は、修了判定結果の発表の日から法務研究科長が定める期間内に、「異議申立て規程」に明示してある修了判定に対する異議申立書を提出し、研究科長に対し、異議申立てをすることができる。修了判定についての異議申立ては、個別の科目の成績評価を理由としてすることはできない。

(イ) 異議申立てがあった場合、法務研究科委員会は再度の修了判定を行い、その結果を当該異議申立者に通知するものとする。

イ 異議申立手続の学生への周知

法科大学院要覧に記載する他、修了判定結果の発表と同時に、上記の概略を学生に説明する文書を掲示して、学生に周知している。

(3) 特に力を入れている取り組み

進級に関しても、異議申立手続を定めている。

ア 異議申立手続の設定・実施

本法科大学院では、大学院学則第 27 条第 4 項¹⁰⁸に基づき、異議申立て規程において、進級判定に対する異議申立制度等を以下のとおり定めている。

(ア) 進級判定について異議のある学生は、進級判定結果の発表の日から法務研究科長が定める期間内に、「異議申立て規程」に明示してある進級判定に対する異議申立書を提出し、研究科長に対し、異議申立てをすることができる。進級判定についての異議申立ては、個別の科目の成績評価を理由としてすることはできない。

(イ) 異議申立てがあった場合、法務研究科委員会は再度の進級判定を行い、その結果を当該異議申立者に通知するものとする。

イ 異議申立手続の学生への周知

法科大学院要覧に記載する他、進級判定結果の発表と同時に、上記の概略を学生に説明する文書を掲示して、学生に周知している。

◇異議申立て件数

年度	成績異議 申立者数	結果	進級異議 申立者数	結果	修了異議 申立者数	結果
2014年度	7 (前 1、後 6)	訂正 2 (前 0、後 2)	0	0	0	0
2015年度	13 (前 6、後 7)	訂正 2 (前 1、後 1)	0	0	0	0
2016年度	12 (春 8、秋 4)	訂正 2 (春 2、秋 0)	0	0	0	0
2017年度	6 (春 1、秋 5)	訂正 1 (春 1、秋 0)	0	0	0	0

¹⁰⁸ A3「2022 年度法科大学院要覧」10 頁

2018年度	13 (春 11、秋 2)	訂正 1 (春 1、秋 0)	0	0	0	0
2019年度	2 (春 2、秋 0)	訂正 0 (春 0、秋 0)	0	0	0	0
2020年度	2 (春 1、秋 1)	訂正 0 (春 0、秋 0)	0	0	0	0
2021年度	1 (春 0、秋 1)	訂正 0 (春 0、秋 0)	0	0	0	0

(4) その他

2 点検・評価

成績、修了及び進級に対する異議申立手続を一本化した「創価大学法科大学院における成績評価、進級判定及び修了判定に対する異議申立てに関する規程」として、成績評価、修了及び進級認定に対する学生からの異議申立手続は、いずれも整備されており、適切に実施されている。

3 自己評定

A

4 改善計画

特になし

第9分野 法曹に必要なマインド・スキルの養成（総合評価及び適合認定）

9-1 法曹に必要なマインド・スキルの養成〈総合評価及び適合認定〉

1 現状

(1) 法曹に必要なマインド・スキルの検討・設定

ア 法曹に必要なマインド・スキル

(ア) 本法科大学院が考える「法曹に必要なマインド・スキル」の内容

本法科大学院は、法曹として必要とされる専門的知識と能力を修得することはもとより、刻々と変化する現実に応じて、修得した専門的知識と能力を活かしながら、問題を解決するために自在に智慧を発揮しゆく「創造的な法曹」を養成し、人権、民衆の幸福、社会正義、平和という普遍の価値を実現していくことを理念としている¹⁰⁹。この理念を実現するために、「人間力」（他者への思いやりをもつ豊かな人間性を備えた法曹）、「国際力」（平和に貢献する国際性を備えた法曹）、「法律力」（堅固な基盤の実力を備えた法曹）を備えた法曹を養成することを教育目標としている¹¹⁰。

これら人間力、国際力、法律力を備えた法曹は、「法曹としての使命と責任」を自覚し、「高い倫理感」を有するという2つのマインドと、「問題解決能力」、「法的知識」、「事実調査・事実認定能力」、「法的分析・推論能力」、「創造的・批判的検討能力」、「法的議論・表現・説得能力」、「コミュニケーション能力」の7つのスキルを備えた法曹のことであって、貴財団が提唱する「2つのマインド・7つのスキル」と、おおむね同じ内容と考えている。

(イ) 本法科大学院による検討・検証等

上記のマインドとスキルについては、研究科委員会で審議・検討したうえで、2012年（平成24年）1月20日付研究科委員会において「創価大学法科大学院修了者が備えるべき法曹に必要なマインドとスキル」として設定された。

その後、マインド・スキルについては、教員研修懇談会等のFD活動を通じて、認識の共通化を図っている。また、その内容の適切性については、毎年の入試内容の検討やカリキュラムの検討を通じて、入試委員会や教務委員会において、その内容が適切であるかを検証し、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシーなどで示している。また、人間力、国際力、法律力については、ホームページや入学者選抜の方針（アドミッションポリシー）などでも示しており、受験生に対しても周知されている。

なお、大学全体として、デュプロマ・ポリシー、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの3ポリシーとして整理することとなり、その際に研究科委員会において審議・検討した。

(ウ) 科目への展開

¹⁰⁹ A2 法科大学院リーフレット

¹¹⁰ A2 法科大学院リーフレット A3 法科大学院要覧2頁、法科大学院ホームページ

本法科大学院のカリキュラムは、マインドとスキルを備えた法曹（人間力、国際力、法律力を備えた法曹）を養成するために、以下のような科目への展開を行っている。

まず、1年次では、基本七法についての基本的知識の修得と体系的理解を修得することを目標とする。「法律基本科目群」のうち、公法系8単位、民事系19単位、刑事系8単位を必修科目として履修し、憲法・民法・刑法・行政法・商法・民事訴訟法・刑事訴訟法の基本七法についての基本的知識と体系的理解の修得を目指し、その学修を通じて法的思考能力を養成し、より確かな法律力を養成する（基礎科目）。また、法律実務家に不可欠な「リーガルリサーチ・ライティング」と、導入教育としての「実務法学入門」の履修並びに法曹の使命と責任である社会正義の実現とは何かを学ぶために「法哲学」を履修する。

次に、2年次では、基本的知識・体系的理解の深化と実務に即した問題解決能力の修得を目標としている。1年次で身につけた基本七法の基本的知識・体系的理解を前提に、具体的な事例・判例を題材とする演習によって実務に即した問題解決能力を修得するとともに、基本的知識と体系的理解の更なる深化を図る（応用科目）。とくに各演習科目では、理論と実務の架橋を意識した学修を行う。また、2年次以降では、「法律実務基礎科目」に配置された「要件事実・事実認定Ⅰ・Ⅱ」において、実務において不可欠となる要件事実・事実認定の基礎理論を学修する。加えて臨床科目として「エクスターンシップ」や、「ローヤリング・クリニック」などの履修によって、コミュニケーション能力の涵養等を図ることができる。

3年次では、実務的な問題解決能力の向上と幅広い法律実務の知識の修得と理解の深化を目指している。公民系、民事系、刑事系の各科目について、総合的な視点から問題点を分析し、検討することで、より実務的な問題解決能力を向上させ、司法試験合格後の司法修習との連携を視野に入れた「民事訴訟実務の基礎」、「刑事訴訟実務の基礎」、「公法実務の基礎」を学修する。また、展開・先端科目の履修によって、国際力の養成を含む幅広い法律実務の知識と理解を深め、法曹としての幅広い知見を身につけさせる。

個々の授業科目にマインドとスキルをどのように展開するかはについて、様々な方法があると思われるが、本法科大学院では、各授業科目のシラバスに、マインドとスキルを踏まえた授業概要あるいは到達目標を明示することになっている。この取り組みは、研究科委員会においても確認され、専任教員についてはおおむね意識の共有化が図られ実施されている。

イ 「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」

- (ア) 本法科大学院が設定する「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」
本法科大学院では、2011年4月以降、憲法、行政法、民法、民法財産法、

商事法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎、法曹倫理の各科目について、各科目の具体的な到達目標を示した「本法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を策定し、ポータルサイトにおいて教員・学生が閲覧することが可能な状況となっている。

(イ) 本法科大学院による検討・検証等

本法科大学院では、毎年、公法系、民事系、刑事系の各部会を通じて、その内容の検討・検証を行ったうえで、研究科委員会で審議している。現在、2022年度版がポータルサイトにアップされている。

(ウ) 科目への展開

本法科大学院における最低限修得すべき内容については、各科目の授業毎に、シラバスにおいて到達目標において示すと共に、予習教材等においても具体的な内容を示している。

(2) 法曹に必要なマインド・スキルの養成状況及び法曹養成教育の達成状況

ア 入学選抜における取り組み

本法科大学院では、入学試験要項などにおいて、法曹に必要なマインド・スキルの養成を実現するため、本法科大学院の目指す法曹像について周知し、本法科大学院が考える法曹としての使命と責任とは何かについて明らかにしている。

各日程におけるいずれの選抜試験においても、学習に対する強い意欲と生命や人権の大切さを理解し他者を思いやる豊かな人間性を有しているか（マインド部分）、優れた法曹となるための基本的資質としての基礎学力（読解力、理解力、分析力、理論的思考力、表現力）を備えているか（スキル部分）を、書類審査、小論文審査（未修者）、法律科目試験（既修者）、面接試験を通じて審査している。

イ カリキュラムにおける取り組み

(ア) マインドの養成

「法曹倫理」を必修とするとともに、選択科目の「実務法学入門」では、主として人権活動の現場で実践活動をしている弁護士やNGO関係者等によるオムニバス形式の授業を行っている。いずれも法曹としての使命感、責任感の涵養を目指している。

(イ) スキルの養成

本法科大学院では、1年次から3年次にかけて基本的なものからより高度なものへと段階的又は重疊的にスキルを養成するカリキュラムを編成している。

1年次は、法律基本科目のうち、憲法、民法、刑法、行政法、会社法、民事訴訟法、刑事訴訟法の基本七法について、主に基礎的法的知識と体系的理解の修得を目指し、その学修を通じて法的分析・推論能力を養成するカリキュラムとなっている。さらに、「リーガルリサーチ・ライティング」の授業によって、法令・判例の調査能力や文書を通じての法的議論・表現・説得能力の養成を目指している。

2年次では、1年次に身に付けた基本七法の基礎的法的知識や体系的理解を前提に、具体的な判例や事例を題材とする演習によって、実務に即した問題解決能力、事実調査・事実認定能力などの修得を目指している。また「要件事実・事実認定Ⅰ、Ⅱ」では、要件事実と事実認定の基礎を学ぶことで、これらのスキルを養成するカリキュラムになっている。

3年次では、法律基本科目及び法律実務基礎科目において、より高度な事例問題の検討を通じて、総合的な観点から問題点を分析検討し、より実務的な問題解決能力の養成を目指している。法律実務基礎科目では、実務における問題点などを批判的に検討する能力、実務では結論が出ていない問題点等について新たな解決を思索する創造的能力を養成することも目指しているとしている。また、「刑事模擬裁判」や「ローヤリング・クリニック」でのロールプレイや法律相談では、コミュニケーション能力の養成を図っている。

ウ 授業における取り組み

(ア) マインドの養成

「法曹倫理」の授業では、弁護士及び検察官経験を有する実務家教員による双方向授業によって、法曹の倫理と責任を理解し、具体的問題に直面したときに適切に対応できる応用力を養成することを目指している。

「法哲学」では、現代正義論を中心とした授業を行い、正義や公平とは何かを、具体的事例を通じて学び、法曹としての使命感、責任感の涵養を目指している。「実務法学入門」では、民事裁判のビデオを見るなど法曹の仕事の内容を具体的にイメージしてもらうほか、人権活動の現場で実践活動をしている弁護士やNGO関係者等の実務家に担当してもらい、生の現場での人権の重要性を体感し、人間性豊かな法曹の生き様を目の当たりにして、自分の将来の法曹としての生き方を考える契機となるよう目指している。

また、「ローヤリング・クリニック」では、実際の法律相談を体験することで、実務法曹としてのマインドを涵養している。

(イ) スキルの養成

本法科大学院では、小規模校であり少人数によるきめ細やか学修指導ができる利点を活かして、できる限り演習方式による授業を実施し、双方向授業を行っている。1年次では、講義中心の科目が多いものの、この数年は履修者数が少ないことから、実質的な双方向授業を実施しており、全体としては良好な教育効果を上げている。

また、2年次以降の「憲法演習Ⅰ・Ⅱ」、「行政法演習Ⅰ・Ⅱ」、「民法演習Ⅰ～Ⅳ」(2021年カリキュラム)、「商事法演習Ⅰ・Ⅱ」、「刑法演習」、「刑事訴訟法演習」、「刑事法総合」などの法律基本科目と、「民事訴訟実務の基礎」、「刑事訴訟実務の基礎」などの法律実務基礎科目は、すべて複数教員が担当する演習科目であり、判例や事例による起案課題や予習教材をあらかじめ与えて十分な予習をさせた上で、授業を実施するように工夫しており、これによって問題解決能力、事実調査・事実認定能力、法的分析・推論能力、法的議論・表現・説得能力、創造的・批判的能力を涵養することを目指している。

また、本法科大学院では、多くの演習科目において、レポート課題や自宅・即日の起案などを実施し、教員が添削をした上で返却して、学生一人一人にフォーカスをあてて、法的文書の作成能力を養成している。

さらに、臨床科目である「エクスターンシップA・B」では、実際の事件を素材に、問題解決能力、事実調査・事実認定能力、法的分析・推論能力、法的議論・表現・説得能力、創造的・批判的能力などのスキルがどのように使われるかを考える機会を提供している。

「ローヤリング・クリニック」では、ロールプレイを中心に、対面式のオーラルコミュニケーションで、事実を聞き取り、その中から法的に重要な事項や、法的な問題点等を発見する技術と解決方法を考え提示し、説得する技術を修得する。

エ 成績評価・修了認定における取り組み

成績評価・修了認定は、各授業科目においてマインド・スキルを踏まえた到達目標をシラバスで示したうえで、その到達状況を判断して行っている。

1年次から2年次、2年次から3年次にそれぞれ進級制が設けられ、これらによって留年や修了できない学生が毎年数人出ている。1年次から2年次に進級要件として共通到達度確認試験で一定の基準点以上の得点を必要としており、その到達度を判断している。

本法科大学院は、これらの過程を通じて、学生のマインドとスキルの修得状況を検証するとともに、学生も法曹となることの厳しさを自覚するきっかけにもなっている。

また、厳格な成績評価を実施するために、創価大学法科大学院履修・成績評価及び進級に関する規程第11条において、成績評価の方法を具体的に明示している。

オ 教育体制

本法科大学院では、実務家教員の専任教員比率が比較的高く、法曹実務家としてのマインドとスキルを、授業等を通じて直接肌で感じる機会が多く、また、少人数教育のもと、オフィスアワーの実施、アカデミック・アドバイザー制度などにより、教員が学生にきめ細やかに接触することが可能となっていることも、マインド・スキルの向上につながっている。

また、多くの演習科目において、研究者教員が、実務家教員と協働して授業を実施し、法理論面から学生に働き掛け、マインド・スキルを涵養していくという体制も構築された。

カ FDにおける取り組み

各系のFD活動として、本法科大学院の到達目標の策定に取り組み、引き続き検証・改定作業を継続している。

授業アンケートは、その回収率の向上のための取り組みを行っており、一定の成果を上げている。また、アンケートに対する学生の回答はかなり詳しく本音も記載されており、これに対する教員からのコメントも行っている。

キ 学習環境における取り組み

学習環境は、施設・設備の確保・整備の面も、学修支援体制の面も充実している。

ク 法曹養成教育の達成状況（修了生の進路について）

司法試験の合格者は、2017年が13名、2018年が13名、2019年が16名、2020年が16名、2021年が12名と、毎年10名以上（5年間の平均14名）の合格者を輩出しており、全法科大学院平均の半分以上の合格率は維持している。

修了年度	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
合格者数	13/67	13/61	16/65	16/47	12/39
本学の合格率	19.40%	21.31%	24.61%	34.04%	30.77%
全法科大学院 平均合格率	22.51%	24.75%	29.09%	32.68%	34.62%
	1253/5567	1189/4805	1187/4081	1072/3280	1047/3024

2016年度～2020年度の5年間の修了年度別の合格者数は、以下の表のとおりである。この5年間の修了生数の合計98名中、55名が合格しており、5年間の累計合格率は56.12%である。

修了年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
修了生数	21名	19名	28名	14名	16名
初回受験年度 (受験回数)	2017年 (5回)	2018年 (4回)	2019年 (3回)	2020年 (2回)	2021年 (1回)
合格者数	10名	12名	17名	10名	6名
合格率	47.62%	63.16%	60.71%	71.43%	37.50%

なお、2006年～2021年の司法試験（計16回）の通算累計合格率は50.33%（修了生数475名、受験者実数461名、合格者数232名）であり、通算累計合格率の順位は全国18位である¹¹¹。

なお、法科大学院生（修了生も含む）対象の公務員ガイダンスを毎年開催する等、法曹以外のキャリア指導にも力を入れており、国家公務員、地方公務員、裁判所事務官、家庭裁判所調査官等の各種試験に合格している。

（3）特に力を入れている取り組み

本法科大学院では、以下の取組みに力を入れており、文部科学省の公的支援見直し強化・加算プログラムとなっている。

ア 法学部と連携した法曹養成教育の確立

「法律力」を強化することにより、できる限り短期間での司法試験合格を実現するため本学法学部法曹コースと連携し、法曹養成一貫教育の確立を目指している。

2014年度より、法学部にGlobal Lawyers Program (GLP) が設置され、法曹を志望する学部生に向けて、入学時から法的な基礎学力をつけさせて、優秀な人材を本法科大学院に送り出すことを目的とする仕組みを設けた。

その後、2019年司法制度改革によって法学部法曹コースが制度化したことに伴って、創価大学法学部に法曹コースを設置し（名称はGLPを継承）、

¹¹¹ 別添16「文科省法科大学院特別委員会第104回配布資料 資料2-7 法科大学院別司法試験累計合格者数等（累計合格率順）」286頁

本法科大学院との間で法曹養成連携協定を締結し、文科省による認定を経たうえで、法曹養成一貫教育体制の確立に取り組んでいる。

イ 法学未修者教育の充実の取組み

本法科大学院では、法学未修者教育の充実のために、小規模法科大学院ならではのキメ細やかな教育を実施することに取り組んでいる。

具体的には、①充実した事前研修（導入教育）を実施、②少人数によるきめ細やかな指導や多様な起案課題作成と添削等を行う授業の実施、③予習教材・復習教材の提供、アカデミック・アドバイザー、チューターによる個別指導を通じて自学自修の促進を図っている。

このように、学生一人ひとりに対して、その適性に応じた形で学修上、生活上の助言と指導を行うことを通じて、学生が意欲的・効率的に学修できる体制を整え、未修者の実力向上を図っていく取組みを実施している。加えて、共通到達度確認試験を進級要件として活用するなかで、基本三法についての基礎学力の向上を目指している。

ウ 法曹養成一貫教育に携わる修了生を育成・輩出するサイクルの構築

法曹養成一貫教育に携わる修了生を育成・輩出するサイクルを構築し、法科大学院のみならず、法学部法曹コースにも展開して、法曹養成一貫教育における法学部と法科大学院の連携を強化して、司法試験の合格率の更なる向上を図っている。

具体的には、法学部法曹コースと法科大学院で学んだ学生が、法科大学院を修了後、司法試験に合格し、法科大学院ではチューターとして、主として現役生を中心に土曜補習を通じて学修支援を行い、その後、その一部は法学部法曹コースにおける法務演習科目を担当して法曹養成教育に携わり、法学部法曹コースでの教育経験をもとに法科大学院の実務家教員として法曹養成教育に携わるといったものである。

これまで、本法科大学院で学んだ学生が、法科大学院を修了後、司法試験に合格し、司法修習を終えて弁護士として稼働しながら、本法科大学院においてチューターとして、現役学生に対して土曜補習などの学修支援を行ってきたことは、本法科大学院の創設時からの伝統である。現役学生は、身近な先輩から具体的な学修指導を通じて司法試験合格への道筋を学ぶだけでなく、実務法曹としての実際の活動などを知ることができ、法曹養成のロールモデルに身近に触れることができる。他方、修了生にとっても、後輩への指導を通じて人間的成長を図るだけでなく、講師、教員などキャリアの幅を拡大することにもなると考えている。

エ 法科大学院未設置(募集停止を含む)地域出身者への学修支援

法科大学院未設置地域に在住する法曹志望者や、募集停止を決定又は予定している法科大学院在学生在を本学を受け入れ、学修支援を実施することで、法科大学院志願者の掘り起こしをするために、寮費の免除、年間100万円の給付奨学金の給付を実施していたが、2019年司法制度改革によって、法学部「法曹コース」の設置と法科大学院との連携協定によってその目的を果たすことも可能となったことから、この取り組みは前記アの法曹養成一貫教育に発展的に解消することとなった。

(4) その他

2 点検・評価

本法科大学院においては、上記1の現状において示したように、法曹に必要なマインドとスキルの内容も明確であり、法曹となるにふさわしい適性をもった人材が選抜され、マインドとスキルを養成するのにふさわしいカリキュラムと授業が実施され、成績評価、修了認定もマインドとスキルを備えたものが修了するようになされており、法曹に必要なマインドとスキルを養成する教育が適切に実施されている。とりわけ、小規模校の利点を活かしたきめ細かな教育によるマインドとスキルの涵養は、優れたものがあると考えている。

また、法曹養成教育の達成状況についても、2017年～2021年の5年間の司法試験の合格率も、全法科大学院平均合格率には若干届かない状況（2020年は平均を超えた）であるが、それに近い合格率を達成するまで改善がなされている。

3 自己評定

A

4 改善計画

■憲法分野

科目分野毎に、下記の項目ア～ケについて記載してください。全体的な内容については自己点検・評価報告書本文に記載をしてください。

<p>ア 教育内容</p>	<p>1年次の春学期「憲法Ⅰ」(人権)及び秋学期「憲法Ⅱ」(総論・統治機構論)では、法学未修者を対象に憲法の基本構造や概念の理解を中心に据え、基本的人権の基本構造、個々の人権規定の基礎的解釈、統治機構の基本的諸原理を理解させるべく、法科大学院における共通的な到達目標モデル(コア・カリキュラム)を踏まえた主要なテーマについて、満遍なく講義している。これにより、2年次での応用的な学修のための土台作りを担っている。</p> <p>2年次の春学期「憲法演習Ⅰ」及び秋学期「憲法演習Ⅱ」では、重要な憲法判例や事例問題を事案に即して検討することを通じて、判例理論や憲法学説に関する理解を深めるとともに、事案分析力・法的思考力を身につけることによって、具体的事案に含まれる憲法上の問題点を発見し、解決のために必要な判断枠組みを構築し、適切な憲法論を展開する力をつけることを目標としている。</p> <p>3年次春学期の「憲法演習Ⅲ」(2019年カリ)では、重要な憲法判例に関する基本的な理解がなされていることを前提に、具体的な事例問題の検討を通じて、判例理論や学説に関する理解を深めるとともに、それを用いて筋道だった憲法判断の枠組みを構築し、説得的に表現する能力を習得することを目標としている。</p>
<p>イ 授業の仕方</p>	<p>「憲法Ⅰ」及び「憲法Ⅱ」は、法学未修者が対象となるので、市販の定評のある教科書と判例集、及び、それに基づいて作成したレジュメを使用し、体系的に授業を進めている。そのため、教員による講義が中心となるものの、予習を励行させることにより、授業中の質疑応答の機会を多く設け、なるべく双方向・多方向の授業となるよう心掛けている。</p> <p>2年次の春学期「憲法演習Ⅰ」及び秋学期「憲法演習Ⅱ」では、基本判例について、事案を把握した上で判示内容を理解することを通して具体的事案を解決する能力を涵養するため、独自に作成・編集した判例資料集と質問項目を中心とするレジュメを配布している。各回の授業の進行としては、基礎的部分を解説した予習用動画をオンデマンド配信して</p>

	<p>予習を促し、反転授業の方法で、質疑応答形式で授業を進めることによって、双方向・多方向の授業を実現している。</p> <p>「憲法演習Ⅲ」（2019年カリ・3年次春学期。2021年カリでは2年次秋学期の「憲法演習Ⅱ」の後半部分）では、事例形式の演習問題を用いて、それまでの授業で培った事案分析力や判例・学説に関する理解を活用し、憲法上の問題点を発見し、適切な憲法論を構築し、説得的に表現することを実践的に行わせている。</p> <p>また、2年次・3年次の演習科目については、授業内容を収録した動画をオンデマンド配信し、復習に活用できるようにしている。</p>
<p>ウ 学生の理解度の確認</p>	<p>「憲法Ⅰ」及び「憲法Ⅱ」は、授業の单元ごとに、授業中に小テストとして、共通到達度確認試験（試行試験を含む）の過去問を解かせ、学生の理解度を確認（平常点に算入）している。加えて、具体的な事例問題のレポート課題（中間試験に相当）と、最終的には、学期末の定期試験（短答式問題3割・論文式問題7割の配点）により、学生の理解度を確認している。</p> <p>「憲法演習Ⅰ」「憲法演習Ⅱ」では、双方向・多方向の授業での質疑応答を通じて、また、レポートや起案を提出させ、それを評価することと、最終的には、学期末の定期試験により、学生の理解度を確認している。</p> <p>「憲法演習Ⅲ」（2019年カリ）では、具体的な事例問題の答案の添削指導によって、最終的には学期末の定期試験で学生の理解度を把握している。</p>
<p>エ 授業後のフォロー</p>	<p>「憲法Ⅰ」「憲法Ⅱ」「憲法演習Ⅰ」「憲法演習Ⅱ」「憲法演習Ⅲ」では、毎週、授業直後の1コマ分をオフィスアワーの時間として設定している。</p> <p>「憲法Ⅰ」及び「憲法Ⅱ」では、学生からの質問に時間の許す限り応じている。また、上述の小テスト（共通到達度確認試験の過去問）の採点后、正解と共に、解説（作問委員からの説明に、教員からの補足説明も付け加えたもの）を配布し、基礎知識の定着を図っている。</p> <p>「憲法演習Ⅰ」「憲法演習Ⅱ」では、適宜、レポートや起案課題を課し、添削指導を行っている外、相対的に優れたレポートや起案を参考資料として配布し、自己の答案を批判的に検討する材料を提供している。</p> <p>「憲法演習Ⅲ」（2019年カリ）では、相対的に優れた答案</p>

	<p>や司法試験合格者が過去の年次に同じ問題に取り組んだ際 の答案を配付し、自身の到達度を自己評価できるよう促して いる。</p>
オ 出席の確認	<p>いずれの科目についても、毎回、教員が教室で履修者名簿 により、厳格に学生の出欠（遅刻と早退を含む）を確認し、 出席表に記録している。</p>
カ 授業内の 特徴的・具体 的な工夫	<p>「憲法Ⅰ」及び「憲法Ⅱ」では、学説と判例法理を整理し、 それを簡潔に記した上で、基本判例の判文を抜粋した詳細な レジュメを配布している。これにより、学説と判例の共通点 と相違点を理解させるよう努めている。このレジュメと、市 販の教科書と判例集との三位一体で、基本的な学説と判例法 理を効率よく修得できるよう工夫している。</p> <p>「憲法演習Ⅰ」及び「憲法演習Ⅱ」では、オリジナルの教 材である判例資料集と授業レジュメを配布し、基礎的部分は オンデマンド配信した予習用動画で解説をした上で、反転授 業の方法で双方向での授業を行っている。</p> <p>「憲法演習Ⅲ」（2019年カリ・3年次春学期。2021年カリ では2年次秋学期の「憲法演習Ⅱ」の後半部分）では、事例 形式の演習問題を用いて、より実践的な憲法訴訟実務に繋ぐ 学修ができるよう配慮している。</p>
キ 対象学年 にふさわし い授業の工 夫	<p>法学未修者が対象である「憲法Ⅰ」及び「憲法Ⅱ」につい ては、初学者にも分かり易い懇切丁寧な授業を目指し、あく まで憲法の基本概念、基本事項、そして基本的な構造の体系 的な理解に力を入れている。また、判例を読む際の注意事項 として、判文もさることながら、特に事実関係と関連法令を 正確に読むよう指導し、基礎的な学力の滋養にも努めてい る。</p> <p>2年次の演習科目では、一応の体系的な理解がなされてい ることを前提として授業を構成しており、人権論の体系的順 序には拘らず、憲法判断として応用範囲の広い事項や判例法 理の規律密度が高い分野を先行して学習し、次第に個別性、 応用性の強い領域に移行するようにしている。その上で、重 要判例の事案と判示内容を正確に理解することに重点を置 き、そこまでの学修内容で取り組むことができる内容の司法 試験過去問も利用して、憲法論を組み立て、文章で表現する</p>

	<p>力を養っている。</p> <p>3年次の「憲法演習Ⅲ」（2019年カリ。2021年カリではⅡ年次秋学期の「憲法演習Ⅱ」の後半）では、事例形式の演習問題を用いて、それまでの授業で培った事案分析力や判例・学説に関する理解を活用し、憲法上の問題点を発見し、適切な憲法論を構築し、説得的に表現することを実践的に行わせている。</p>
<p>ク 到達目標との関係</p>	<p>「憲法Ⅰ」及び「憲法Ⅱ」の授業では、毎回、法科大学院における共通的な到達目標モデル（コア・カリキュラム）に従いシラバスに記載した单元ごとの到達目標を確認した上で、授業に臨ませている。さらに、それを踏まえて本法科大学院で独自に作成した到達目標一覧（論点表）も配布し、これを活用して満遍なく復習するよう推奨している。</p> <p>「憲法演習Ⅰ」及び「憲法演習Ⅱ」では、判例理論や憲法学説に関する理解を深めるとともに、事案分析力・法的思考力を身につけることによって、具体的事例に含まれる憲法上の問題点を発見し、解決のために必要な判断枠組みを構築し、適切な憲法論を展開する基礎的な力をつけることを到達目標としている。</p> <p>3年次の「憲法演習Ⅲ」では、具体的事例に含まれる憲法上の争点について、重要な憲法判例、学説の理解を踏まえた憲法論を展開し、適切妥当な憲法判断を行うことができるようになること。そして、それを正確かつ説得力のある文章で表現できるようになることを到達目標としている。</p>
<p>ケ その他</p>	<p>「憲法Ⅰ」及び「憲法Ⅱ」では、オフィスアワーで出た質問について、その問題意識を他の学生も共有できるよう、大学ポータルサイトの授業掲示板で紹介する（解説を含む）ようにしている。また、次年度の入学予定者に対し事前研修（入試合格発表後の10月から3月の間に3回）を実施することで、入学後の授業で躓かないよう配慮している。</p> <p>「憲法演習Ⅰ」及び「憲法演習Ⅱ」では、学習対象とした判例に関わる短答式問題（司法試験過去問）を解説を付して、自学自習用教材として配布し、復習の際に取り組むよう指示している。また、「重要判例確認問題」として、学習した重要判例のうち、特に正確な理解と知識の定着が望まれる事項について、簡潔な説明を求める課題を課し、添削して返却している。これらの教材や課題を通じて、基礎知識の定着を図っている。</p>

■行政法分野

科目分野毎に、下記の項目ア～ケについて記載してください。全体的な内容については自己点検・評価報告書本文に記載をしてください。

<p>ア 教育内容</p>	<p>①2021 年度カリキュラム</p> <p>1 年次秋学期の「行政法」では、行政過程の全体像をとらえるための法概念と法制度（行政処分、行政立法、行政契約、行政指導、行政調査、行政計画、義務履行確保など）の理解、並びに行政過程から生じた紛争をその具体的事案に即して解決する能力の涵養の前提となる法概念と法制度（行政裁量、行政手続、国家賠償、損失補償、抗告訴訟における処分性、原告適格、訴えの利益、抗告訴訟以外の行政訴訟等）の理解の修得を目的としている。</p> <p>2 年次春学期の「行政法演習Ⅰ」では、主として最高裁判例（ケース）の検討を通じて、事実を読み解き、その具体的事実から法的分析・法的推論を行い、法的救済手段を見出し、個別行政法の解釈とその運用能力を培い、行政法に関する問題解決能力の基礎を養成する。</p> <p>2 年次秋学期の「行政法演習Ⅱ」では、具体的な事例問題の検討を通じて、上記の問題解決能力の向上を目指している。</p> <p>3 年次春学期の「公法実務の基礎 A・B」では、具体的な事例問題の検討を通じて、上記の問題解決能力の向上を目指す。加えて、行政実務の運用を踏まえつつ、その批判的能力を培い、あるべき行政活動の姿を模索するなど創造的能力を養成する。</p> <p>②2019 年度カリキュラム</p> <p>3 年次春学期の「行政法演習Ⅱ」では、具体的な事例問題の検討を通じて、事実を読み解き、その具体的事実から法的分析・法的推論を行い、法的救済手段を見出し、個別行政法の解釈とその運用能力を培い、行政法に関する問題解決能力の向上を目指している。</p> <p>3 年次秋学期の「公法実務の基礎」では、具体的な事例問題の検討を通じて、上記の問題解決能力の向上を目指す。加えて、行政実務の運用を踏まえつつ、その批判的能力を培い、あるべき行政活動の姿を模索するなど創造的能力を養成する。</p>
<p>イ 授業の仕方</p>	<p>「行政法」は、予めレジュメを配布して予習に役立て、授業は講義中心に実施しているが、適宜学生に質問を行って</p>

	<p>る。</p> <p>「行政法演習Ⅰ」及び「行政法演習Ⅱ」は、コアカリとの関係を示した予習教材をポータルサイトにアップして予習に役立て、授業では個別行政法の仕組みをフローチャート方式で示しつつ、法的問題点を、双方向授業によって理解を深めている。</p> <p>「公法実務の基礎」（公法実務の基礎 A・B も含む）では、起案課題を作成したことを前提に、当該事例の事実関係の解明、個別行政法の仕組みの分析、法的問題点の抽出と解決策を、双方向で検討する授業となっている。</p>
ウ 学生の理解度の確認	<p>「行政法」では、小テスト等で理解度を確認しており、「行政法演習Ⅰ・Ⅱ」などの演習授業においては、学生との双方向の問答によって理解度を確認するほか、起案やレポート作成を通じて理解を確認している。「行政法」、「行政法演習Ⅰ」、「行政法演習Ⅱ」、「公法実務の基礎（A・B も含む）」については、最終的には定期試験もしくは即日起案によって学生の理解度を確認している。</p>
エ 授業後のフォロー	<p>授業終了後の質疑応答やオフィスアワーで対応している。定期試験答案はもとより、起案課題についても採点・添削をして返却するほか、解説・講評を配布している。</p>
オ 出席の確認	<p>毎回の授業で教員が出席を確認している。</p>
カ 授業内の特徴的・具体的な工夫	<p>授業に先立って予習教材をポータルサイトにアップして、基本事項や関係する判例等の予習を促している。授業では、関係する個別行政法のフローチャートを示して問題となる行政過程を理解させることを重視している。そのうえで、救済手段の選択と行政活動の違法性の検討を行い、行政法全体の問題解決能力を養成することを目指している。</p>
キ 対象学年にふさわしい授業の工夫	<p>1年次秋学期の「行政法」では、講義を主体に、行政過程の全体像を捉えるための法概念と法制度を体系的に理解させることに力を入れている。2年次春学期以降の「行政法演習Ⅰ」では判例を題材に、2年次秋学期の「行政法演習Ⅱ」では具体的な事例を題材に、それぞれ問題解決能力の基礎力を要請し、その向上を図っている。</p>
ク 到達目標との関係	<p>授業で扱う内容については、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」（到達目標）を踏まえたものになっている。予習教材等では関係する到達目標の項目を示し、そのことを強く意識させている。</p>
ケ その他	<p>とくになし。</p>

■民法分野

科目分野毎に、下記の項目ア～ケについて記載してください。全体的な内容については自己点検・評価報告書本文に記載をしてください。

<p>ア 教育内容</p>	<p>1年次春学期では講義科目として、民法Ⅰ（民法総則）、民法Ⅱ（物権法）、民法Ⅲ（家族法）、秋学期では民法Ⅳ（債権総論）、民法Ⅴ（契約法）、民法Ⅵ（法定債権）を配置している。2年次は演習科目として民法演習Ⅰ（判例演習）、民法演習Ⅱ（判例演習）を配置する。3年次は民法演習Ⅲ・Ⅳとして講義及び事例演習を行っている。</p>
<p>イ 授業の仕方</p>	<p>講義科目においては、予習レジュメを配付し予習しておくべき要件効果、条文等の知識や判例等を指示している。そうした予習指示に基づいて、適宜学生に発言を求めたり、時には学生同士に議論をさせたりしながら講義を行っている。</p> <p>演習科目においては、2年次の判例演習は予習範囲として指定された判例について学生に発言を求め、それを基礎として教員がさらに問題提起をし、意見を求め、適宜解説を行うなど双方向の議論を行っている。また、簡単な事例問題のレポート作成や短答式課題を課している。3年次は、起案問題やその周辺の内容について講義を行い、1、2年次の知識の再確認をさせ、その後、難易度、問題文の長さともに司法試験レベルの事例問題を出題し、授業に先立ち時間内に起案をさせ、その更なる検討を予習課題によって学生に求める。授業ではそれらの課題を通じて双方向あるいは多方向の検討を行っている。</p>
<p>ウ 学生の理解度の確認</p>	<p>講義科目においては、予習レジュメに記載した問題点を、授業において確認しながら講義を進めている。また、短答式の小テストを行い、知識の定着の確認を行っている。</p> <p>2年次以降の演習科目においては、判例の考え方の確認や2年次は適宜課されるレポート課題及び短答式課題、3年次は2回に1回課される即日起案により、さらに授業においては、できる限り学生に発言を求め、双方向、多方向の議論を行いながら、学生の理解度の確認を行っている。</p>

エ 授業後のフォロー	<p>講義科目では、短答式の小テストのやチューターによる土曜補補習を通じて、フォローが可能となっている。</p> <p>演習科目においては、授業での理解が難しかったと思われる点について適宜復習教材をポータルサイトにアップするなどしている。</p> <p>また、いずれの授業においても、教員が適宜オフィスアワーの時間を対面またはオンラインで設定し、学生からの質問に対応している。</p>
オ 出席の確認	<p>いずれの授業においても、毎回の授業で出欠表により教員が出欠席を確認している。</p>
カ 授業内の特徴的・具体的な工夫	<p>特に映像等を利用することはないが、板書や説明の仕方においては、各教員が分かりやすいよう工夫を行っている。</p>
キ 対象学年にふさわしい授業の工夫	<p>1年次の講義科目においては、条文の確認、要件・効果などの基本的知識の確認、学説の考え方の理解、基本的な判例の理解・定着等を中心としている。</p> <p>2年次の演習では判例のより深い理解ができるようにするとともに、簡単な事例問題に取り組み、基本的な文章作成能力を修得できるようにしている。3年次はそれまでの学修を踏まえて、難易度の高い課題を課すことにより、より深い理解と文章作成能力を修得できるようにしている。</p>
ク 到達目標との関係	<p>本学独自に作成した「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえて、各授業のシラバスが作成されている。特に民法はその扱う範囲が広く膨大であるため、授業の都度にレジュメや授業での口頭の説明により、学生に自学自習に委ねる部分は適切に伝えられている。</p>
ケ その他	

■商法分野

科目分野毎に、下記の項目ア～ケについて記載してください。全体的な内容については自己点検・評価報告書本文に記載をしてください。

ア 教育内容	<p>【2020 年度以前の旧カリキュラムの科目】</p> <p>1 年次秋学期の「商事法Ⅰ」は、会社法の総論、設立、株式、機関、計算、資金調達、企業買収、組織再編に関する法概念や各種制度の制度趣旨を修得し、会社法の主要な条文や会社法の重要判例の体系的理解を目的としている。重要な条文や判例を確実に修得する事がこの科目の特性である。4 単位科目 30 回の授業を通して、会社法のアウトラインを修得して、「商事法演習Ⅰ」と「商事法演習Ⅱ」の授業へスムーズに移行できる基本的法的知識とその使用方法の基礎的理解の涵養を心掛けている。</p> <p>2 年次春学期の「商事法Ⅱ」は、商法総則・商行為法・手形法・小切手法に関する重要条文や重要判例の修得を目的とする。</p> <p>2 年次秋学期の「商事法演習Ⅰ」は、「商事法Ⅰ」で修得した会社法の法概念や法解釈について事例問題を通して、さらに理解を深めるための科目である。会社法に関する事件や事例の平面的な理解から立体的理解、制度間の関係性の修得を目的としている。特に、会社法判例百選（第 3 版）の重要判例の修得に力点を置き、事例問題も同百選の理解を深めることができる事例問題を取り上げている。</p> <p>3 年次春学期の「商事法演習Ⅱ」は、「商事法演習Ⅰ」よりも難易度が高い事例問題を通して、会社法の重要条文や判例の理解のブラッシュアップをするための科目である。事例問題では多くの論点を散りばめそれらを適切に整理し、論理矛盾のない論理構成や質の高い表現力を身につけることを目的としている。</p> <p>【2021 年度以降の新カリキュラムの科目】</p> <p>1 年次春学期の「商事法Ⅰ」は、会社法の総論、設立、株式、機関に関する法概念や各種制度の制度趣旨を修得し、会社法の主要な条文や会社法の重要判例の体系的理解を目的としている。重要な条文や判例を確実に修得する事がこの科目の特性である。</p> <p>2 年次春学期の「商事法演習Ⅰ」は、重要な判例の学習</p>
--------	--

	<p>を中心に学習する。教材はLaw Practice〔第4版〕と会社法判例百選第3版・第4版を使用する。自宅起案、グループディスカッション及び即日起案を行い、会社法の基礎的法的知識や応用的法的知識を駆使して法的分析・推論を行い、問題解決の方途を示す。</p> <p>1年次秋学期の「商事法Ⅱ」は、企業組織法としての会社法は、現代における会社の仕組みを理解する上で最も基本的な法律であり、また、重要な法律である。本講では、「商事法Ⅰ」と同様、会社法の基本的かつ重要なアウトラインについて解説する。また、本稿では、企業取引法としての商法総則・商行為法・手形小切手法に関する基本的論点にも触れる。</p> <p>2年次秋学期の「商事法演習Ⅱ」は、1年次の「商事法Ⅰ・Ⅱ」で身に着けた会社法の基本的知識や検討能力を向上させ、さらに「商事法演習Ⅰ」で培った会社法の重要判例及び重要事例に対する理解を定着させるための講座である。</p>
<p>イ 授業の仕方</p>	<p>※双方向・多方向の議論をする、学生答案を素材とした導をするなど考える 機会を設けているか、その他授業の仕方についての工夫、等</p> <p>【2020年度以前の旧カリキュラムの科目】</p> <p>1年次秋学期の「商事法Ⅰ」では、各回授業の教科書の予習範囲を指定し、その読了と事前に配布した各回レジメの読了を前提として、予習復習問題を毎回提示している。同問題は、基本的な条文や判例を理解するための比較的簡単な事例問題である。各回の教科書の予習範囲、条文、重要判例を取り上げ、基本的な問題について質問を発しながら、基本的な法概念や制度趣旨を確認した後に、予習復習問題を通して、質疑応答をしながらそれらの理解の定着を図る双方向授業を目指している。</p> <p>2年次春学期の「商事法Ⅱ」では、全8回の各回レジメを教材として、副教材として商法（総則・商行為）判例百選（第5版）及び手形小切手判例百選（第7版）の主要な重要判例を取り上げて、重要な条文の理解を深めている。適宜質問を発して解答を求めている。また、司法試験や予備試験の択一問題も取り上げ、正誤の理由付けを討論の中で導くよう双方向の授業を実施している。</p> <p>2年次秋学期の「商事法演習Ⅰ」では、自宅起案8回</p>

及び即日起案 2 回を実施して起案を提出させ、採点・添削して授業時間に返却し、授業においてそれら起案の法的論点について、双方向・多方向の議論を通して、起案の法的論点の理解を深めるようにしている。

3 年次春学期の「商事法演習Ⅱ」では、7 回の即日起案を隔週に行い、採点添削した起案を授業時に返却している。即日起案を中心に、多くの論点がある事例問題に対して、限られた時間内に、法的論点を整理し、的確な文章を書けるよう指導している。授業時には、起案後学生が論点について研究したものを持ち寄り双方向・多方向の議論をしている。

【2021 年度以降の新カリキュラムの科目】

1 年次春学期の「商事法Ⅰ」については、各回授業の教科書の予習範囲を指定し、その読了と事前に配布した各回レジメの読了を前提として、予習復習問題を毎回提示している。同問題は、基本的な条文や判例を理解するための比較的簡単な事例問題である。各回の教科書の予習範囲、条文、重要判例を取り上げ、基本的な問題について質問を発しながら、基本的な法概念や制度趣旨を確認した後に、予習復習問題を通して、質疑応答をしながらそれらの理解の定着を図る双方向授業を目指している。

2 年次春学期の「商事法演習Ⅰ」は、『Law Practice 商法（第 4 版）』の問題を教材にして、質疑応答による双方向の授業を行う。簡単なレポート提出 13 回及び即日起案 2 回を実施。授業においてそれらレポートや起案の法的論点について、双方向・多方向の議論を通して、起案の法的論点の理解を深める。

1 年次秋学期の「商事法Ⅱ」は、春学期の「商事法Ⅰ」と同様、指定された教科書の範囲の読了、各回レジメに目を通して、会社法の部分では毎回予習復習問題を事前に解いて提出し、授業において討議する。

2 年次秋学期の「商事法演習Ⅱ」は、事前に提示した問題について、授業前に答案構成をして授業においてグループディスカッションを実施。問題点について全体で最後に話し合う。即日起案は 7 回実施。添削採点して授業で討議する。

<p>ウ 学生の理解度の確認</p>	<p>※課題・レポート・小テスト・起案等による学生の理解度確認をしているか等。</p> <p>【2020年度以前の旧カリキュラムの科目】</p> <p>1年次秋学期の「商事法Ⅰ」では、毎回、予習復習問題解いてくるよう課題を出し、解答をレポートとして提出している。中間テストを1回実施し、採点し添削後返却している。授業時の解答内容、レポートの出来具合、中間テスト定期試験によって学生の理解度の確認をしている。</p> <p>2年次春学期の「商事法Ⅱ」では、課題・レポート・小テストなどは実施していない。授業時の学生との質疑応答の内容や定期試験を通して学生の理解度を確認している。</p> <p>2年次秋学期の「商事法演習Ⅰ」では、8回の自宅起案2回の即日起案を課し提出させ、採点し添削後授業時に返している。自宅起案や即日起案の採点、授業時の討論の内容や定期試験の採点を通して学生の理解度を確認している。</p> <p>3年次春学期の「商事法演習Ⅱ」では、7回の即日起案課し提出させ、採点し添削後授業時に返却している。7回即日起案の採点、授業時の討論の内容、定期試験の採点をして学生の理解度を確認している。</p> <p>【2021年度以降の新カリキュラムの科目】</p> <p>1年次春学期の「商事法Ⅰ」では、毎回、予習復習問題解いてくるよう課題を出し、解答をレポートとして提出している。中間テストを1回実施し、採点し添削後返却している。授業時の解答内容、レポートの出来具合、中間テスト定期試験によって学生の理解度の確認をしている。</p> <p>2年次春学期の「商事法演習Ⅰ」では、授業における学の発言内容、2回の即日起案及び定期試験を評価添削することで学生の理解度を確認している。</p> <p>2年次秋学期の「商事法演習Ⅱ」では、授業での学生の答え、7回の即日起案の評価添削及び定期試験の採点をして学生の理解度を確認している。</p>
<p>エ 授業後のフォロー</p>	<p>※授業後の質問対応，提出されたレポート等の添削指導など，授業の効果を高める取り組み等。</p> <p>2020年度以前の旧カリキュラムの科目及び2021年度以降の新カリキュラムの科目について、授業終了後15分から30分程度の質疑応答やオフィスアワーで質問を受けるようにしている。定期試験問題はもとより、起案課題</p>

	<p>について採点・添削をして返却するほか、起案問題の解説、定期試験の解説・採点基準を配布している。また、学生の優秀答案を参考答案としてポータルサイトにアップしている。</p>
オ 出席の確認	<p>※授業時に学生の出席を把握・確認をしているか等。 毎回の授業において、教員が出欠席を確認している。</p>
カ 授業内の特徴的・具体的な工夫	<p>※映像等を利用し分かりやすい工夫をしているなど授業に特徴的な取り組みや工夫をしている等。 「商事法Ⅰ」、「商事法Ⅱ」、「商事法演習Ⅰ」及び「商事法演習Ⅱ」において、ポータルサイトに、予習復習問題や自宅案をアップし、問題に関連する判例や研究論文等を授業前アップして、判例や論文の予習を促して、授業での討論の内容を充実させている。</p>
キ 対象学年にふさわしい授業の工夫	<p>※授業のレベル設定が、対象学年にふさわしいものとなっているか等。 「商事法Ⅰ」及び「商事法Ⅱ」では、会社法の体系的理解を促す意味から、教科書と重要判例で使用されている法概念や法制度を理解するインプットを中心に授業を行っている。 「商事法演習Ⅰ」では、問題発見・問題解決能力を養成するため、重要判例の解釈・射程範囲を正確に理解することに重点を置き、アウトプットについても意識した授業内容にしている。 「商事法演習Ⅱ」では、問題発見・解決能力をさらに向上させるため、判例理論をさらに深化させ、判例のない法的論点についても応用ができるよう指導し、アウトプットを通して文章表現力を養成し、授業での討論や添削を通して指導している。</p>

ク 到達目標との関係	<p>※授業計画・準備及び実施が「法科大学院の学生が最低限得すべき内容」を踏まえたものとなっているか、自学自修委ねる部分の選択、伝え方、自学自修を支援するための体等。</p> <p>各授業で扱う内容については、「法科大学院の学生が最低限得すべき内容」や到達目標（コアカリキュラム）を踏まえたものになっている。予習教材等では関係する到達目標項目を示し、そのことを強く意識させている。</p>
ケ その他	<p>※授業準備として工夫していること等。</p> <p>「商事法演習Ⅰ」及び「商事法演習Ⅱ」の授業は複数の教員が担当しているので、春学期及び秋学期の始まる前に、共通の教材（自宅起案問題、即日起案問題など）の検討会を行って、学習する法的論点を明確にしてから授業を開始している。</p> <p>定期試験問題についても、共通の試験問題にするため、その作成についてお互いの意見交換をして試験問題を確定させて出題している。採点については、採点基準を協働で作成してから採点をしている。また、定期試験後、学生に配布する定期試験問題の解説についても、協働して作成したものになっている。</p> <p>共通教材と共通試験は、学生間の成績評価の公平性を担保するための作業であり、クラス担当教員についても、教員がローテーションをして、学生の不満が出ないように工夫している。</p>

■民事訴訟法分野

科目分野毎に、下記の項目ア～ケについて記載してください。全体的な内容については自己点検・評価報告書本文に記載をしてください。

ア 教育内容	<p>※教育内容の概要，科目の特性や教育目標に応じた工夫， 必修科目として、1年次春学期に「民事訴訟法Ⅰ」、1年次秋学期に「民事訴訟法Ⅱ」（2021カリキュラム）を、2年次春学期に「民事訴訟法Ⅱ」（2019カリキュラム）を配置している。「民事訴訟法Ⅰ」及び「民事訴訟法Ⅱ」（2021カリキュラム）は、初学者である法学未修者を対象としたもので、第一審判決手続を中心に上訴・再審まで、民事訴訟手続の概要と民事訴訟の基本構造、基本原理とその基本的思考方法を正確に理解することを目的としたものである。民事訴訟は手続であることから、まずはその流れを、次にその基本構造を理解し、両者を意識しながら基礎理論を学ぶ。「民事訴訟法Ⅱ」では、さらに、複雑訴訟の基本的知識をも修得する。第一審判決手続と上訴・再審についての理解が十分でない学生に対しては、複雑訴訟を題材として、再確認、再修得の上、複雑訴訟の基礎理論の確実な理解を図る。</p> <p>次に、2年次春学期に「民事訴訟法演習Ⅰ」、2年次秋学期に「民事訴訟法演習Ⅱ」を（2021カリキュラム）、2年次秋学期に「民事訴訟法演習Ⅰ」、3年次春学期に「民事訴訟法演習Ⅱ」を（2019カリキュラム）配置している。「民事訴訟法演習Ⅰ」では、民事訴訟法に関する基礎的知識、基本的理解をすでに修得していることを前提として、基本判例及び最新の重要判例を題材に、学説の展開を踏まえ、事実認定能力、法的分析能力、創造的・批判的検討能力を養う。授業は、研究者教員と実務家教員とが共に担当し、理論と実務両視点を意識しつつ、双方向で質疑応答、議論を行い、法的議論・表現能力も学ぶ。「民事訴訟法演習Ⅱ」では、事例演習を行う。重要判例を踏まえた事例について、限られた時間の中で、分析、検討し、正確な法的知識に基づき、説得力ある論述をする能力を養う。授業は、研究者教員と実務家教員とが共に担当し、法的知識の確認・定着、法的分析・論理構成の検討を行う。具体的問題について、判例、学説を分析、検討し、説得力ある議論を展開し、法曹として紛争解決にあたる能力を身につけることを到達目標とする。</p>
--------	---

<p>イ 授業の仕方</p>	<p>※双方向・多方向の議論をする，学生の答案を素材とした導をするなど考える 機会を設けているか，その他授業の仕方についての工夫，等 1年次の「民事訴訟法Ⅰ」及び「民事訴訟法Ⅱ」は，初学者である法学未修者を対象とするため，授業は講義形式で教員の解説を主とするが，予め提示し予習を促したレジユメの設問を基に，その解答の前提となる基礎的事項を質疑応答の形式で確認しながら進めることにより，基本的思考方法を養っている。レジユメの設問は判例等を踏まえており，次の演習への架け橋となる。「民事訴訟法演習Ⅰ」は，毎回の授業で多数の判例を扱うので，春休み中に全レジユメを提示し，予習を促している。ケースにつき，学生が解答をし，質疑応答のうえ，教員が解説を補足するといった双方向の授業であるが，授業三回終了毎に，簡易記述式のレポートを提出させ，成績の資料としているので，制度趣旨，要件，効果といった基礎的事項と判例，学説の理論を如何に組み立てて論ずるかを意識しながら授業に臨むようになっている。「民事訴訟法演習Ⅱ」では，事例問題を解くあたり確認すべき基本的事項，判例法理，学説等を予めレジユメに示し，授業では学生に説明を求め，質疑応答，教員の説明により，正確な理解，分析，検討のうえ，論じられるよう導いている。</p>
<p>ウ 学生の理解度の確認</p>	<p>※課題・レポート・小テスト・起案等による学生の理解度の認をしているか等。 「民事訴訟法Ⅰ」及び「民事訴訟法Ⅱ」では，授業終了毎に短答式問題を課し，基本的知識の修得度を確認している。演習科目では，レポート，即日起案等を課し，学生の理解度を確認している。</p>
<p>エ 授業後のフォロー</p>	<p>※授業後の質問対応，提出されたレポート等の添削指導など。授業の効果を高める取り組み等。 各科目で授業中ないし授業直後に質問時間を設けるなどしており，共有すべき質問事項については，補充レジユメとしてポータルサイトに適宜載せている。また，復習後に質問が生じたときは，メールでの質問，またはオフィスアワーを利用する等して，学生へのフォローを実施している。短答式問題については正誤を確認のうえ，授業でフォローする。レポート，即日起案については添削のうえ，参考答案を配布，解説をしている。</p>

オ 出席の確認	<p>※授業時に学生の出席を把握・確認をしているか等。</p> <p>各科目において、出席簿により毎回教員が出席状況の確認を行っている。比較的 student 数が多い授業においては、点呼によることもある。また、多くは双方向の授業であるので、質疑応答等のチェックの際にも確認がなされている。</p>
カ 授業内の特徴的・具体的な工夫	<p>※映像等を利用し分かりやすい工夫をしているなど授業時特徴的な取り組みや工夫をしている等。</p> <p>授業方法は、各教員に委ねられており、事実関係、理論等を図式化したプリントの配布、パワー・ポイントの使用、板書等、各教員が様々な工夫を施している。</p>
キ 対象学年にふさわしい授業の工夫	<p>※授業のレベル設定が、対象学年にふさわしいものとなっているか等。</p> <p>1年次の「民事訴訟法Ⅰ」及び「民事訴訟法Ⅱ」は、法学未修者を対象とする授業であることから、手続の概要及び基礎理論の正確な理解を第一としている。次に続く2年次に配置している「民事訴訟法演習Ⅰ」では、基礎的知識の修得と理解を前提として、判例、学説の理論を学ぶ。そして、2年次秋学期（2021カリキュラム）、3年次春学期（2019カリキュラム）に配置している「民事訴訟法演習Ⅱ」では、事例を的確に分析し、判例、学説を踏まえて検討し、論ずる能力、法曹としての問題解決能力の修得を目指している。このように、民事訴訟法教育は、民事訴訟理論の基礎から応用、発展まで、繰り返し定着を図りつつ修得して行く有機的構成となっている。</p>
ク 到達目標との関係	<p>※授業計画・準備及び実施が「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を</p> <p>踏まえたものとなっているか、自学自修に委ねる部分の扱、伝え方、自学自修を支援するための体制等。</p> <p>民事訴訟法の授業においては、予め提示する各授業のレジュメに「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえた当該授業の目的を示し、また、自学自修に委ねる部分についても選択し、その旨明確にすることで自学自修を支援する体制をとっている。また、学習方法についての相談もオフィスアワー等の活用により行われている。</p>

ケ その他	<p>※授業準備として工夫していること等。</p> <p>創価大学独自の教育システムである「学習支援ポータルサイト」を利用してレジュメ、予習課題、復習項目、確認事項、前年度の試験問題などを掲示して学生の自修支援を図っている。また、成績不良者へのアドバイス等の学修支援を行っている。</p>
-------	--

■刑法分野

科目分野毎に、下記の項目ア～ケについて記載してください。全体的な内容については自己点検・評価報告書本文に記載をしてください。

<p>ア 教育内容</p>	<p>※教育内容の概要，科目の特性や教育目標に応じた工夫， 1年次春学期（法学未修者対象）に「刑法Ⅰ」（刑法総論、講義科目週1コマ、2020年度以降カリキュラム）、 秋学期に「刑法Ⅱ」（刑法各論、講義科目週1コマ、 2020年度以降カリキュラム）を開講し、受講生に対して 刑法総論・各論の両分野における基礎知識と法的思考の 能力を身につけさせるための授業を展開している。 「刑法Ⅰ」及び「刑法Ⅱ」は講義科目であるが、可能な限り 講義時間内において双方向多方向の議論ができる場を 設け、理論的・実務的双方の視点から重要な問題に対して 検討を行っている。 2年次（法学未修者2年次、法学既修者1年次）は、春 学期に「刑法演習」（刑法総論及び各論に関する事例検 討、週1コマ）を開講し、総合的・発展的な内容の授 業、主に事例問題の検討を通して、刑法総論・各論にお ける理論的な思考方法・知識の定着を図っている。 3年次（法学未修者3年次、法学既修者2年次）は、秋 セメスターに「刑事法総合」（刑法総論・各論の総合問 題及び刑事訴訟法の総合問題）を開講し、2年次の「刑 法演習」と同様の形式で授業を行っている。「刑事法総 合」では、これまでに修得した刑法上の知識や理解を確 認するとともに、さらに複合・発展的な事案についても 解決できる能力を向上させることを目的としている。</p>
<p>イ 授業の仕方</p>	<p>※双方向・多方向の議論をするなど考える機会を設けてい か，その他授業の仕方についての工夫，等。 「刑法Ⅰ」及び「刑法Ⅱ」は、事前に毎回の授業テーマ 及びコアカリキュラムに沿った予習課題を出題し、ポー タルサイトの「授業教材」内にアップしている。受講生 に対しては、予め予習課題を解いて授業に臨むように指 示し、授業では予習課題の内容について解説を加えた 「授業内レジュメ」を配布した上で、予習課題の内容に 関する「質疑応答」の形式を取り入れつつ、双方向の授 業を意識した授業を展開している。また、学習した内容 をフィードバックするために、TKCローライブラリー の提供する教育研究支援システムを活用し、毎回の授業</p>

	<p>のテーマに関する新司法試験の短答式問題を復習用課題として出題し、解答した回数に応じて日常点を付与している。</p> <p>「刑法演習」及び「刑事法総合」においては、学生に対し、毎回の授業のテーマが論点となっている事例問題を題材としたレポート課題が出題され、受講生は、予めそれを起案し提出した上で授業に臨んでいる。担当教員は提出されたレポートに対し丁寧な添削を行った上で、授業開始前にポータルサイトやメール等で添削レポートを返却し、受講生のレポート内容を前提としたソクラテスメソッドによる解説・検討の授業進行が行われている。また、出題した事例問題に関連した数件の重要判例を指定することによって、学習した内容のフィードバックを行っている。両演習科目の担当教員は受講生全員が発言できるように、刑法の問題点に関する様々な質問を受講生に行っている。両演習科目は、毎週事例問題を出題し、それをレポート課題として出題し、担当教員がそれに対して丁寧な添削を行う等しながら、起案作成能力を向上するための工夫を行っている。また、2年次の「刑法演習」においては、授業で検討した論点が題材となっている司法試験短答式問題を復習課題として出題し、自学自修を促している。</p>
<p>ウ 学生の理解度の確認</p>	<p>※課題・レポート・小テスト・起案等による学生の理解度の認をしているか等。</p> <p>全科目において、授業内の質疑や自宅起案において、学生の知識修得・理解の確認を行っている（自宅起案の出題回数については後述を参照）。また、学生において授業内容に関して疑問が残った点については授業後の質問（各担当教員は、後述エに記載されているオフィスアワーを授業外の時間帯に設けて対応している。また、授業直後は当然、それ以外の時間帯の質問やメールによる質問にも応じる等している）を促し、それらを通じて、学生側の理解度や疑問点の確認を図っている。</p> <p>1年次の講義科目である「刑法Ⅰ」「刑法Ⅱ」においては、各学期に2回、事例問題を起案するレポート課題を出題し、教員により丁寧な添削を行い、添削答案の返却・解説を行うことによって学生の理解度を確認している。また、復習課題として出題している短答式問題の解</p>

	<p>答時間や正答率を見ながら、学生の理解度を確認している。</p> <p>2年次、3年次の演習科目である「刑法演習」「刑事法総合」においては、毎回の授業において事例問題を起案するレポート課題が出題されており、担当教員が毎回レポートを丁寧に添削しながら、学生の理解度を確認している。また、両科目は司法試験に対応できる能力の確認のため、各学期に2～3回程度、新司法試験の事例問題を出題し、2時間の時間制限を設け自宅起案を実施させる課題を提出している。それに対しても、担当教員が丁寧な添削を行いながら、新司法試験に対応できる法的理解力・事案分析能力・答案作成能力があるかの確認を行っている。</p>
<p>エ 授業後のフォロー</p>	<p>※授業後の質問対応，提出されたレポート等の添削指導など、授業の効果を高める 取り組み等。</p> <p>全授業の担当教員全員が、授業に関する質問のある学生に対して、授業外のオフィスアワーやメールで質問の対応を行っている。これらの質問は、個々の質問者に対して回答するのはもちろん、必要に応じて、次の授業の際にクラス全体に対して回答や補足説明を行うこともある。</p> <p>「刑法Ⅰ」「刑法Ⅱ」「刑法演習」「刑事法総合」の全授業において、授業内で出題したレポート課題に対して、担当教員が丁寧な添削を行い、答案にコメントを加えることで適切な理解に至るように修正を図っている。また、学期末試験では、成績評価開示後、添削済みの学期末試験答案と共に、学期末試験の配点や解説を含めた講評を受講生に配布し、授業全体の復習として有用となるような工夫を行なっている。</p>
<p>オ 出席の確認</p>	<p>※授業時に学生の出席を把握・確認をしているか等。</p> <p>毎回の授業の冒頭において、教員が受講生名簿に出席者をチェックしている。少人数クラスでもあり、授業内の発言も受講生名簿にチェックを入れる等していることから、遅刻の確認も容易に行うことが可能である。</p>

<p>カ 授業内の特 徴的・具体的な 工夫</p>	<p>※映像等を利用し分かりやすい工夫をしているなど授業時特徴的な取り組みや工夫をしている等。</p> <p>「刑法Ⅰ」、「刑法Ⅱ」、「刑法演習」、「刑事法総合」のいずれの科目においてもシラバスが作成されており、各回において検討する項目が事前に指示されている。</p> <p>「刑法Ⅰ」及び「刑法Ⅱ」では、各回のテーマにおいて「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容（コアカリキュラム）」に従った到達目標を示し、それを修得するための問題を予習課題として出題し、ポータルサイトにアップしている。予習課題の内容は授業内で質疑応答による検討・解説を行うが、授業内で十分消化できないことを想定し、予習課題の解答を記載したレジュメを授業内で配布し、授業終了後にはポータルサイトの授業教材としてアップしている。また、授業内で理解度を確認するために、及び、授業終了後の振り返りの復習課題として、毎回テーマに沿った新司法試験の短答式問題を出題し、日常点の基礎として組みこんでいる。授業内で配布した資料は、欠席した学生も受け取れるように、授業終了後にポータルサイトにアップしている。</p> <p>「刑法演習」及び「刑事法総合」においては、毎回のテーマに沿った事例問題を出題しているが、受講者の優秀答案を参考答案として配布したり、新司法試験の出題趣旨や参考答案を配布する等をしたりしながら、どのような能力の涵養が求められているかの確認を学生と行っている。2年次科目である「刑法演習」では、基本的知識の修得がなされているかを確認するための自学自修の資料として、各授業回で学習した内容について出題されている短答式問題を配布している。</p> <p>また、近年のコロナ禍に対応すべく、全ての科目において、履修者の状況に応じてZoomによるオンライン授業やハイフレックス授業の実施を行ったり、授業内で事例問題の解説にパワーポイントを使用したり、学期末試験をオンライン受験で実施するといった工夫がなされている。</p>
-----------------------------------	---

<p>キ 対象学年にふさわしい授業の工夫</p>	<p>※授業のレベル設定が、対象学年にふさわしいものとなっているか等。</p> <p>「刑法Ⅰ」、「刑法Ⅱ」においては、講義形式の授業を行い、刑法理論についての正しい知識と思考方法の定着を図っている。教員が解説を行う際は、黒板やパワーポイントを利用して図を用いる等視覚的にも理解ができるように工夫を図っている。</p> <p>また、これらの科目においては、入学当初から目先の論点だけを追うような勉強方法に陥ることがないように、重要判例を用いながら刑法の基本的な争点及び論点を明らかにし、初学者でも理解に至れるような授業の工夫を行っている。</p> <p>「刑法演習」及び「刑事法総合」においては、「質疑応答」による双方向授業を中心に据え、各テーマについての理論的な検討を行い、全員が「質疑応答」できるように工夫を図っている。特に、刑法を適切に運用できる能力を涵養するため、具体的事実をいかに評価すべきかを中心に事例問題の検討を行っている。</p> <p>また、毎回の授業においては数件の課題判例が指定されているが、その事案と各審級の判断についても「質疑応答」や解説を通じて理解が深められるように配慮している。</p> <p>特に3年次に開講する「刑事法総合」においては、刑法分野の総まとめとなる科目であるため、刑法の各論点についての発展的な理論的検討、学生において学修上見落とししていた点についての知識の補充や確認、誤った理解の補正などを主眼とした授業を行っている。</p>
<p>ク 到達目標との関係</p>	<p>※授業計画・準備及び実施が「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえたものとなっているか、自学自修に委ねる部分の扱、伝え方、自学自修を支援するための体制等。</p> <p>全ての科目において、授業の内容・カリキュラムは、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容（コアカリキュラム）」及びそれに則った到達目標を踏まえたものとなっている。</p> <p>コアカリキュラム、及び、コアカリキュラムが各科目のいつ学習対象となるかについては学生に公表しており、授業内で実施できない箇所の学習及び修得を明らかにし</p>

	<p>て、学生の自学自修に委ねている。また、各授業内においても、授業内で解消できなかつた部分を中心に自学自修すべき箇所を学生に伝えている。</p>
<p>ケ その他</p>	<p>※授業準備として工夫していること等。</p> <p>「刑法演習」、「刑事法総合」では、2クラスに分かれて授業を行っているが、各回に取り上げるテーマ・項目・課題判例は、研究者教員及び実務家教員双方で協議を行って選定を行い「共通」のものを使用している。これによりクラス毎の教育内容に大きな違いが出ないようにしている。</p> <p>また、「刑法演習」では研究者教員が各クラス1回の授業を担当し、出題された自宅起案の添削及び解説を行うことで、両クラスの履修者の修得度を確認したり、研究者教員と授業を担当している実務家教員が授業前や授業終了後に課題事例に関する検討を行ったりすることによって、両クラスの教育内容や評価が平等になるように努めている。</p>

■ 刑事訴訟法分野

科目分野毎に、下記の項目ア～ケについて記載してください。全体的な内容については自己点検・評価報告書本文に記載をしてください。

<p>ア 教育内容</p>	<p>※教育内容の概要、科目の特性や教育目標に応じた工夫、等。</p> <p>1年次春学期（法学未修者対象）に「刑事訴訟法Ⅰ」（主に捜査法）、秋学期に「刑事訴訟法Ⅱ」（主に公判、証拠法）を開講し、受講生に対して刑事訴訟法の基礎知識と法的思考の能力を身につけさせるための授業を展開している。当該科目は、講義を中心とするが、可能な限り双方向多方向の議論ができる場を設け、理論的・実務的双方の視点から重要判例等を題材に検討を行っている。</p> <p>2年次は、秋学期に「刑事訴訟法演習」を開講し、総合的・発展的な内容の授業、主に事例問題の検討を通して、刑事手続きにおける理論的な思考方法・知識の定着を図っている。</p> <p>3年次は、秋学期に「刑事法総合」（刑法総論・各論の総合問題及び刑事訴訟法の総合問題）を開講し、2年次の「刑事訴訟法演習」と同様の形式で授業を行っている。「刑事法総合」では、これまでに修得した刑訴法上の知識や理解を確認するとともに、さらに複合・発展的な事案についても解決できる能力を向上させることを目的としている。</p> <p>実務科目として、3年次春学期に「刑事訴訟実務の基礎」及び「刑事模擬裁判」を開講し、それまでに獲得した刑事手続きの基本的知識を元に、それが実務でどのように運用されているかを検察、弁護、裁判の三方向から学修している。「刑事模擬裁判」では、模擬法廷教室において、受講生が法曹三者となり、実際の刑事裁判記録を用いて、各書面の作成や公判前整理手続及び公判手続を実際に体験する。</p>
<p>イ 授業の仕方</p>	<p>※双方向・多方向の議論をするなど考える機会を設けているかその他授業の仕方についての工夫、等。</p> <p>「刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱ」は、事前に授業テーマ及びコアカリキュラムに沿ったレジュメをポータルサイトの「授業教材」内にアップしている。受講生に対しては、予めレジュメ及び基本書の該当箇所と判例百選に目を通し、レジュメ記載の「Q」について考えてから授業に臨むように指示し、授業では「Q」についての答えや判例に対する見解を受講生に問い、双方向の授業が実施できるよう意識している。</p> <p>「刑事訴訟法演習」及び「刑事法総合」においては、毎回、事例問題を題材としたレポート課題が出題され、受講生は、</p>

	<p>予めそれを起案し提出した上で授業に臨んでいる。担当教員は、提出されたレポートに対し丁寧な添削を行った上で、授業開始前に添削レポートを返却し、受講生のレポート内容を前提としたソクラテスメソッドによる解説・検討の授業進行が行われている。また、出題した事例問題に関連した数件の重要判例を指定することによって、学習した内容のフィードバックを行っている。両演習科目の担当教員は受講生全員が発言できるように、刑事手続きの問題点に関する様々な質問を受講生に行っている。両演習科目は、毎週事例問題を出題し、それをレポート課題として出題し、担当教員がそれに対して丁寧な添削を行う等しながら、起案作成能力を向上するための工夫を行っている。</p> <p>「刑事訴訟実務の基礎」では、記録教材等を用いながら、検察、弁護、裁判の各分野、それぞれの立場から実践的な講義及び演習を行っている。</p> <p>「刑事模擬裁判」では、「刑事訴訟実務の基礎」とリンクさせながら、受講生を裁判官役、弁護人役、検察官役にそれぞれ割り振り、実務さながら、書面を提出し、公判前整理手続及び公判手続を実際に行っている。教員は受講生作成の書面の確認や手続計画の確認を行い、実際の手続きでは被告人役、証人役、書記官役を担うとともに、各回手続き終業後には適宜コメント、総括を行っている。</p>
<p>ウ 学生の理解度の確認</p>	<p>※課題・レポート・小テスト・起案等による学生の理解度の確認をしているか等。</p> <p>全科目において、授業内の質疑や自宅起案において、学生の知識修得・理解の確認を行っている。また、学生において授業内容に関して疑問が残った点については授業後の質問(各担当教員は、オフィスアワーを授業外の時間帯に設けて対応している。また、授業直後は当然、それ以外の時間帯の質問やメールによる質問にも応じる等している)を促し、それらを通じて、学生側の理解度や疑問点の確認を図っている。</p> <p>1年次の講義科目である「刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱ」においては、各学期に2回、事例問題を起案するレポート課題を出題し、教員により丁寧な添削を行い、添削答案の返却・解説を行うことによって学生の理解度を確認している。また、各学期に5回程度、授業内に小テスト(簡易記述、正誤問題等)を実施し、定期的に学生の理解度を確認している。</p>

	<p>「刑事訴訟法演習」及び「刑事法総合」においては、毎回の授業において事例問題を起案するレポート課題が出題されており、担当教員が毎回丁寧に添削をしながら学生の理解度を確認している。また、両科目は司法試験に対応できる能力の確認のため、各学期に2～3回程度、新司法試験の事例問題を出题し、2時間の時間制限を設け自宅起案を実施させる課題を提出している。それに対しても、担当教員が丁寧な添削を行いながら、新司法試験に対応できる法的理解力・事案分析能力・答案作成能力があるかの確認を行っている。</p> <p>「刑事訴訟実務の基礎」では、必要に応じてレポート課題を提出させ、理解度を確認している。</p> <p>「刑事模擬裁判」では、各グループ（裁判官チーム、弁護人チーム、検察官チーム）ごとに一名ないし二名の担当教員がつき、メーリングリストを作成して、不明点があればすぐに質問できる体制を整えるとともに、各手続きの終了後には各チームに分かれてミーティングを行い、学生の理解度を確認している。</p>
<p>エ 授業後のフォロー</p>	<p>※授業後の質問対応，提出されたレポート等の添削指導など，業の効果を高める</p> <p>取り組み等。</p> <p>全授業の担当教員全員が、授業に関する質問のある学生に対して、授業外のオフィスアワーやメールで質問の対応を行っている。これらの質問は、個々の質問者に対して回答するのはもちろん、必要に応じて、次の授業の際にクラス全体に対して回答や補足説明を行うこともある。</p> <p>「刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱ」「刑事訴訟法演習」「刑事法総合」において、授業内で出題したレポート課題に対して、担当教員が丁寧な添削を行い、答案にコメントを加えることで適切な理解に至るように修正を図っている。</p> <p>また、学期末試験では、成績評価開示後、添削済みの学期末試験答案と共に、学期末試験の配点や解説を含めた講評を受講生に配布し、授業全体の復習として有用となるような工夫を行なっている。</p> <p>「刑事訴訟実務の基礎」及び「刑事模擬裁判」においては、特に後者の授業のフォローとして、各グループでメーリングリストを作成し、いつでも教員に相談できる体制を整えている。「刑事訴訟実務の基礎」では、提出されたレポートを教員が添削指導するなどしてフォローしている。</p>

オ 出席の確認	<p>※授業時に学生の出席を把握・確認をしているか等。</p> <p>毎回、授業の冒頭において、教員が点呼の上、受講者名簿に出者をチェックしている。授業内の発言も受講者名簿にチェック入れる等しているため遅刻者等の確認も行えている。</p>
カ 授業内の特徴的・具体的な工夫	<p>※映像等を利用し分かりやすい工夫をしているなど授業時に特 的な取り組みや 工夫をしている等。</p> <p>「刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱ」、「刑事訴訟法演習」、「刑事法総合」、「刑事訴訟実務の基礎」、「刑事模擬裁判」のいずれの科目においてもシラバスが作成されており、各回において検討する項目が事前に指示されている。</p> <p>「刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱ」では、各回のテーマにおいて「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容（コアカリキュラム）」に従った授業レジュメをポータルサイトにアップしている。レジュメ記載の内容については、さらに詳しく解説したパワーポイント教材を用いて、授業内で検討・解説を行っている。授業内で十分消化できないことを想定し、当該パワーポイント資料を授業終了後にはポータルサイトの授業教材としてアップしている。また、授業内で理解度を確認するために、まとまった単元が終了するごとに小テストを実施し、記憶の定着を図っている。</p> <p>「刑事訴訟法演習」及び「刑事法総合」においては、毎回のテーマに沿った事例問題を出題しているが、受講者の優秀答案を参考答案として配布したり、新司法試験の出題趣旨や参考答案を配布する等をしたりしながら、どのような能力の涵養が求められているかの確認を学生と行っている。</p> <p>また、近年のコロナ禍に対応すべく、全ての科目において、履修者の状況に応じてZoomによるオンライン授業やハイフレックス授業の実施を行ったり、授業内で事例問題の解説にパワーポイントを使用したり、学期末試験をオンライン受験で実施するといった工夫がなされている。</p>
キ 対象学年にふさわしい授業の工夫	<p>※授業のレベル設定が、対象学年にふさわしいものとなっているか等。</p> <p>「刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱ」においては、時にかみ砕いて説明する等、丁寧な講義形式の授業を行い、正しい知識と思考方法の定着を図っている。教員が解説を行う際は、黒板やパワーポ</p>

	<p>イントを利用して図を用いる等視覚的にも理解ができるように工夫を図っている。刑事手続きの実務的な書面を見たことのない受講生も多くいることから、適宜実務で用いられる書面を実際に見せるなどして実務の感覚が身につくよう努めている。また、これらの科目においては、入学当初から目先の論点だけを追うような勉強方法に陥ることがないように、重要判例を用いながら基本的な争点及び論点を明らかにし、初学者でも理解に至れるような授業の工夫を行っている。</p> <p>「刑事訴訟法演習」及び「刑事法総合」においては、「質疑応答」による双方向授業を中心に据え、各テーマについての理論的な検討を行い、全員が「質疑応答」できるように工夫を図っている。特に、刑事訴訟法を適切に運用できる能力を涵養するため、具体的事実をいかに評価すべきかを中心に事例問題の検討を行っている。</p> <p>また、毎回の授業においては、数件の課題判例が指定されているが、その事案の各審級の判断についても質疑応答や解説を通じて理解が深められるよう配慮している。特に3年次の「刑事法総合」においては、それまでのまとめとなる科目であるため、刑訴法の各論点についての発展的な理論的検討や学生が見落としがちな点について、知識の補充、確認、補正などを主眼とした授業を行っている。</p> <p>「刑事訴訟実務の基礎」では、3年次科目であることから、基礎的な知識があることを前提に、実践的な知識や実務家の考え方を教示し、法曹三者となったときに即戦力となるような授業を行っている。当該授業で得た知識を実践的に活かせる場として「刑事模擬裁判」を実施し、両授業をリンクさせながら、司法試験合格後に従事する実務家のイメージやモチベーションの向上を図れるようにしている。</p>
ク 到達目標との関係	<p>※授業計画・準備及び実施が「法科大学院の学生が最低限修得べき内容」を踏まえたものとなっているか、自学自修に委ねる部分の選択伝え方、自学自修を支援するための体制等。</p> <p>全ての科目において、授業の内容・カリキュラムは、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容（コアカリキュラム）」及びそれに則った到達目標を踏まえたものとなっている。</p> <p>コアカリキュラム、及び、コアカリキュラムが各科目のいつ学習対象となるかについては学生に公表しており、授業内で</p>

	<p>実施できない箇所の学習及び修得を明らかにして、学生の自学自修に委ねている。また、各授業内においても、授業内で解消できなかった部分を中心に自学自修すべき箇所を学生に伝えている。</p>
<p>ケ その他</p>	<p>※授業準備として工夫していること等。 「刑事訴訟法演習」、「刑事法総合」では、2クラスに分かれて授業を行っているが、各回に取り上げるテーマ・項目・課題判例は、研究者教員及び実務家教員双方で協議を行って選定を行い「共通」のものを使用している。これによりクラス毎の教育内容に大きな違いが出ないようにしている。 また、両授業では、研究者教員が各クラス1回の授業を担当し、出題された自宅起案の添削及び解説を行うことで、両クラスの履修者の修得度を確認したり、研究者教員と授業を担当している実務家教員が授業前や授業終了後に課題事例に関する検討を行ったりすることによって、両クラスの教育内容や評価が平等になるように努めている。</p>